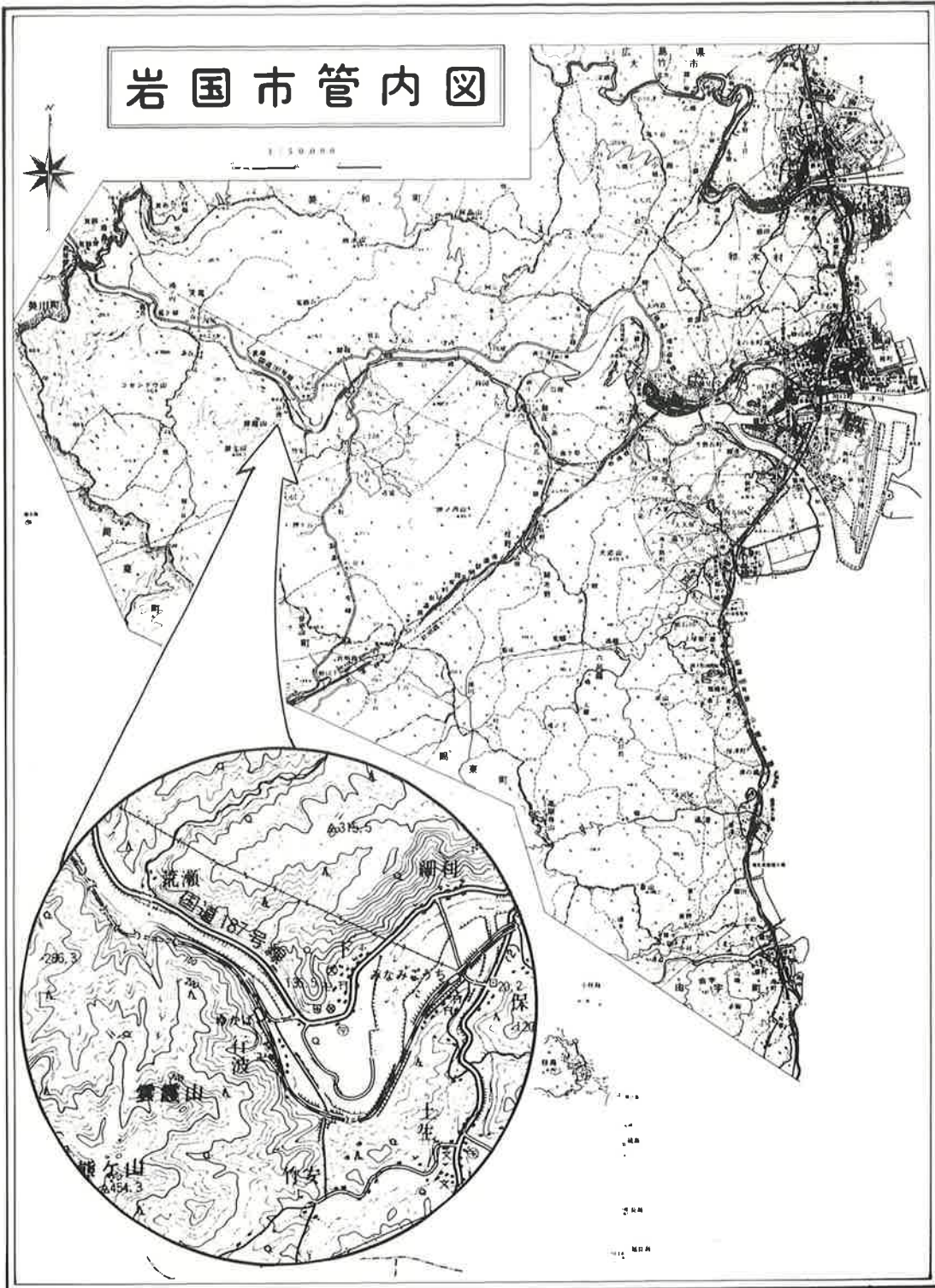


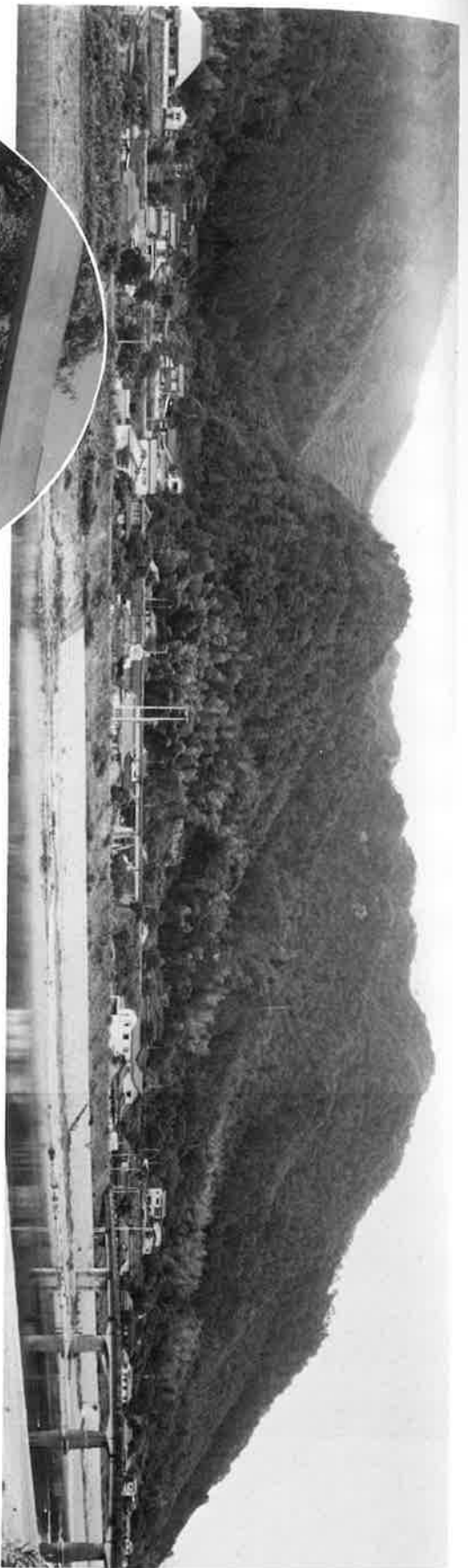
岩国行波の神舞行事

岩国市教育委員会

岩国行波の神舞行事

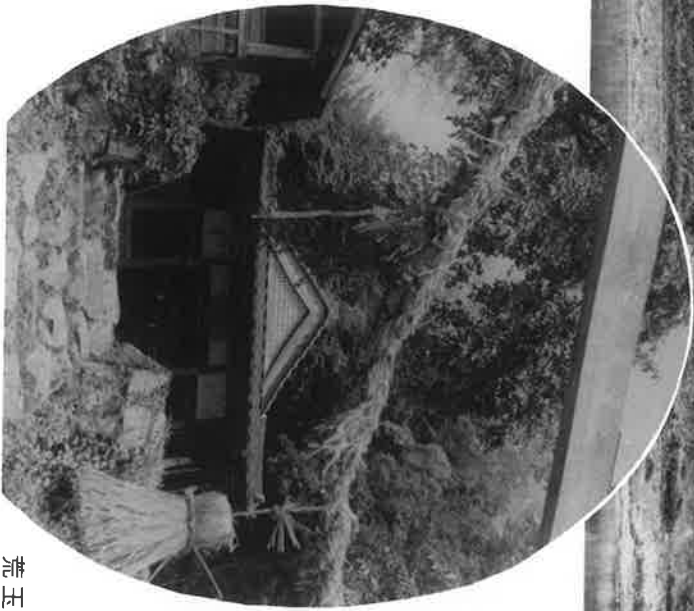
# 岩国市管内図





行波

対岸の下から見た行波。右端の行波橋の上流側の河川敷が7年毎の願舞の際の神殿場となる



荒玉社



行波橋から神殿場となる河川敷を望む



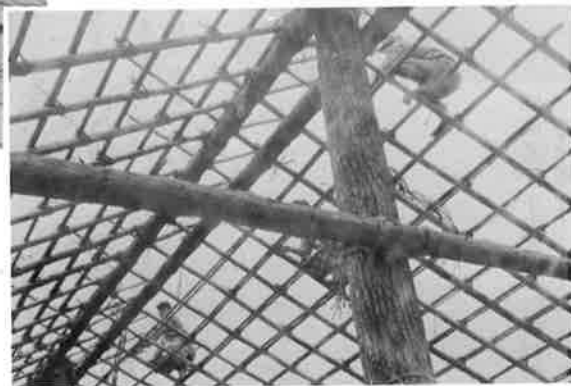
行波橋から願舞の神殿を望む



八関の登松の準備



↑  
神殿の準備→





願舞当日の風景



湯立 (市木征彦氏撮影)



火納め (市木征彦氏撮影)



湯立



荒靈武鎮のモドキ



荒靈武鎮の中の敷太刀



荒靈武鎮のヘイノテ



荒靈武鎮の中の靈剣↓



天津岩座の大神



五龍地鎮のシヨモワケ



弓箭將軍の矢止



天津岩座のウス女



六色幸文祭





荒玉社で舞う三宝鬼神



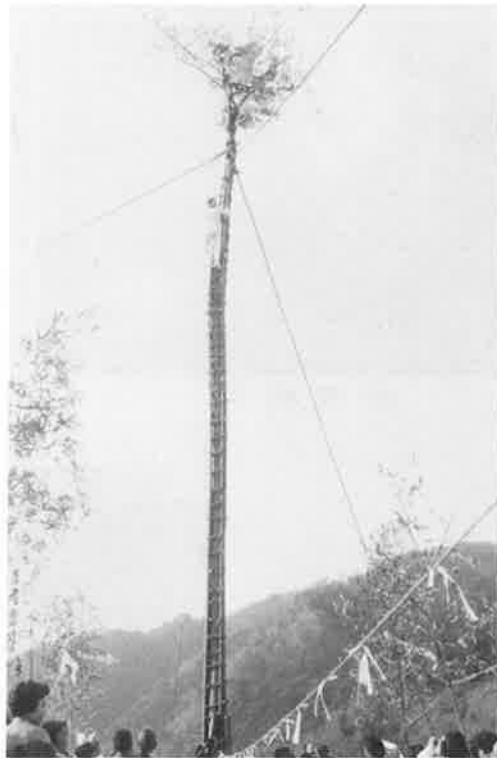
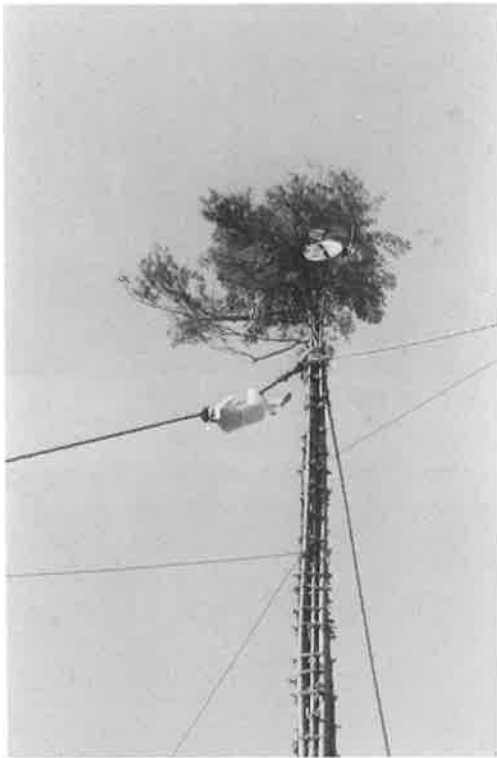
三 宝 鬼 神



日本紀のホコノテ



真榊対応内外の中のシバ



登り松を登る荒神

↑  
網を伝って降りる荒神 →  
↘



八 関 の 舞



## 序 文

岩国行波の神舞は、周防地方に伝承される神楽のひとつで、地方的特色豊かな、そしてきわめて優れた内容をもつ年期神楽であります。

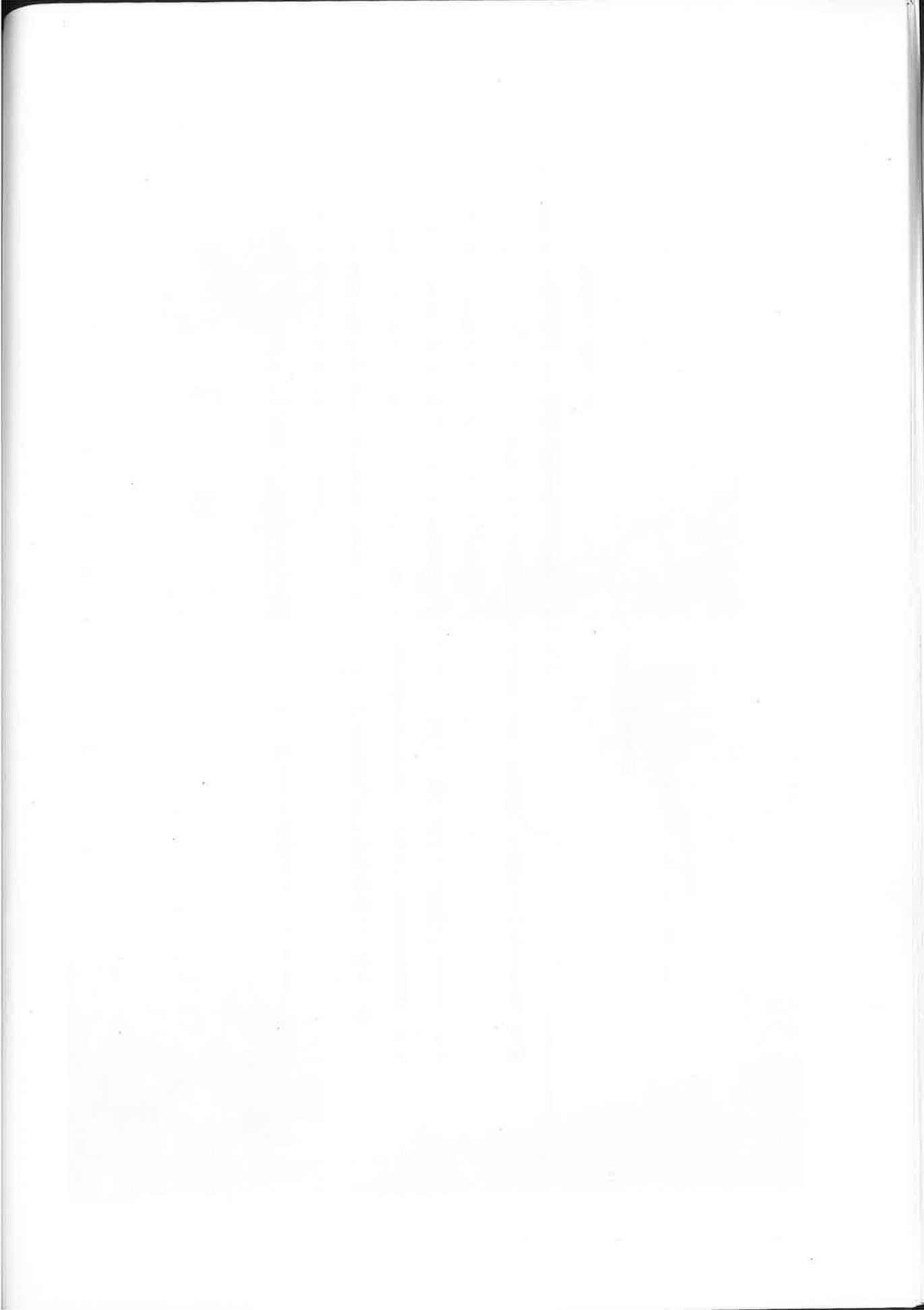
この貴重な無形民俗文化財を末長く後世に伝えるため、今回文化庁及び県の補助とご指導を得て、専門家による調査を実施いたしました。本書はその調査結果をまとめたもので、岩国行波神舞の伝承にとって極めて貴重な資料として十分活用されるときにも、広く一般の方々にご利用いただき、文化財に対する認識高揚の一助となることを期待してやみません。

本書の刊行にあたって、調査にあたられた諸先生方をはじめ、ご指導、ご協力をいただきました関係各位に対し衷心より感謝の意を表する次第であります。

昭和五十四年三月

岩国市教育委員会

教育長 大 下 良 久



岩国行波の神舞行事 目次

序文

岩国市教育委員会教育長

大下良久

はじめに — 報告の構成について

國分直一

I 行波の地理的環境と社会

伊藤 彰

一 地理的環境

二 社会

1 生業

2 戸口と婚姻地域

3 社会の構成

19

19

21

II 神舞の組織と祭事

伊藤 彰

一 村の祝祭と荒玉社

二 神舞の組織

三 祭事

1 祭場

2 神饌その他

3 祭事次第

23

23

24

24

25

27

III 年中行事

伊藤 彰

IV 行波の神舞

牛尾 三千夫

一 神楽本のこと

二 御棚備物

32

37

三 神楽歌

40

四 太鼓の打ち方

42

五 結語

42

1 神殿の舗設

42

2 神殿の飾り付

43

3 舞い方とその衣裳

43

4 願舞ということ

44

附録資料

一 御神楽目録解題

45

二 唯一参詣次第神歌解題

47

三 周防行波神楽本

50

V 行波神舞の舞い方

加藤 宝

一 行波神楽について

68

二 各曲目の内容

68

1 莊厳

68

2 六色幸文祭

69

3 諸神勧請

71

4 注連灑水

72

5 三宝鬼人

74

6 八関

75

VI 行波の神舞について

本田 安次

VII 神舞行事をめぐる文献的考察

宮田 伊津美

一 文献資料を通してみられる一般行事

80

1 農事に関する行事

80

2 風俗に関する行事

81

3	神社で行われる神楽以外の祭事	81
---	----------------	----

二 文献資料を通してみられる神楽

1	享保以前に存在が確認できる神楽	82
2	鷺神社の神楽	83
3	山神祭り	84
4	白山神社と吉香神社の神楽	85
5	町と椎尾神社における神楽	86
6	浦・宿市における人寄せの神楽	89
7	その他各地の神楽	90
8	行波村の神楽	91

三 行波の神舞の祭地

1	行波村	101
2	天尾村	101
3	荒玉社	102

VIII 行波神舞行事の民俗学的意義

國分直一

附 篇 行波の神舞関係史料集成

宮田 伊津美

1	棟札三枚	106
2	棟札の裏	106
3	木札	107
4	明治二十年の祭事記録	108
5	大正十二年の祭事記録	119
6	昭和四年の祭事記録	120
7	昭和十年の祭事記録	130
8	昭和十六年の祭事記録	137
9	昭和二十二年の祭事記録	141
10	昭和二十八年の祭事記録	150

## はじめに―報告の構成について

行波荒玉神社の神舞は昭和五十四年二月三日付で国の重要無形民俗文化財に指定された。ここに編集した「行波の神舞行事」なる報告は、国の重要無形民俗文化財指定に先立って行われた神舞をめぐる調査とその後の補助的調査を中心にして構成したものである。

神舞の重要無形民俗文化財の指定をめぐる調査は、国の文化財保護審議会専門委員本田安次博士を中心として行われた。本篇所載の報告は、調査に参加した各委員がテーマをしばって執筆したものである。

「神舞の組織と祭事」は伊藤彰氏が、神舞の概説は山口県文化財保護審議会委員牛尾三千夫氏が、「行波神楽の舞い方」は加藤宝氏が、更にそのわが国芸能史の上にもつ意義については本田博士が、それぞれ執筆された。伊藤氏は優れた民俗学者であり、加藤氏は神舞の伝承者として、貴重な存在であられる。本報告の中核は本田、牛尾、伊藤、加藤四氏の神舞をめぐる報告であるが、別の視点からする背景的説明をも用意している。それは地理的、社会的、歴史的背景をとらえておこうとする配慮によるものである。行波の神舞がどのような地理的、社会的環境において行われているか、またどのような歴史的背景をもっているかを明らかにすることにより、行波神舞の性格はより明確になるであろうと考えるからである。

かくて地理的、社会的背景の説明は伊藤彰氏が当られ、歴史的背景は、文献的検討を通して岩国徴古館の宮田伊津美氏が説明された。宮田氏の文献的検討は信仰的民俗に広く及んでいる。宮田氏は岩国地方の郷土史研究の権威である。最後に国分が甚だ不十分ではあるが、若干の民俗学的解説を加えた。本篇の報告をなすに当って、テーマの設定、その構成について責任をもつものとして一言しておくものである。



## I 行波の地理的環境と社会

### 一 地理的環境

行波は谷間の村である。

そこは名勝錦帯橋から錦川を二十キロほどさかのぼったところの右岸、雲霞山（四〇九呎）の北東麓にあたる。錦川はここで大きく曲流し、急に川幅を広げる。曲流部の滑走斜面（行波の対岸下流）には汜らん原が発達し、河床は礫石におおわれる。神舞がおこなわれる河原は、この河床礫が減水期に顔を出すところである。

行波の集落は山麓緩斜面に立地する。

山麓緩斜面というのは、ここでは雲霞山の急斜面と河道との間の堆積地形を指しているが、それは沖積錐と河床よりも若干高い汜らん原に分けることができよう。沖積錐は雲霞山を流れていくいくつかの短急な谷川の出口に形成される地形で、集落の大かたはここに占地する。神舞の奉納される荒玉神社もこのような地形の頂部に祀られている。沖積錐をつくる谷川は江戸時代の絵図面に野地ノ浴、栗本浴、ツヘカ浴、堤カ浴などの名が記されているが、これらの名称は村の古老にも伝承されていない。行政上の必要から植松川、中屋川、岡川、加藤川などと呼ばれているが、一般的には単に浴と称される。浴の中では中屋川が一番大きい。先の絵図面に登場する栗本浴とツヘカ浴は、共に中屋川の支谷であるが、ツヘカ浴のツエ（崩え）は、豪雨時における土石流を意味していて興味深い。

行波は「水村」である。

沖積錐以下の低地は主として水田に利用されているが、低地と

河道を仕切る堤防（比高六呎）ができたのは昭和五十二年のこと。それまでは真竹の林がその機能の一端を代行していた。したがって、行波の集落は堤防工事により竹林が除去されるまで、左岸の国道一八七号線からは見えなかった。そのころ「角（村）は片影、下（村）は日当り、恋し行波は藪の影」とうたわれていたという。

堤防が新設されるまで行波の低地は、錦川の増水によってたちまち冠水の憂目に合わねばならなかった。「岩国市史」によると、昭和十七年から同三十年に至る十四年間に八回ほどの洪水に見舞われている。月別には六、七月に各一回、九月に四回、十月に二回を数える。とりわけ大きな災害をもたらしたのは、錦帯橋を流失させたキジア台風（昭和二十五年九月十四日）とルース台風（昭和二十六年十月十四日）であるといわれる。

ルース台風時の状況は、今も人々の脳裡に生々しくよみがえる。それはちょうど神舞の日の夜であった。増水した大川（錦川）の水は竹藪をこえると、たちまちのうちに耕地を沈めて家並に迫る。一方、雲霞山を一気に流れくだる谷川は、山肌を削りとり、掘りおこして土石を運び出す。これがいわゆるツエである。ツエ自体は谷口の前方に広い緩斜面をつくり、河床の縦断面をゆるやかにする自然の営みであるが、そこを生活の場とする住民にとつて、これほど恐ろしいものはなからう。大川の濁流で退路を断たれ、山からのツエで押しつぶされる。全戸浸水、半壊家屋多数、死者二名、重傷二名、牛一頭を失ったといわれる。

下組の字岡にあつた大神宮もルースで倒壊してしまつた。その後、再建されることなく今日に至っているが、時と共に祭祀組織は弛緩し、やがて消滅した。そして三十年後の今日、祭日はいうに及ばず、守護神の名前すらもパツと思ひ出せる人は少ない。神はその住居の喪失と共に急速に忘れられてゆく。

行波の歴史は大川と谷川の自然史にかつちり枠組みされている

ようにおもわれる。雲霞山頂に巖島明神や山ノ神が祀られ、沖積錐の頂部（谷の出口）に荒玉社が坐すのも、荒ぶる谷川を鎮めんがための祈りの表白であろう。行波の家屋が正面を大川の下流側に向け、納屋を母屋の大川側に置くのも「水漬く村」の自然史と無関係ではないであろう。ある時期まで行波の河原は大川を上流から上下する船のたまり場であった。

かつて大川の水運を利用して木材、竹材、薪炭、河原石（グリ石）などが川口の今津や錦見あたりへ運ばれていた。これらの物資は昭和二十五年ごろまで筏で出された坑木用材を最後にトラックによる陸送に移行することになる。

水運の概況を聞き書きを軸になどっておこう。

木材と竹材は筏に組んで流された。木材は杉と松で長さ二間の丸太を六尺幅に組んだものを一単位とし、これを五つ連結したものをヒトハナという。一人乗りで上手な者は、フタハナを出した。竹は海苔の箔に使われる。筏出しの最上流は河山（美川町）あたり、その中心は行波から更に十キロ余り上流の南桑（美川町）であった。

薪炭も川船によつて運ばれた。行波では構造の上からこれを三階船と呼んでいるが、『玖珂郡誌・赤谷村』にみえる「柴薪船」の別称と考えられる。

柴薪船。大格表ノ間ト胴ノ間ニテ、横五尺九寸五分、長五間、此船ニ一人ヲイ（負）ノ柴木、三十荷積テ、岩国ヘ下ス也。

三階船は二人が乗組み、岩国の城下に近い臥竜橋あたりで荷上げした。

大川を上下した船にもう一つ、ヒラダ（艦）と呼ばれるものがあった。艦について加藤宝氏は「これは河川の改修時にグリ石やセメント用のガラスなどを積んだ船」であると説明されたが、江戸時代の文献では享保十一年の記録や『風土注進案』にもみえ、柴

薪船よりやや大きく当時は主として年貢米を運んでいたようである。享保十一年の記録によると、艦は行波には無く、すぐ上流の川尻村、吉谷村、赤谷村などに配されていた。

行波からする筏出しは一日を行程とする仕事であった。行波を朝早く出発しても今津に着くのは昼過ぎになる。昭和十五年ごろから筏に自転車をくくりつけて下つたといわれるが、それまでは歩いて帰った。川船で下る者は、帰りは左右の河原依いに船を曳いて上るから、行波まで戻るのがやつとのことであった。そのため南桑などの者は行波の河原で一夜を明かすことが多かったという。これと関連する記事が『地下上申』南桑村の章にみえる。

但長サ六間横壱間程、上荷作り壱艘ニ付船子三人乗り、南桑ヨ

リ今津迄下り候、四時程ニ着仕候事、南桑へ罷歸候時ハ一日ニ着ニ相成候、尤荷積申候時ハ二日ニ相成申候事

右の記事は南桑から今津まで八時間を要したが、復路が空船であれば、その日のうちに、日用雑貨その他の積荷がある時は、二日ばかりで帰つたことを報じている。後者の場合の仮泊地が行波であったのであろう。昭和十年代のはじめごろまで、行波の河原は船子たちのムシロ小屋で賑わっていた。

行波と対岸の下との間は、いま昭和三十一年に架設された行波橋でつながっているが、それまでは渡しであった。渡船は二階船とも呼ばれるクリ（操）船で、川幅いっぱいにはわたされたロープを手操って進める形式のものであった。

大川にはアユ、ギギ、ハエ、ドジョウ、ウナギ、フナ、コイ、ツガニ、ナマズ、イダ、ワダカなどが息する。このうち食膳にのぼるのはアユやウナギで、川漁にはテンマ船が使われた。部落共同の漁はおこなわれることがなかったのか、あるいは絶えて久しいためか、知る者はいない。

## 二 社会

行波は近世には河内郷に属し、一人の刀弥職が配されていた。郷域は明治二十二年、南河内村と北河内村に二分され、行波は守内村、瓦谷村、杭名村、下村、天尾村、二鹿村などと共に後者に属した。ついで昭和三十四年四月、岩国市と合併して今日に至るが、ここに扱う行波は、大字行波に含まれる荒瀬谷と白井谷を除くものである。上記二つの谷は飛地をなしており、神舞のおこなわれる行波とは祭祀の対象を別にし、互にジゲ(地下)を異にする。

第一表 戸数の変遷

年代	戸数
享保 11	69
明治 13	56
〃 35	54
〃 40	55
〃 41	55
〃 43	58
昭和 20	50
〃 26	48
〃 34	42
〃 38	41

(出典 享保増補村記、村有文書、市統計)

行波の人々は、五世帯の創価学会員を除くほかは荒玉社の氏子であり、村の竜雲寺(臨濟宗)に所属する。葬地は小さい谷川はさんで荒玉社に隣る斜面にある。先年まで土葬がおこなわれていたといわれる。

### 1 生業

第二表は、行波四十八世帯のうち世帯主が長期不在である者を除いた四十五世帯について、農業収入に視点を置いて区分したものである。部落の全耕地面

第二表 生業の構成

農 業	専 業	1 (戸)	(%)
	兼 業	27	62
非農家		12	27
無 職		5	11

積は十二町ほどで、このうちの十町が水田とされる。水田所有は三反以下が大部分を占め、四反を超えるクラスは五指にも満たない。米の平均的反当収量は戦前で五俵、現在では八俵を数え、戦前から村内自給が可能であったという。

第三表 江戸時代の農業生産高

区分	寛文12年(1672)		元禄17年(1704)	
	石斗升合	%	石斗升合	%
田方	35・9・1・6	21.1	35・9・7・0	19.2
畠方	79・6・5・1	46.8	96・8・9・1	51.6
楮高	54・5・8・4	32.1	54・9・3・4	29.2
計	170・1・5・1	100	187・7・9・5	100

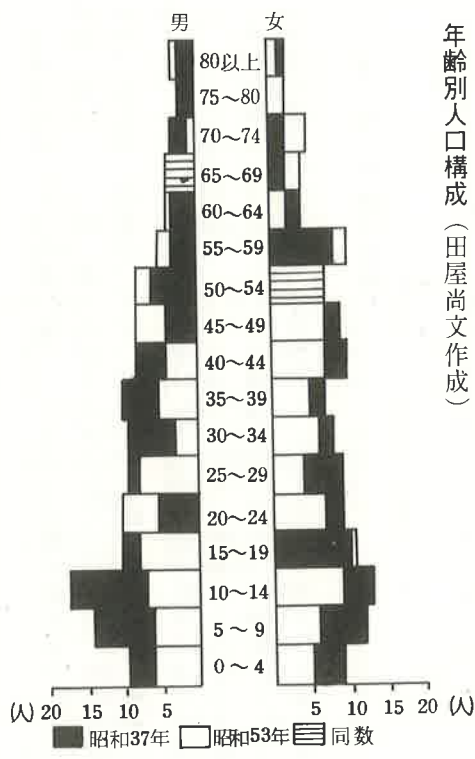
### 昭和初年の生業カレンダーと祝祭

区分	ムギ	ダイズ	キアビワ	養蚕	祝祭
1					
2					旧1月25日 日待ち
3				(春こ)	3月18日 秋葉祭
4					4月3日 神舞行事
5					
6				(夏こ)	
7					7月7日 土落し
8					
9				(秋こ)	
10					旧9月17日 雲霞社祭
11					旧10月14日 荒玉社小祭
12					

江戸時代の行波は畠作の村であった。第三表は荒瀬谷と白井谷を含んでいるが、農耕形態の傾向を読むうえでの支障はほとんど無いものと考えられる。表は陸耕作物が八十パーセントを占めることを示す。畠作物の内容については、神舞神殿に供えられる五穀俵の詰物が参考となろう。古くはアワ、キビ、ムギ、ダイズ、コメなどを少量ずつ詰めたといわれる。ソバを加えることもあった。おそらくムギやダイズを中心とする雑穀が栽培されていたのであろう。楮は昭和五年ごろまで作られたが、この村で紙を渡くことはなかった。明治から大正にかけて養蚕も盛んにおこなわれた。

行波の農耕が水田を主とするようになるのは、昭和八年以降のことである。この年、行波耕地整理組合が結成され、それまで桑畑であった大川の汜らん原が改良されて七町歩余りの水田が造成されたことによる。

年齢別人口構成 (田屋尚文作成)



第四表 世帯主の地域別夫婦結合

地域		世帯主			
		当代	先代	計	(81件中)
岩国市	行波	5	7	12	14.8
	北河内	12	12	24	29.6
	南河内	5	8	13	16.1
	その他	7	4	11	13.6
美川町		3	2	5	13.6
美和町		2	1	3	
錦町		2	1	3	
玖珂町		3	0	7	3.7
その他		6	1	81	8.6
他		45	36	81	100%

2 戸口と婚姻地域

行波の戸数は年代的に多少の増減はあっても、ほぼ五十戸を基調としているようにおもわれる。人口は過去十三年間の統計によると、昭和四十二年の三百三十八人を最高として漸減しつつある。かつて、村の人口が三百人を超えると大病が流行するといわれ、ために子沢山の家が嫌われたり、他村からの転入が拒まれていたという。これは神舞の起源に関して語られる伝承の一部を構成するものであるが、畠作を主な生業手段とする時期におけるマキシムな扶養人口を暗示しているとも考えられる。

婚姻については第四表に示すように外婚的傾向が高く、件数的には旧北河内村内を第一位とする。総体的には大川との関係位置

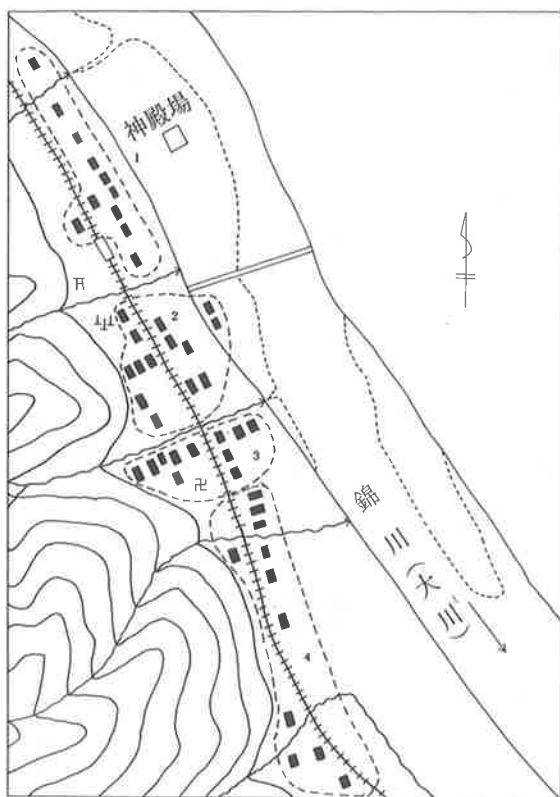
からみて上流地域との通婚が比較的多い。

### 3 社会の構成

#### (1) 組

地縁集団としては大きく上組と下組に二分された時期があったようである。そのようにおもわれるのは、かつて小正月のトンドが上、下別々におこなわれ、その火勢を競っていたこと、昭和十

#### 行波の集落



1 上組 2 中組 3 中屋組 4 下組  
 戸荒玉社 戸竜雲寺  
 鉄道は国鉄岩日線

二年の日華事変まで村の若い衆連中が二分原理によって編成されていたことなどの理由からである。

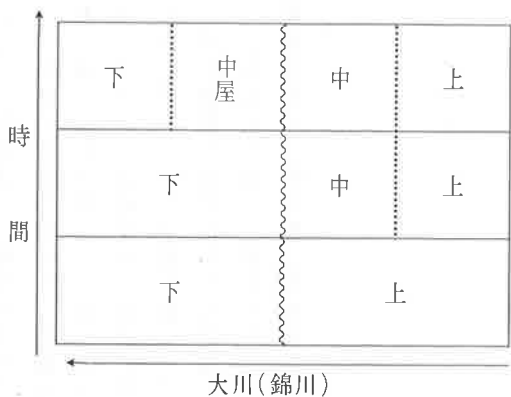
二分は集落のほぼ中央を流れる中屋川を界線とし、そこから大川の上流側を上、下流側を下と呼ぶ。このような二分構成に対応するシンボリズムについては、加藤宝氏の述べられた正月の門木に関する旧習が参考となる。同氏によると、田中、富弘、藤野、加藤、善岡家など下組を中心に椎を祀っていたといわれる。これに対し、上組は松を飾るところからみて、かすかではあるが、植物シンボルの存在を推定することができよう。もう一つ、ルース台風時に流失した下組の大神宮の祭神は、おそらくアマテラスであろうから、スサノオを祀る荒玉社との間に、男女の性的対立観念があったとも考えることができる。

二分的観念は消えてはいるが、今日では現実の生活に何ら機能するところがない。日常的にも儀礼的にも村の構成をつらぬくのは、四分原理である。上は上組と中組に、下は中屋組と下組に分けられるが、明治四十一年の村有文書によると、

上組 十三戸  
 中組 十八戸  
 下組 二十四戸

とあり、この時点ではまだ中屋組は登場しない。したがって、中屋組が

#### 社会の構成



第五表 村の伝統的役職

大正8年 (人)		昭和53年 (人)	
報徳会幹事	3		
報徳会評議員	3		
衛生組合長	1		
道路監督	3	道路監督	1
運搬人	4		
墓地管理人	1	墓地管理委員	1
村中総代	12	世話人	8
渡船総代	1		
椎尾八幡副総代	4		
		顧問	4

地縁的単位集団として独立するのは、これ以降の時期である。  
 組はショウジ（小路）とも呼ばれ、村落組織の最小単位となる。  
 組は伝統的には葬式と荒玉社の小祭や大祭としての神舞の執行單位があり、行政的には班と読みかえられて、班長各一名が置かれている。かつては、早乙女の手間換えも組内でおこなわれていた。  
 組はそれぞれの共有山を持つ。転入戸は村有の竹林に対しては自然加入するが、組の共有山への加入は認められていない。他の組の土地へ移った分家は、その組の構成員となる。

(2) 役職

組をたばねる村の組織を役職名によってみると、第五表のようになる。こうした役職（任期一年）の改選を主な議題の一つとする初寄合は、古くは旧正月五日に開かれたが、現在は正月二日に公会堂で開かれる。初寄合では役員改選のほか、年間の諸行事や農作業をめぐる日雇賃などが協議され、神舞の大綱もこの席で決定される。

運営組織の特徴は、協議題をあらかじめ審議する世話人会に代表制が敷かれていないことであろう。第五表の役職名のうち、道路監督は春分の日におこなわれる道切り作業の進行役、運搬人は伝染病患者を隔離棟へ担送する仕事、渡船物代はクリ船の維持管理をそれぞれの任務とする。渡しについては戦後専任者がいなくなったため、架橋されるまで各戸主が一日交代で船を漕った。

岩国市に所属する自治会は、行政事務の連絡を主たる任務とし、自治会長一、副会長一、会計一と各組に班長一が置かれる。班長は半年ずつのおしまわし、会長その他は行政年度にあわせて春分の日に出される。

## II 神舞の組織と祭事

### 一 村の祝祭と荒玉社

村有文書によると、お日待（旧一月二十五日）、秋葉祭（三月十八日）、土落祭（七月七日）、荒玉社小祭（旧十月十四日）の四つが通常年における村の主要な祭事であったことがわかる。そのほかでは旧北河内村の椎尾八幡宮に副総代を送り、十二年に一回小行司役をつとめる。

七年期（中五年）におこなわれる神舞（願舞とも呼ばれる）は、荒玉社の大祭と観念され、その神霊は神殿正面の仮殿に移される。荒玉社は古くは荒神社と称されていた。故金森光行氏（明治三十四年生）の「荒玉神社・年限神楽始末記」（年限神楽保存会・昭和四十七年）によると、寛政三年亥歳九月の社殿新築に際し、荒玉社と改称された。その時点かそれまでに近くにあった諏訪神社と下の字井応木の天疫社の二社が合祀された。ついで文化八年未歳八月、神殿再建にあたって荒玉大権現と改められ、その後幾度かの増改築をへて今日に至るが、その間、雲霞社と河内社も合祀されている。

神舞は荒玉社五祠のうち荒神社（祭神スサノオ）の祝祭であり、昭和五十二年度まで三十二回を数えるといわれる。

### 二 神舞の組織

昭和四十年の三十回目までの神舞は、小祭の組織を中心に運営されていた。すなわち、小祭の当屋組は上↓中↓中屋↓下↓下↓中屋↓中↓上の順でまわされ、神舞は亥歳と未歳におこなわれる。そのため常に下組が当屋組（引受組）にあたることとなり、古くはたいいてい中屋組の加勢を得て務めを果していたといわれる。

聞きとりが不十分なため、運営方法その他の通時的変容については不詳であるが、以下に採録の概要を記しておく。

当屋は特定戸が当るのではなく、組の協議によって決せられた。当屋は荒玉社の清掃、神官の招聘と接待、幟立てと幟倒しを分担し、組の者は神殿の切飾りや神舞に必要な小道具の作製、神饌の調整、舞子の世話などに当る。神殿や登り松などの木取りと設営は村全体でおこなわれ、所要経費についても村の全戸で負担したという。

神舞の運営は、岩国市行波年限神楽保存会の発足以後、この組織によっておこなわれることになった。同会の結成は、直接的には市の文化財指定という行政側の刺激によるところが大きいと考えられる。

会則（昭和四十五年二月一日付け施行）の概要はつぎのとおりである。

会員は保存を目的とする会の主旨賛同者と十八才以上の舞子とからなり（第三条）、年額各一千二百円を負担する（第十二条）。会に会長一、副会長二、委員九、監査二および若干名の顧問と幹事を置き（第六条）、すべての役員は総会で選出される（第七条）。

同時に「神楽団」と呼ばれる楽士と舞子のみからなる組織も結成された。これには団長一、副団長一、楽団長一、顧問若干名が置かれている。

これらの役員を選出する総会は、正月二日に開かれる。会員は荒玉社の氏子からなる村の世帯主であるから、実質的には村の初寄合が同時に総会となる。二年任期の役員が決まると、その年が神舞年であれば、各戸負担金額が協議され、実行組織が編成される。昭和五十二年の分担金は、六千円であり、庶務係、財務係、施設係、後継者育成係が推せんによって任命され、諸準備を開始した。

神舞を直接支えるのは、技能集団としての「神楽団」である。

これなくして神舞は成立しえないが、その年令構成は楽士の場合、五十才以上がほとんどを占めるといわれる。舞子は二十才代が六人、三十才代以上の熟練者は数人を数えるにすぎない。現在、舞子の最多勢力は高校生以下の児童・生徒からなるが、この傾向は今後共維持されていくことになろう。

ともあれ神舞の組織は、小祭の組原理と当屋制を離れ、保存会の会長を中心とする村民の熱意と文化財行政の側面的援助によって支えられることとなった。昭和五十四年二月、国の指定を受けて岩国市行波の神舞保存会と改称された。

### 三 祭 事

#### 1 祭 場

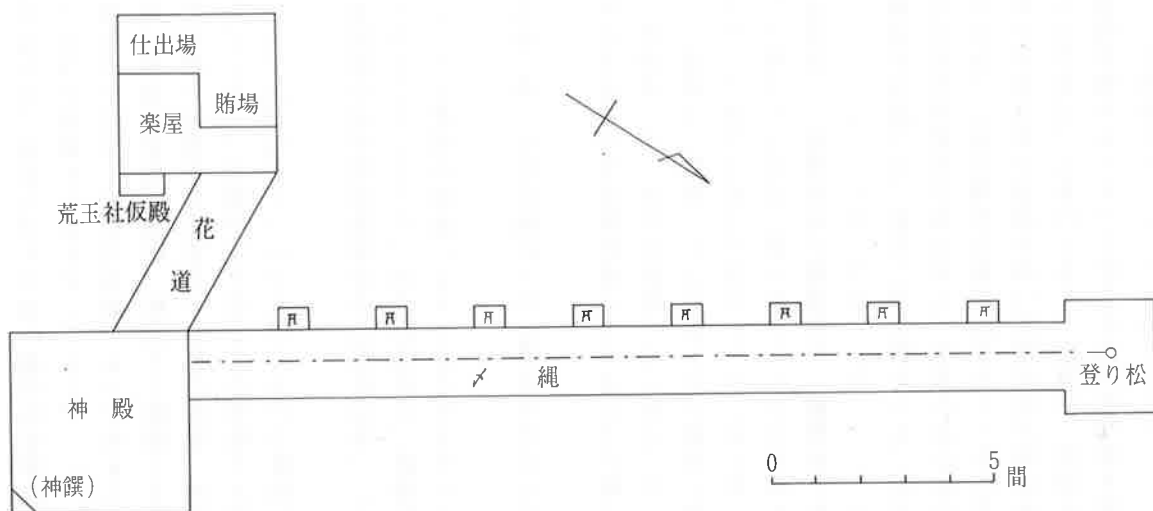
神殿を建てる河原は、上組の村重家の地先き付近と決められており、そこは俗に神殿場と呼ばれている。

神殿のプランは四間平方とされ、こも葺きの切妻屋根を八本の赤松柱で支える。すべて掘立式で、三間一尺のもの二本（四尺五寸廻り）、二間もの六本（三尺廻り二本、二尺廻り四本）がこれに当てられる。前者は中柱、後者は角柱と間柱に用いる。柱に使われる松は神殿松と呼ばれている。棟木は二本の桧材を用い、中柱を挟むようにして結縄される。神殿の床面には六分の割枝を並べ、その上に藁を敷きつめる。

神殿から少し離れた正面側に三間半平方の藁囲いの小屋が懸けられる。内部は賭場、仕出場、楽屋の三つに仕切られ、楽屋は長さ四間の花道によって神殿とつながり、神殿に面して荒玉社の仮神殿をつくり出す。

更に神殿から大川の上流側に向かって、幅一間半、長さ二十間余りの参道が画され、その一番奥まったところに須賀宮が祀られ、

神殿と付属施設平面図





ここに十三尋半の登り松（赤松のポール、荒神松とも呼ばれる）が立てられる。登り松は先端のいくつかの分枝を残したもので、三方に張られた綱で支えられる。現在村の山にこのような松がないため他所から入手するが、かつては山林所有の境を示す松（境松）が切り出されていたという。登り松の頂部に赤、白、銀三色の円形マーク（日・月・星を意味する鏡）がとりつけられ、幹に三本の真竹が等間隔にくくりつけられる。こうしておくのと登るのに都合がよいと説明されるが、本来の形が松を芯柱に竹に添えてつくるものであったことを示唆しているかもしれない。

参道の向かって左側に川を正面とする八つの莖囲いの小祠が設けられ、ここに八関の舞にかかわる神々が鎮まる。

## 2 神饌その他

金重幸氏の御教示によつて神饌およびあらかじめ準備すべき品々をかかしておく。

### 御棚供物（神殿）

- 一 御初穂 十二文
- 一 祝餅 二重
- 一 御酒 新樽二升入
- 一 掛鯛 式尾
- 但シ一枚二付一尺二寸
- 目方七百六十匁
- 一 米 一升二合
- 御棚組膳十二膳ノ事、一膳二付一合宛
- 一 御水 新タゴ一ツ
- 一 五穀俵 拾式俵
- 一 白木綿 壹反
- 一 七五三繩 一本

### 一 榎

一 玉幡 十六

一 錢幡 十六

一 十二ノエト幡

一 四季造花 式組

但シ壹組八字

壹組ハ花

### 絵

春 柳につばめ

夏 浪に鯛

秋 垣にひょうたん

冬 水仙

### 字

春 桜花

夏 卯の花

秋 明月

冬 玉笹

### 火納供物（神殿）

一 米 壹升

火の饌米

一 米 六合

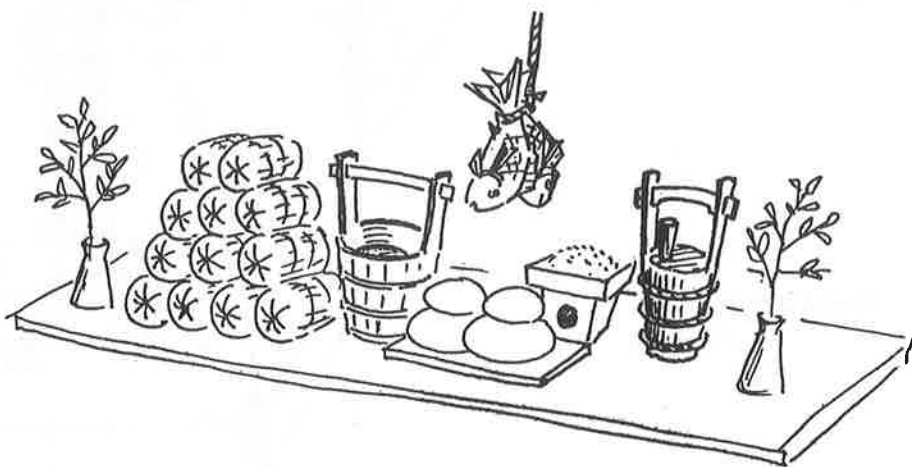
火の舞ひ

### 一 餅

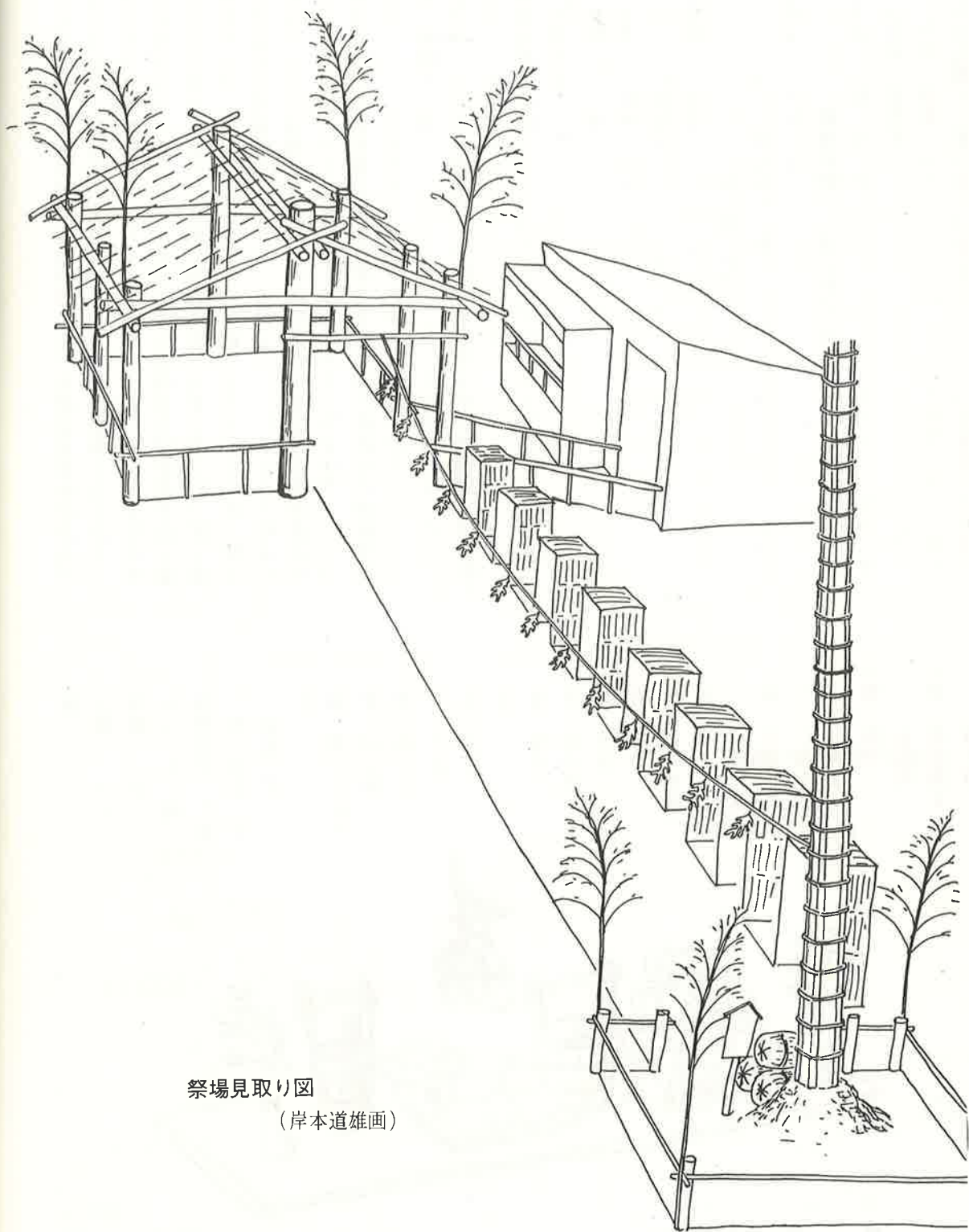
四ツ

一 金 式拾四文

右入用



神饌（岸本道雄画）



祭場見取り図  
(岸本道雄画)

一祝餅 壹重

一神酒

一米 六合 火の天外式包

右入用

御湯立備物(神殿)

一御初穂 二十四文

釜本御初穂

一饌米 壹升

一湯コシ木綿 四尺

一祝餅 壹重

差渡四寸

一御神酒 一徳

一ひょうたん杓 一ツ

一清き所の赤土 少し

一セリ 少し

一藁スボ 壹

差渡シ六寸、廻り五寸

釜の中に浮べ幣ヲ立テル

一八ツ足 一ツ

御仮御殿供物(荒玉社仮神殿)

一祝餅 一重

但シ差渡五寸

一饌米 三合

一御神酒 壹徳

一七五三縄 一本

一榊

一小鯛 一尾

以上は昭和五十二年度の記録の写しであるが、荒玉社の供物と

しては同二十五年十月十四日付けの記帳があるので次に記しておく。

一祝餅 五重

一撰米 壹升五合

一握団子 三合

一御酒 五合

このうち握団子というのは、大豆を入れた餅のことで全戸にも少しづつ配られていたという。牛を飼う家では牛にも喰わせた。

なお、八神の供物については記録されていないが、小餅一重と神酒、イリコが供えられていた。

### 3 祭事次第

加藤宝氏のメモによつて五十二年度の次第を列記しておく。

前夜祭・四月二日

神移し 午後七時三十分

湯立・火納の神事 同七時五十分

神楽奉納(三曲) 同九時〜十時二十分

神戻し 同十時四十分了

本祭・四月三日

神舞関係者一同の水垢離(大川) 午前六時

神移し 同七時三十分

神殿入り 同八時

神楽奉納 同九時三十分〜午後十時五分

神戻し 同十時四十五分了

なお、神楽奉納の間に松登り行事がおこなわれた。白装束の青年一人が登り松のてっぺんに登り、日、月、星に火を放つ。ついで分枝ごとに小枝を折つて投げる。河原の観衆は競つてこれを拾うが、拾った者にはその年の息災が約束されるといわれる。

話者および資料提供―加藤宝、金重幸、村上公、村重昇の諸氏。

### Ⅲ 年中行事

正月の準備

餅搗きはウマの目を除いてする。三十一日に床間、仏壇、へつ  
つい様、水神、牛小屋、農具などに備える。床間へは三宝にワカ  
メを敷いて、その上に鏡餅を据える家もあった。へつつい様には  
昭和十年ごろまでイワシを供えていた。上組ではヤナギ餅といっ  
て、棚の枝に小さな丸餅を花のように飾ったものを立てることが  
あった。

門木は松が一般的であるが、下組の中には現在も椎の枝を立て  
る家がある。

\*

\*

一月一日

荒玉社と竜雲寺に参拝する。寺では鐘楼にのぼって鐘をつく。  
甘酒の接待を受ける。

各戸の主人は若水を汲んで、雑煮を炊く。  
かつてはトシトコ様はエホウ（恵方）からくるといって、この  
方角に向かって拝んでいたが、今はおこなわれていない。

一月二日

初集会を開く。戦後間もなくまで旧の五日に開いていたが、現  
在は部落の会館で新の二日におこなう。年間行事、決算報告、諸  
役員の改選などが議題となる。

一月五日

ごんにち

一月七日

七草雑炊 今はしない。

一月十四日

ドンド焼き 上組と下組で火勢を競り合った。戦後すたれてい  
たが、近年青年たちの手で復活された。

トロトロ 昭和十年ごろからおこなわれていない。

一月十五日

モチの粥 今はしない。

一月二十日

お日待ち 各戸で椎尾八幡宮司を迎えておこなう。これが終っ  
て十五日後に部落の総日待をする。

二月一日

二月入り 戦前は仕事を休んでいた。

節分

トシの夜 タローの日ともいう。タローイギを戸口に立て、豆  
撒きをする。お頭つきのイワシを焼いて食べる。古くは豆占もお  
こなわれた。

二月八日

八日薬師 南河内の日光寺へ詣る。

三月三日

ヒナ祭 菱餅を搗く家はほとんど無い。

春の彼岸

道づくりをおこない、自治会長を選出する。

秋葉祭

昭和二十六年の記録によると三月十八日におこなわれている。

四月八日

山あがり 子供たちが組単位に秋葉山に登って陣とりをした。

神舞

現在では四月におこなわれているが、古くは旧十月を祭日とし  
ていたと伝えられる。

五月五日

端午の節供 鯉幟を立て、笹の葉で巻いたチマキをつくる。

田植

昔はサンバイサイアを祀っていた。

六月一日

コリー餅を食べた。

六月晦日

スガヌケ 椎尾八幡宮でおこなわれる。

七月上旬

泥落し 節がわりから三日さがり、五日さがり、七日さがりと  
いって日を決める。虫よけの札を組ごとに立て、古くは獅子舞が  
各戸を回っていた。獅子舞は当屋からはじめ当屋に戻って舞い納  
めるが、今年上組から各戸を回ると、翌年は下組を先きにした。

八月七日

墓掃除

八月十三日～十五日

盆踊 竜雲寺境内で青年を中心に踊っていた。男女とも仮装し、  
レンジと播鉢を小道具とするファリック・ダンスもみられたが、  
現在はおこなわれていない。

八月十六日

シヨウロウシア 蓮の葉に里芋、ナスビ、麦団子などを乗せて  
流していた。今はやらない。

九月一日

ハッサク 神仏にオハギを供える。戦前まで旧八月一日の夜は、  
この地方の盆踊りの踊りじまいが椎尾八幡宮でおこなわれていた。

九月十五日

ホウジョウヤ 里芋を食べる。

十月亥ノ日

亥ノ子餅 今はやらない。

十月十四日

荒玉社小祭 当屋組から各戸一名あて出て祭礼の準備をする。

現在のようにならぬに神楽(六、七種目程度)を奉納するのは比較的新しい時期になってからである。古くは握り団子を神饌としていたが、今はやっていない。

現在はその日に後始末をしているが、戦前は翌十五日に朝掃除をし、午後から椎尾八幡宮の祭りに加わり、夜は神楽を伝授してくれた近延の黒杭家(河内社)へ出向いて神楽を奉納していた。

刈あげ

最初に刈りとった三株の稲をへつつい様に供える。現在も少数戸でおこなわれている。母乳の出が悪いときに、この粃をかじるとよいとされる。

## IV 行波の神舞

今年昭和五十四年二月三日付で、国の重要無形民俗文化財に指定された、岩国市行波の神舞は、毎年十月十四日夜荒玉神社例祭に境内に於いて行われるが、七年に一度の年限神楽には、錦川河畔に四間四方の神殿を舗設し、神殿から二十間川上に十三間半の柱松を建てて八閔の舞などが行われる。

荒玉神社はもと荒玉社と称していたもので、そのことは次に掲げる現存の棟札によって知ることができる。

### 棟札一号

周防國玖珂郡河内郷行波村

刀祢安村新蔵  
棟梁吉谷村藤七

棟上 荒神社御新造立普請一字

時干寛政三亥歳九月吉祥日

遷宮行事 神主 長田信濃守藤原房康再拜

### 棟札二号

周防國玖珂郡河内郷行波村

刀祢 山近茂兵衛  
棟梁 千石原村  
福屋弥三左エ門

棟上 荒玉大権現御神殿再建一字

時干文化八未歳八月吉祥日

遷宮行事 神主 長田和泉守藤原房用再拜

### 棟札三号

周防國玖珂郡河内郷行波村

刀祢 安 村平兵衛  
棟梁 川西町長十郎

棟上 荒玉大権現拜殿建立一字

時干天保十亥歳三月吉祥日

社頭行事 神主 長田上総介大江房亮再拜

### 棟札四号

当社祭神三殿

左殿 諏訪神社  
中殿 荒 神社  
右殿 天疫神社

抑地ノ中殿荒神社右殿天疫  
神社者往古ヨリ当村中ノ鎮  
守ニテ祭リキタレドモ下村  
之内地名ヲイテ、キト云所  
ニ小社有之ヨシ此ノイテ、  
キヨリ去ル寛政年中只今ノ  
社地へ遷座シ給也  
其時ノ棟札無之事乎ナゲク  
仁有之依而荒増誌之

文久三亥歳三月朔日

神主 長田陸奥守藤原高房謹書  
当木札願主 行波村中屋清兵衛

### 棟札五号

此度御神殿再建成就ノ年代ヨリ荒神社社乎

荒玉大権現ト社号乎和泉守藤原房用事

御神意乎ウカ、イ改替スト傳來也

文久三亥歳三月朔日

神主 長田陸奥守藤原高房謹書  
当木札願主 行波村中屋清兵衛

右棟札の記載によつて、荒神社と天疫神社は、往古より行波村の鎮守神であり、下村の内地名をイテ、キと云う処に鎮祭あつた

ものを、寛政三亥年（一七九一）に現在地へ移転したものであり、文化八末年（一八一）に神殿再建時に社名を御神意をお窺いして荒玉神社と改名して、中殿に荒神社、左殿に諏訪神社、右殿に天疫神社を奉斎したことが知れる。

行波の神舞は一名願舞とも称するが、神舞という呼称は新しく、古くは荒神舞と称していた。祝島でも現在は神舞といっているが、明治三年までは神舞とはいわなかった。例えば天保十二丑七月に岩見島宮戸八幡宮并荒神祠官守友造酒が、庄屋高橋忠藏等に差出した、「申上候事」という文書の冒頭には「大島郡岩見島荒神舞之儀は」云々とあつて、神舞とはいわず荒神舞と称していた。今日神楽を神舞という名称で呼んでいる処は、宮崎県南部から鹿児島県の一部と、山口県の瀬戸内側だけである。恐らく九州東海岸部からの輸入語であろう。

年限神楽は今では花の四月に行われているが、明治二十年十二月六日に行われた「御神楽諸控」によると、その頃はまだ本来の荒神舞として、秋刈上後に行われたことが知れる。

行波は現在四十戸余の部落であるが、行波の部落民だけで神舞を奉仕演舞するようになったのは、恐らく明治四年五月太政官布告による、社家の世襲制の廃止と、神職の神懸り託宣に参与することを禁ぜられた以後のことであろう。

同地の伝承では既に文政年間、近延の黒杭神主より神楽の伝受を得たことを云われているが、これは年々の宮神楽に於いて演舞されたもので、恐らく年限神楽は神職の手によって明治改元迄は奉仕されたものと思われる。

江木百助という人は、文久二年二月十日生の方であつたが、慶応三年当時僅か六歳にして、毎夜千坊坂を越えて黒杭神主家へ神楽の手ほどきに通つたと語られている。今日の行波の大先達と仰がれたこの人達が、漸く一人立が出来るようになって、民間の神

楽が勃興し、神職神楽が衰退していったのであろう。その前後が明治五、六年頃であつたのではなからうか。

明治以前の年限神楽は神職だけで行われていたことは、次に掲げる三上從正氏所蔵の「天保十年亥之年十一月五日年限御神楽議定」「弘化二年巳之 月廿四日年限御神楽議定」「嘉永四辛亥十一月六日御神楽議定」、「安政五戊午歳九月吉日年限御神楽議定」の四冊の内、天保十年には拾名、弘化二年には拾弍名、嘉永四年は拾壹名、安政六年は九名の奉仕神職によって行われている。河内郷角村鎮座の正一位権尾八幡宮は祭神三座、九月十五日祭之、河内郷二十四ヶ村の大社也とあり、奉仕神職は、神主長田信濃守、神官長田出雲、黒杭内匠、三上対馬、黒杭淡路、長井越後、黒杭平馬の七氏であつた（玖珂郡志）。

藩政期の神楽組の内、河内組には角の長田氏、近延に黒杭本分家、瓦谷に長井氏、多田に宮地氏、塩田氏、神足氏、下に三上氏、その他正木氏（住所不明）と、社家十氏があつた。河内組内の神楽は以上の社家相互の協力でなされたが、支障のあつた場合には藤谷組内から中津の國村氏、和木の井原氏、瀬田の末岡氏、小瀬の永田氏、及び玖珂組から祖生の玉井氏両家からの援助を仰いだ。

周防國玖珂郡地方の神楽は、中世期に於いて既に今日ある如き十二神祇系のものが行われていたであろうが、現在記録の上での最古のものは、三上從正氏所蔵の元和六年九月廿三日書留の「河内郷二鹿村鹿大明神御申遣口之事」の中に、

- 一 銀手四匁二匁斗 まいふせ
- 一 米貳升 けいこ衣ふせ

とあることによつて、徳川初期には荒神の神楽は大成していたことと思われる。

一 神楽本のこと

御神楽の曲目を記したものは、さきに「日本庶民文化史料集成」第一卷神楽・舞楽篇(三一書房刊)に三上從正氏所蔵の享保六辛丑年(一七二一)の書写本が翻刻されているが、茲にはその翻刻の冒頭にある「神道神楽目録次第」と、今度新に発見された岩国市大字角の椎尾八幡宮々司長田和房氏所蔵の「御神楽目録」の前半を掲げて、両書写本を対比し、更に現時点行われるものと比較検討を計りたいと思う。

神道神楽目録次第

- 一 和音湯 湯立之支 奉吏 祝詞 反舞 篠持
- 一 徳化台 神殿之支 諸神勸請 莊嚴 四神樹 天覆 天蓋
- 一 之支 花幡瑳瑤 注連ノヨウノ支 雑花
- 一 注連詔 恵美須之支
- 一 灑水 シメロノ支
- 一 武鎮 アラカミ之支
- 一 中之姫 嚴島之支
- 一 日隅宮 多賀大明神支
- 一 熊野三山
- 一 三宝神鬼舞 祝詞 三魁奉吏 三魁鬘鬼
- 一 賢木因縁 内外 奉吏 柴鬼神
- 一 岐翁 伊勢恵美須支
- 一 天津磐座次第 祝詞 神楽 手舄 手力雄 天化 両神盟
- 一 弓箭將 將軍建次第 一童 二童 箭受奉吏
- 一 地鎮之舞方 青龍王 白龍王 兎童 山出支 赤龍王 黒龍王
- 一 部眷僕 六郎支 黄龍王 佰土夫人 文撰王支
- 一 妙果松 後穀万物 靈膳赫々 靈木祝詞 禮泉供御 百味

靈穀 遍舞 神戈矛 神丹衣 木母和肥 梅ノ支 鳳巢  
温室 竹ノ支 九靈玉閣是ハ閨八ツ 松一ツ已上九ツ 九天祭法 九  
品九天ノ靈神ト祭ル

一 八閨之作祭 八柱之奉吏 八鬼鬘鬼 撻遣之干戈

一 庭燎祭法 奉吏 大麻 岐神 齋齋 返舞 大師 警蹕

神供 靈劍 地布 布席 順踏 火鎮詞文 四火安鎮

水徳和生 五行相生勸 五行相尅念 三才一致座 万願

成就祓 長田氏本の「御神楽目録」の後尾には次のような記載がある。

右一帖依河内角村椎尾八幡宮之祠官長田氏之請書

享保辛亥之穗八月

整斎 戸川 文敬

御神楽目録

- 一 和音湯 神供備物 祝詞 返舞 湯鎮 祕術 笹持 神殿喜餘目
- 一 徳化台 莊嚴 天覆 華幡
- 一 幣帛 神拜作法 列座祓 神感興 注連歌
- 一 六職幸文
- 一 舞方
- 一 灑水舞
- 一 四節謂
- 一 荒靈武鎮
- 一 神種 靈劔 薙刀 太刀却
- 一 眞賢木対応内外因縁
- 一 柴鬼神 奉吏
- 一 諸神勸請
- 一 日少宮 日隅宮 熊野山 愛宕山 嚴島両社 椎尾八幡宮



河内社 五所大明神

一 三宝神鬼

飢渴神 貧欲神 障碍神 奉吏

一 弓箭將軍

兩童美談 箭受奉吏

一 日本書紀

天地開闢由来

一 天津磐座

祝詞 神樂起 手舄 多力雄 天化舞 兩神盟

一 五龍地鎮

青赤白黑神 兒童 部眷僕 黃龍王 神風壽翁

一 八閔作祭

八柱奉吏 八魁爵鬼 懺悔解除 撓遣式

一 妙果松

祭奠法 神膳献上 醴泉供御 百味靈穀 神戈矛 和妙神

妙 鳳巢温室 九靈玉閣 九天祭法

一 火鎮祭法

奉吏 大麻 岐神 齋齋 返舞 大師 警蹕 神供 地布

布席 順踏 火鎮祠文 四火安鎮 靈劔 水徳和生 五行

相生觀 五行相剋念 三才一致座 萬願成就祓

次に前記四冊の議定の内、最も明治に近い一冊を記載して、右の御神樂目録と比較して見よう。

安政五戊午歳九月吉日年限御神樂議定

定

一 莊嚴

一 集來 黒杭 鞆負

一 六色幸文祭

河本 撰津 黒杭 内正 國村 市正 宮地 出雲 宮地 式部 長井 越後

一 諸神勧請 黒杭 内匠 三上 祐三 河本 攝津

長井 越後

一 注連瀧水 黒杭 鞆負 黒杭 主馬 宮地 出雲

國村 市正

一 荒靈豊鎮 宮地 出雲 宮地 式部 黒杭 主馬

三上 祐三

神種 河本 攝津 靈劔 國村 市正

太刀却 宮地 出雲

一 眞神対応 内 河本 攝津 外 黒杭 内匠

柴鬼神 宮地式部

一 日本紀 國村 市正

一 天津岩座 太諄辞 八乙女 宮地 出雲

手力雄 黒杭 主馬

神明出現 長井 越後

一 弓箭將軍 黒杭 鞆負 一童 黒杭 主馬 二童 國村 市正

三上 祐三 長井 越後 黒杭 主馬

一 三鬼神 奉吏 河本 攝津 黒杭 内匠 宮地 式部

一 五龍地鎮流 青 黒杭 鞆負 赤 宮地 式部

白 三上 祐三 黒 長井 越後

兒童 黒杭 内匠 部眷僕 宮地 式部

黄龍王 黒杭 主馬 文撰 宮地 出雲

一 八閔祭法 八鬼神 國村 市正 八柱奉吏

万願成就御祓

更に次には前々回昭和四十六年四月四日に行われた年限神樂の式目及びその役指を示すと次の通りであった。

一 莊嚴 集來 加藤 宝 舞子 役割

一 六色幸祭文

藤重 光義 吉本 博之 田中 龍夫

部眷僕 加藤 宝 文撰 金森 光行

一 諸神勸請

善岡 隆臣 藤重 敏夫 安村 敬二

一 愛宕八幡

片山 享幹 末広 健一

一 注連瀧水

廣中 信夫 田中 敏博

案内 重岡 格 樋口 柳次

一 荒靈豊鎮

重岡 格 善岡 孝臣 道典

靈劔 江木 幾市 植松 克己

一 神種

平村 明 椿 良美

鬼 藤重 仁 江木 敏之 加藤 晃

一 眞榊対応内外

片山 享幹 富弘 久男

奉吏 中都 隆美 平村 明 富広 久雄

一 日本紀

神種 加藤 宝

安村 政人 田中 博

一 天津岩座

靈劔 眞江木 潔

敷太刀 安村 品雄

一 八乙女

安村 政人 江木 敏之

松神楽 善岡 康行 田中 達夫

一 手力雄

奉吏 江木 敏之

湯芝 松本 義登

一 弓箭將軍

安村 博

安村 政人 片山 享幹

一 二童

安村 政人

とび 片山 享幹 富弘 久雄

一 三宝鬼人

鬼 加藤 晃 田中 幸夫 善岡 隆臣

一 五龍地鎮

奉吏 平村 鉄夫 藤重 満良 桜井 節夫

一 東

廣中 信夫 南 藤野 勝

一 西

田中 俊博 北 安村 道典

一 黄龍

田中 昌広 兒童 桜井 節夫

以上享保十六年の「御神楽目録」と、安政五年の「年限御神楽目録」と、そして昭和四十六年時の「舞子役割」とを相互に比較検討すれば、いろいろなことが知れる。三上從正氏本の「神道神楽目録次第」は、長田氏本より十年前の享保六年の書写本であるが、その内容には大差はなく、三上氏本には曲目名の下に註が挿入されていることが、このような難解な曲名を理解する助けとなる。

又三上氏本にあって長田氏本に見えないものは、中之姫・日隅

宮・熊野三山・岐翁の四曲である。三上氏本には十七曲目を有して、この中には「日本紀」は見えていない。長田氏本には「日本紀」があつて全曲数は十五曲である。これらの享保年間の書写本には、今日現在行波の神舞に見られるような判然とした十二神祇ではなく、今一段と十二神祇系に近づくよりも以前の古態を有するものであり、まだ陰陽五行、修驗山伏の徒などの影響などが色濃く見えている。一昨年四月二日の晩から三日夜半にかけて行われた式年神樂では、湯立、火納とも前夜祭の最初に行われた。これは恐らく明治以後神職神樂から民間神樂に移行された頃からの改変で、火納の庭燎祭法が神樂に先立って湯立行事に引つづいて行うことが便宜なため、神樂の最終では混雑して神聖さも失われ勝であり、又この行事だけは今日尚神職の手によらなければならぬために、このような結果となつたのであろう。

次に掲げるものは岩国市椎尾八幡宮々司市木正彦氏蔵のもので、火納神事の新資料として紹介したい。

鎮火祭口決

玉井清祇翁傳

原田 高毘 筆録

先 前夜ヨリ 潔齋

次 當日 裝飾 布敷

清潔ナル地ヲ標ヒ四方ニ齋竹ヲ立テ神繩ヲ  
 曳回シ中央ニ炭火ヲ起シ其四方ニ清薦ヲ敷キ火  
 ノ上ニ天蓋ヲ垂レ破軍星ヲ除キテ供物業ヲ据エ  
 其前ヲ齋主ノ座トス但神饌ニ隨意トビニ必供

次 齋主以下着座ス

此時從祭火ノ四面ニ座ス

次 修後 常ノ如シ 一同應之

次 降神行事 一同平伏

祭神火神軒遇突智命

火明命

火進命

此時從祭警蹕火ノ兩側ニアーウニ三声ツ鳴

次 二拜拍子 一同應之

次 獻供 豫テ供ヘ置クモ昔ヒカラズ

次 中臣禊詞 十二度

次 祈念詞 一同平伏

次 四火安鎮

從祭火ノ上ノ四隅ニ免ス

咒法

天真名并清潔之水降給布

一度火ノ上書ク左旋右旋左旋三度ツ、眼ヲ閉テ

心念ヲ凝ス

次 神樂 田各スモ可ナリ

此時トビラ火ノ上兩側ニ置クベシ

次 水徳和生

齋主破軍星ノ方向ヲ除キ立テ行リ

但素足クルベシ

神法 其時鎮心裁意ヲ凝スコト心用ナリ

天真名井清潔元水降給布

齋主火ノ中央ニ書キ左旋右旋左旋三度ヲ

眼ヲ閉テ心中祈念

何事モ神ヲモテモハ身ヲモテモ心ヲモテモ罪咎ハナク

天火地火雷火人火落テ神代ノ事ナリ以テモテモテモ

火ニ入りテ天真名井ノ呪ヲ一唱ワ、左旋右旋

左旋歩キ回リテ拜席ヲ背ニシテ火ヨリ出ルナリ

次 信者ニテ火ニ入ラントモテ者アラバ素足ニテ拜席

ヲ背ニシテ入り其向ヲニ出スベシ

次 撤鏝

次 二拜拍手

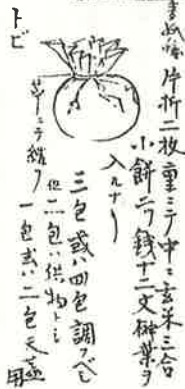
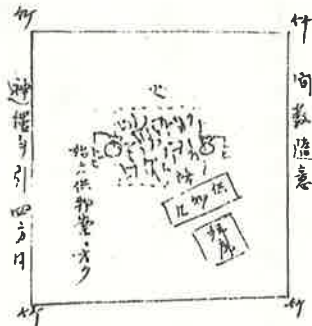
次 昇神行事

次 齋主以下一同退出

一回應之

一回平伏

齋場



右深祕ノ神法也相傳ノ旨他言ヲ採ス

明治三十二年十月十音原田高田



明治以前と以後で、今一つ大きな違いは八関の祭法である。以前は八関作祭と妙果松とよりなり、現在は八関作法、松神楽、松登りと一聯のものが優に三十名近い人々によって行われ、今日の行波神舞のフィナーレの如き存在となっている。天保十年以下四冊の議定書を見ても、八関作法は奉吏・鬼神とも各々一名ずつの神職名しか記載がない。この当時は恐らく松登りなどは行われなかつたのだと思われる。もし行われたとすれば神職以外の地下人によってなされたものであろう。

二 御棚備物 (明治二十年の記録による)

- 一 御初穂 拾貳文
- 一 祝餅 貳重 但し差渡し五寸の事
- 一 御酒 老升 但し新樽之事
- 一 掛鯛 老掛ケ 但老枚ニ付長老尺五寸 目方六百目位イ
- 一 米 老升貳合 御棚組膳十二膳之事
- 一 御水 新たご壺ツ
- 一 五穀俵 拾貳俵
- 右村中寄進ノ事、尤モ閏月有之年ハ十三俵ノ事、相談ノ節ニ出シ人取極メ置ク事 但シ寸法長サ老尺廻リ貳尺ノ事
- 一 御仮御殿 備物
- 一 祝餅 壺重 但し差渡し五寸
- 一 さん米 三合
- 一 御酒 一御湯立備物
- 一 御初穂 貳拾四文 釜本御初穂
- 一 さん米 老升
- 一 湯こし木綿 四尺
- 一 祝餅 壺重一但し差渡し四寸

- 一 御酒
- 一 ひよたん杓 壺ツ
- 一 清キ処ノ赤土 少シ
- 一 セリ 少シ

火納備物

- 一 米 老升 火ノさん米
- 一 米 六合 火のとひ貳包ノ事
- 一 餅 四ツ 右入用
- 一 貳拾四文 右入用
- 一 祝餅 壺重 但し差渡し四寸
- 一 米 六合 火の天外貳包
- 一 餅 四ツ 右入用
- 一 貳拾四文 右入用
- 一 御初穂 拾貳文
- 一 さん米 三合
- 一 酒貳升入 壺丁
- 一 肴代 貳拾銭
- 切飾り
- 一 玉幡 十六
- 一 銭幡 十六
- 一 十二ノエトノ幡
- 一 四季造花 貳段
- 但老段ハ花老段ハ字、尤も字絵ハ春は梅ニ鶯、夏ハ浪ニ鯛、秋ハ垣ニひよたん、冬ハ水仙、字ハ春ハ霞ノ空、夏ハ白雨、秋ハ月に桂、冬ハあられ
- 但し雛形ハ別ニ袋入ニメ相添ル

一八神幡

是ハ神殿ノ内へ四処ツリナリ 長サ半紙豎四枚繼ノ事

一御はけ竹 四本

四神幡 但し二方注連繩二十二神幡

但し長サ見合事

切飾り紙入用

一こん紙 八枚

一かいた 七枚

一よしの紙 三状

一片折 貳状

一色紙 六百三拾枚

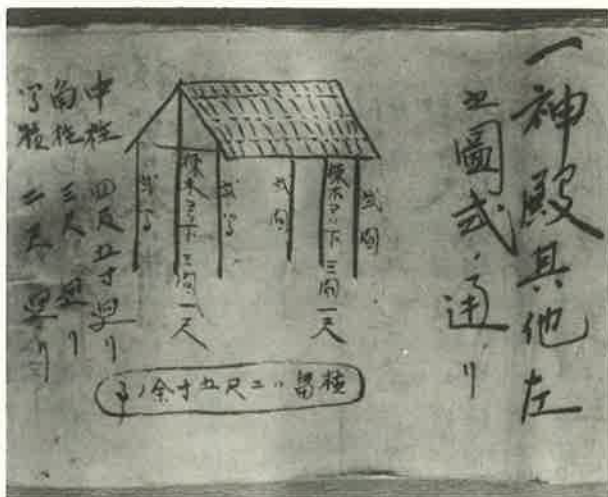
但し赤黄青三ツわりノ事

一半紙 拾束

但し舞幣共ニ

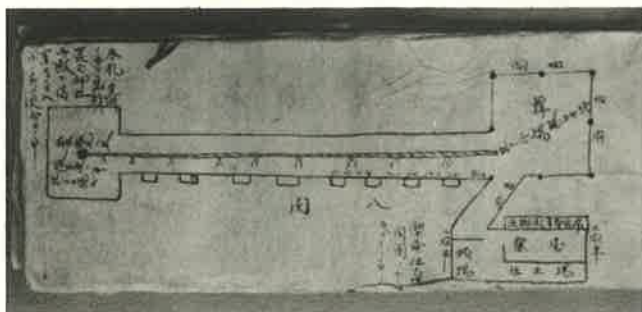
一色紙 貳百枚

神殿の飾り付けについては、茲に掲示されている写真によつて理解して頂きたい。

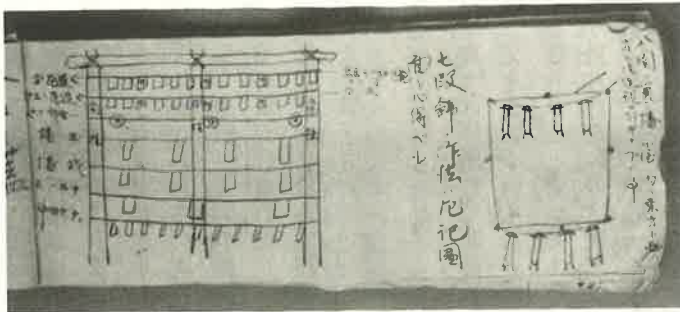
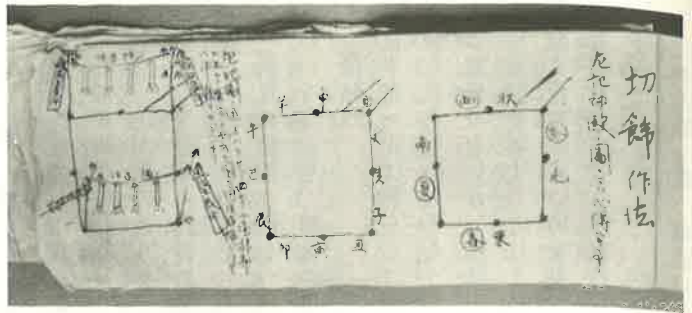


神 殿

舞 場、 楽 屋

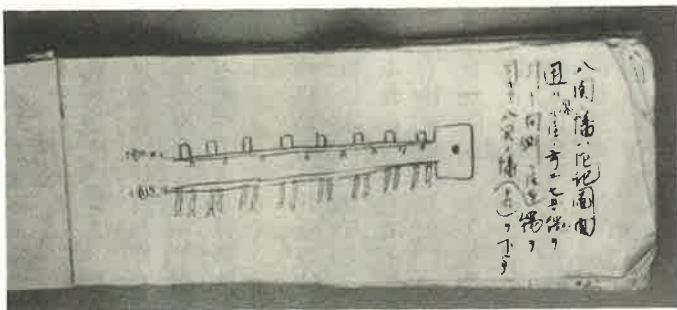
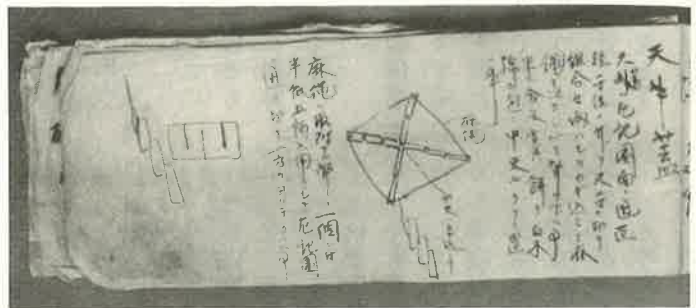


切飾作法



八関の裏の幡と七段飾の作法

天蓋



八関の幡

びゃっかい



一昨年四月二日から三日夜にかけて行われた神舞は、二日前夜祭には市木正彦宮司以下長田和房、三上從正、岡田一穂氏等によつて神事は奉仕せられたが、他地方で七座の神事に当たるものは、湯柴・湯立・火納・トビ・六色・勸請・灑水の七種目である。

第二日は早朝全員錦川にて凍かきを行い、つづいて神殿の飾り付けがすむと、降神の儀、神殿入りが行われる。次いで六色幸文祭・勸請・灑水・日本紀・内外柴・豊鎮・愛宕八幡・八閔・將軍・三鬼・地鎮・岩座の順に十二番の舞が行われた。

これら神舞の舞い方に就いては、別項に於いて加藤宝氏が詳細に記述して下さつたので、その方で読了されたい。

### 三 神 樂 歌

御蘭生翁甫の「防長神樂の研究」の終尾に、財前司一氏が「岩国市行波年限神樂採訪記」の一文を書いていられるが、その中で宮本常一氏が次のようなことを語られたと書いてある。

「前略——最後の昇神の儀式が見られないのは残念ですが、この神樂で欠落しているところを申しあげます。第一に神樂歌がなくなり詞章に勝手な節をつけて歌つていふこと、つぎに願舞といふながらも、願舞の要素が省略されているといふことです。

——後略」。

宮本常一氏は恐らくこの日始めて行波の神舞を見られての印象を語られたものであろう。その宮本氏の言葉尻を促えて云々するのは穩当でないが、他地方の神樂ではどの曲目でも神樂歌を歌わずに太鼓を囃すことはないから、行波のように神樂歌なしで太鼓を敲く場合の多いのを見て、即ち無言で一途に太鼓を打ちつづける有様を見て強く印象せられたのであろう。私も最初宮本氏と同じように不思議なことだと思つたのである。しかし何回か見るうちに神樂歌を歌う場面はあるのである。三上從正氏蔵の宝永四年

本の「唯一參詣次第神哥」には四十二首の神樂歌が記されている。又同じく三上氏所蔵の享保六年本の「神道神樂目錄次第」には二十七首の神樂歌の書留がある。

以上の書留に見える神樂歌は、どの曲目かに必要な神樂歌であつた筈である。只現在の行波神舞が往昔の通りには行われていないため、その順序や廃曲になつて重要な曲目も幾曲かは失われていたために、昔と比べてより神樂歌を歌う場面も少くなつたのだと思われる。

先ず神樂歌の最初に歌われるのは神殿入りの時である。この時衆來が歌う神樂歌は次の七首である。

へひいらぎをみふねにつくりてともにたち

ろかいそろえて神迎えしよう

へかんのへ何をか降らしようさらさらと

こがねまじりのさよねふらしよう

へ春くれば木の芽も目立ちたづも張る

まだ幼きは萩の若ばえ

へ夏山や木々の梢が高くして

空にて蟬が琴をしらぶる

へ秋草はむすぶばかりになりけり

いざきりぎりす衣替えしよう

へ冬來ると谷川つけしみ吉野の

しぐれぞつけし山巡りしよう

へ年の内に春は來にけり一年を

去年とは云わん今年とは云わん

行波地方の神樂歌は古い歌が歌われているが、その中には古今

集などから採用した歌もある。

その次に歌われるのは諸神勸請の時の「注連歌」である。

へこの注連のそだちはどこぞ筑紫なる



あられたい田のいなぐさの本

へこの注連をたれないそめし尾張なる

熱田の宮の弥宜の結うしめ

へこのしめをたれ引きそめし出雲なる

杵築の宮の弥宜の引くしめ

へうしひつじたつぬかけて引くしめも

いねにぞとまるもとをたづねて

へしめよくをうたらみしめ宮の前

いづみいて、はとくは給はれ

へしめの内まだ入りまさぬ神あらば

こがねのしめを越えてましませ

諸神勧請の注連歌は、本来六首連誦するのが本義であったが、

現在是最初の第一首だけが歌われる。

注連歌には次の歌が歌われる。

へきぬがきの緑の糸にとぢられて

とけばとかる、かみつくしかな

荒霊豊鎮、日本紀にも神歌の挿入される場面がある。眞神対応

内外—俗に柴鬼人とも云うが、荒平と法の主の歌問答に入る前に、

次の三首が法の主によって歌われる。この時は太鼓なしで歌われ

る。

へひ、らぎを御船に造りて輛に立ち

艦權そろへて神迎へせう

へしづやしづせいしづかなれ池の水

騒がぬ水にかけやすすらん

へ神殿になにをかふらせうさらくと

こがねまじりのさよねふらせう

次に三宝鬼人の舞では三人の法吏が四季歌の春・夏・秋冬の表歌

を歌うと次に三人の鬼がそれぞれ謂を云う場面がある。

又天津岩座の宇受女を舞う場面でも神楽歌が歌われる。

この外願舞の年限神楽では前夜の湯立に湯立歌三首がある。

へ御湯釜の育ちはどこぞ日の本のあさをだけの育ちなるらん

へなを千年とわたるひしやくで御湯汲めば悪魔はあらじ福は止る

水もろともに福はとどまる

このように見て来ると神楽歌の歌われる場面も可成り多いので

ある。ただ他地方の神楽で、神囃子の太鼓では神楽歌なしで、無

言で太鼓だけ打つということはなく、神楽歌と太鼓と両々相接つ

て舞いが進行して行くのに返して、行波の神舞では太鼓なしで歌

われる場合が多いことの違いがある。そして大部分の太鼓は、無

言で打たれるから宮本氏の指摘されたように神楽歌が歌われない

ということになるのである。何回も注意してみれば神楽歌本来の

役目ははたされていることが理解されよう。

今では歌われていないものであるが、「神道神楽目録次第」に、

へニシノ宮フキクル嵐ノハゲシサヨ ナムヤトウガク ブガクノ

笛ヲ吹 カミ七七 シモ一ツ 八ツチヤウウタヲ ヨミツレテ

ナニノミガクニ アウトカヨ

△ハンヤノ イリマシヲ キヤウトキ、センバイヘイ

△ハンヤノ モ、サカヤ ヤサカラコヘテ イマワイリマシ

△ハンヤ ザツトイル ハマノマサゴノ カスヨリモ ナヲヒサ

シキハ コゼノミヤ

△ヨロコビニ マタヨロコビヲ カサ子テハ トモニアウソ ウ

レシキモノ

△ユルくト ナガル、ミヅノ ソノウヘニ マサゴナミセソ

フカクタノマン

△シロカ子ヲ タ、スイバカリ イサスルソ ヒトミヤリドノ

カケカ子ニセウ

この神楽歌は古来からの系譜につながる神下しの歌である。備後西域地方の神弓祭の十二の弓揚歌などにも通づる歌節のような気がする。

#### 四 太鼓の打ち方——楽の種類

太鼓の打ち方には種類が十三あり、次の名称で呼んでいる。

ネトリ・六神・鬼舞・獅子舞・カグラ・タクセン・水車・カタイダカタイダ・ホホホヒホホ・ウズメ・ダイジン・火納め・吹き上げ

尚神舞の各曲目では次のような順序で囃すのである。

湯立 ネトリで出て、火納めの笛、入る時はネトリで入る。

湯柴 ネトリで出て、獅子舞の囃しとなり、ネトリで入る。

神殿入 ネトリで出て、神歌十歌い、吹き上げで終る。

六神 ネトリで出て、鬼舞、カタイダカタイダ、の順で、六神の笛となり、ネトリで入る。

諸神 ネトリで出て、水車、獅子舞、カグラ、タクセンの順

で、ネトリで入る。

灑水 ネトリ、水車、獅子舞、カグラ、の順で進み、鬼舞の

曲の中にホホホヒホホが入る。

豊鎮 鬼舞の曲で出て、水車、ホホホヒホホ、カタイダカタ

イダ、カグラ、鬼舞、ホホホヒホホ、水車の順で鬼舞

の曲で入る。

柴鬼神 鬼舞の曲

日本紀 六神で出る。鬼舞、カグラ、ネトリ、タクセン、カタ

イダカタイダの順で、六神で入る。

岩戸 ネトリで出て、カグラ、タクセン、鬼舞、ウズメ、鬼

舞、大神、ウズメ、ネトリで終る。

將軍 鬼舞で始まり、水車、カグラ、シシマイ、水車、カグ

ラ、鬼舞、水車、獅子舞、鬼舞、水車の順で、ネトリで終る。

三鬼神 鬼舞

地鎮 鬼舞、水車、獅子舞、カグラ、タクセン、の順で、ネ

トリで終る。

八幡 鬼舞で出て、水車、獅子舞、カグラ、タクセンの順で

ネトリで終る。

八関 鬼舞の前に、松神楽が行われ、ネトリで出て、カグラ、

タクセン、ネトリで終る。八関は鬼舞の調子。

#### 五 結語

行波の神舞の記録作成にあたって、何回か行波を訪れて、加藤宝氏以下保持者の方々にお集りを乞うて、御教示に預ったが、十分な成果を得ることは出来なかつた。それは短期間では先ず地元

の風俗習慣にまで溶け込むことが出来ないため、最も大切なニュー

ーアンスのようなものに欠けているからである。

ここでは記録作成に当って私の気付いたことを最後に書留めて

おきたい。

先ず第一に山口県の神楽で、これだけのものを今日まで伝承し

て来た旧藩時代からの行波村というものを考えないではいられない。

このことは他の執筆の方々が必ず触られることで私は敢えて多言しないこととする。

#### 1 神殿の舗設

行波の神舞に就いて最も感銘を深くするものは、あの大がかりな神殿の舗設である。式年神楽執行に当っては神殿を新設することが第一義の必須条件であつたが、現在神殿を新設して式年神楽を執行している処は、中国地方では行波以外では、周防祝島の神舞、石見邑智郡石見町矢上の大元神楽、稀々には備中神楽の行わ

れる地帯にも見られるが、備後東城地方の三十三年目の大神楽では、高殿の舗設がむつかしくなった現在では、遊び頭屋と舞い頭屋の二軒の民家で、前神楽、本神楽、灰神楽の三段階の神楽が行われている。

このように大がかりな神殿の舗設が現況では如何にむつかしい事情に置かれているかがわかるのである。

行波では錦川河畔に四間四方の神殿と三間半四方の楽屋、そして神殿より二十間川上に十三間半の梢付きの赤松を樹てるのであるが、昔は木出しから始めて神殿の舗設が完了するまでに一ヶ月の労務を必要としたといわれる。現在でも柱松を樹て終るまでには一週間を要するよしである。

## 2 神殿の飾り付

神殿の四角の外側に四本のオハケ竹を立て、そのオハケ竹に七段に縄を張り巡らせて、最上段に四季造花の春は梅花、夏は卯の花、秋は明月、冬は玉笹の字の書いたものを張り、第二段には四季造花の春は柳につばめ、夏は浪に鯛、秋は垣にひょうたん、冬は水仙の絵を彫つたものを張り、第三段に懸銭十二文、第四段に玉幡十六枚、第五段に錢幡十六枚、第六段に十二のエト、第七段に六十四神の名を書いたものを結ぶ。この切り飾りに要する手間は二十日間を要すること、前回時では一日三千円の日当で二十日分計六万円を、又これに要する半紙代などは二十万円を必要としたという。又神殿から登り松間の八関の通路には七五三繩と八関の幡十六枚が結ばれる。

登松には青竹で梯子が作られて日月星を象徴する赤・白・銀の円形にかたどつた三体の鏡が懸けられる。そして松を中心として二間四方に七五三飾りがなされ、松の根元に三俵の米俵が置かれる。

神殿の中央に白蓋が吊られる。白蓋の屋根は竹にて八角に調製

して屋根形を作り、各々の角には色紙を以て長き幣を下げ、所々色紙を以て裏表四方より糊止めをする。白蓋の彫物は上り龍下り龍を描いたもので、中央に重り米を結びつけ、この重り米に結んだ幡には一天眞名井清潔元水降給布」と記されたものと「水神岡象女命」と記したものと二流れを附す。白蓋は麻繩を結んで自由引くことのできる仕懸けとなつてゐる。白蓋の両方に二つの天蓋が吊られる。天蓋は直径一寸位の竹を尺二寸に切り、組合せて両側をかぎ込みて麻繩でしばり幣を下げる。米三合及び餅賽銭を白木綿にて包み中央にくくりつける。

前夜の湯立には、神殿の中央に湯釜を据えて行われるが、元々行波の神舞はこの湯釜を中央にして演舞せられたものではないだろうか。今は湯立に引つづいて火納めの神事が行われるが、以前の記録には火納め鎮火祭の祕法は最終時になされてゐる。終夜終日湯釜を中心としての神楽であつたからこそ、火納めが最終時に行われ、ここで昇神式がなされたのである。山代地方の山鎮神楽で最終に山ノ神の出口に張られた大弓を潜つて家路につくのと同じように、行波の神舞では最終にこの湯釜に焚かれた聖火を踏んで家路に帰り行くのが、また神舞の目的の一つではなかつたらうか。私にはしきりにそんな気がするのである。

## 3 舞い方とその衣裳

行波神楽の舞い方は、このように足を爪立てて、腰を折つて前屈みな体勢で長時間演舞する処は中国地方には他にその例がないのではなからうか。最初に見た時からこんな姿勢で舞うということとは、何かよつてきた理由の必ずあることだと思つた。それが何処の何々に繋がつてゐるのは未だわからないが、黒紋付に黒袴、齋禱をかけて舟型烏帽子の出立ちは、どう見ても修験山伏の姿である。そして「神道神楽目録次第」に見える神楽演目名は修験道などから得た智識である。又荒平・王子・將軍の曲目を有し、柱

松の神事―八関の松登りの曲芸などは、はげしい鍛錬なしでは到底到達することは不可能のことである。恐らく中世期以来伝受傳承してきたものであろう。

事実松登りの神事が何時から行われて来たかということは不明だが、荒神が松に登ると否とにかかわらず、古くは今日の柱松は影向のための神木であつたろうから、現在柱松の下で四人の小児によつて松神樂が行われる方が却つて古態であろう。柱松に日月星の三体を飾ることも深い意味を持つものである。

明治以降になつて行波の里人によつて八関の行事総てが行われるようになつてからの、松に登つて一本の綱を伝つて下りて来る荒神の神役に奉仕して来た人々は、皆はげしい潔齋を経なければならなかつた。明治二十年十二月六日に行われた際には、中都早藏という方が松上りされているが、この人などは十一月間の潔齋を荒玉神社々殿で行われたということである。この中都家の人々は以後の願舞でも荒神になられた方が出ていられる。

松に登るには一定期間の潔齋が必要であるが、今後この神事を続けるために、最も難問題の一つは荒神になる人がいるかないかということである。体力も必要であるが、体力よりも精神面の方が大きいであろう。無我の境地に到達出来なければ、到達する事の出来る人でなければ、それは不可能であるからである。

#### 4 願舞ということ

山口県内では式年神樂のことを願舞と別称する処がある。行波でも願舞といつている。鎮魂儀礼による蘇生―若返りの意味もあるが、もつと以前の意味は死後の問題ではなかつたろうか。

先ず最初に錦川で水垢離をとることから始め、湯立式では白蓋に結び垂れた「天真名井清潔元水降給布」―聖水による湯を浴み、柴鬼神―荒平の舞の前に行われる善の綱には、人々は思い思いに賽銭を投げ打つ。この賽銭は半紙に包まれて東西の柱に引き

渡した善の綱に結ばれる。そして最終の鎮火祭―火納めの神事で聖火を踏んで、神舞は千秋万歳と終了するのである。以上は神樂の庭に神集ひたる村人達のこの世に於ける願ほどきでもあるが、柱松を樹てて八関の舞いの中を白装束の荒神が、両手を左右に水平に上げて、八関の白布を踏み進んで行くさまは、そして松に登つて灯をかがげ、静に三本の曳綱の一本を伝つて天界より地界に下りて来る風景は、人が生れてこの世に有り、やがて死してその靈魂は未だ何処にも定まらず、六道にさまよう姿から、この神樂式によつて祖霊に加入することが可能となるのではあるまいか。備後東城地方の三十三年の大神樂が、祖霊加入の儀式神樂であつたように、その年限は短少ではあるが、八関の神事にはこのような意味もあつたのではないかと私には思われる。

附録 資料

一 御神楽目録解題

本書は昭和五十四年二月十八日、市木正彦氏の案でその生家たる岩国市大字角の椎尾八幡宮々司長田和房氏を訪れて、発見したものである。同家は岩国藩河内郷二十四ヶ村の惣氏神椎尾八幡宮の神主家である。先年の大水害にて家財蔵書類の多くを水に浸されて、被害甚大の由であった。古文書類の多くも未だ大水害のままの未整理にあり、応永二年より書き継がれた大磐若経などもひどい状態であった。又神社の縁起類や唐筆で描いたという十六善神像などもあった。能面、神楽面も八面があり、古いものだと思われた。このような品々の入れてあった幾箱の中の一つに右の一御神楽目録」があった。享保十六辛亥年槐八月に椎尾八幡宮祠官長田の請により整齋戸川文敬なる人が書いて へたものなることが知れる。

山代半紙二十三枚表裏とも三行宛楷書の太字で書かれたものである。荒神舞の曲目名と神殿飾りに使用する幡の神名などの心覚えである。神楽の曲目名は願舞時の議定を書く時に必要であるから、各神楽組はこのようなものは当時として神楽の家には所蔵していたものであろう。三上從正氏蔵の「神道神楽目録次第」は本書より遡ること十年前の享保六辛丑年に書留められたものである。比較対応して便宜である。

御神楽目録

一和育湯

神供備物 祝詞 返舞 湯鎮 秘術 笹持 神殿喜餘目

一徳化台

莊嚴 天覆 華幡 幣帛 神拜作法 列座祓 神感興 注連歌

一六職幸文

舞方

一灑水舞

四節謂

一荒靈武鎮

神種 靈劔 薙刀 太刀却

一眞賢木対応

内外因縁 柴木神 奉吏

一諸神勧請

日少宮 日隅宮 熊野山 愛宕山 嚴島兩社 椎尾八幡宮

河内社 五所大明神

一三宝神鬼

飢渴神 貧欲神 障碍神 奉吏

一弓箭將軍

兩童美談 箭受奉吏

一日本書紀

天地開闢由來

一天津磐座

祝詞 神樂起 手舂 多力雄 天化舞 兩神盟

一五龍地鎮

青赤白黒神 兒童 部眷僕 黄竜王 神風寿翁

一八閔作祭

八柱奉吏 八魁鬻鬼 懺悔解除 撓遣式

一妙果松

祭奠法 神膳献上 醴泉供御 百味靈穀 神戈矛 和妙神妙

鳳巢温室 九靈玉閣 九天祭法

堂加美天須日命

坤地土神

神祇官八神殿

高皇產靈神 神皇產靈神 魂留產靈神 生產靈神 足產靈神

大宮壳神 事代主神 御膳神

以上八神

四神之幡

左青龍神 右白虎神 前朱雀神 後玄武神

國弘加利尊

櫛磐間戸神

豐磐間戸神 石窓卜毛書

天潜尾尊

生島神 鳴卜毛

上法神尊

足島神

天香山鼻山尊

右一帖依河内角村椎尾八幡宮之祠官長田氏之請書

天日尾尊

享保辛亥之穉八月

天活玉尊

整齋 戸川文敬

天背斗女尊

伊久牟須日命

乾天神

多磨留牟須日命

充澤神

加美牟須日命

離宮感神

美遣都命

震木神

古止之路主命

巽風神

多留牟須日命

坎辰神

大美屋女命

良山神

二 唯一参詣次第神哥解題

本書は岩国市下五一〇の三上從正氏の所蔵されるもので、三上家は代々河内郷角鎮座の椎尾山八幡宮の神主長田信濃守以下六社家の一人であつた。現在は岩国市二鹿の河内神社に奉仕されている。

本書は宝永四年（一七〇七）仲春に三上家の祖三上奎正の書写せるもので、神歌四十二首と湯立祝詞、そして祭事参詣次第とが認められている。

山代半紙二十五枚の表裏に大体四行か或は五行ずつ書きつがれたもので、表紙中央より左に寄つて「唯一参詣次第神哥」と書き、右側に寄つて宝永四丁亥仲春吉日と記し、その左側に三上奎正と署名されている。

字体は実に麗筆といふべきもので、惚れ惚れするほどの美しい漢字まじりの假名書である。

神哥は神下し歌から始まり、四季歌、注連歌とつづき、舞歌に移り、湯立歌三首で終つてゐる。神哥の次にゆだて祝詞を記し、更に祭事参詣次第が記されていることは前述した通りである。

宝永四丁亥仲春吉

三 上 奎 正

唯一参詣次第神哥

一 た、こ、わな、よのせきとゆりそめて

ちよふる神の舞所

一大そらにしそうのほしわなにをめす

ほしのこそてにあまかさめす

一 なかのごてをりいのこさはあやははへ

にしきをならへてごさとふまししやう

一 なけなげる久米の米のごとかとに

なけくまごてやうけてまします

神 哥

一 春四キウタくれハ木のめも目立たづもはる

まだおそなぎのはぎのわかたち

一 夏山やきりの木すゑが高くして

そらにてせ見がごとをしらぶる

一 秋くさハむすぶ斗になかりけり

いさきりくすころもかへしやう

一 冬くると谷川つけし見よしの、

しぐれぞつげし山めぐりしやう

一 氏神のいまこそぶたいにをり給う

我が氏人のあくまはらわん

一 神かんとの殿系何をふらさうさらくくと

金こがねまじりのさよねふらさう

一 此注連のそたちわどこそつくしなる

あられたい田のいなくきの本

一 此注連をたれないそめしをわりなる

あつたの宮のねぎのなうしめ

一 此しめをたれ引きそめしいづもなる

きつきの宮のねぎノ引しめ

一 うしひつじたついでぬかけて引しめも

いねにぞ留るもとをたづねて

一 しめよくをうたら見しめ宮の前

いづミ出てわとくわたまわらん

一しめの内まが入まさん神あらハ

こがね金の見しめをこへてましませ

一ひうら木を御舟に作りてともへたて

へさきを揃て神むかへしやう

一やらうれしやら慶しやうこれやこの

まいたてまつる舞奉 神のおにわに

一おくわゆきふもとハあられさとハあめ

いざとけやをう谷川の水

一しすやしすせいしづかなれいけの水

さをがの水にかけをさすらん

一何としてゆきとこうりがへだたれど

とくれバおなじ谷川の水

一明神の森にも鶴が舞遊ぶ

これこそ千代のためしなるらん

一きぬかきの見どりのいとにとぢられて

とけばとかるるかみつくしかな

一しろかねの目ぬきのたちをさぎわけて

ならのみやこを出るはたかこそ

一見やこ迄きこハ高きいつくしま

いくたびた、ぬハ御前の下迄

一山人をけき卵のこくニひたててハ

あらこもしきて待そ久き

一おく山にかぢするととの聞ゆるハ

しうぎが見ねのへいちとぞなる

一おく山ハ皆人しめういざわれも

と山をしめてわがやまとしやう

一かうじんのましますさきハきもかやも

ちくさもなびく

一にわ中にち、りこなべに見ゆたて、

まづ立よれハし水とそなる

一水ふきハ水になりたる我なれハ

われぞ水ふきわれぞ水ふき

一かみのます鳥居に入れハこの見より

日月の宮とやすらかにすむ

一あらかみハあらこなまいそしなやかに

はいたる刀ハちやうのごとくに

一つるぎたつもろはのやいばをさぎわけて

ならの宮こを出るハたかこか

一かみくの下り居の御座ニあやは系

にしきを并 ならへ 御座とふましやう

一しやちくまハそらをぞはしるいざわれ

おりてあそばん我もあそばん

一鶴のこのふみやならしたいたなれば

あくまわよらじさよねふらさう

一御湯へいのそだちハとこそ日の本の

あさをだけのそだちなるらん

一御湯がまのそだちハどこぞつくしなる

かねが見さきのそたちなるらん

一なを千年とわたるひしやくで御ゆくめバあくまハあらじ

ふくハと、まる水もろともにくくハと、まる

ゆだての祝詞

神ノます西いに

入ば此ミより

日月の宮とやす

らかニすむ



抑湯立のらんしやうを尋奉ハ神代の昔天照太神の天のいわとにと  
ごこもり給時、國の中とこや見メちうやのわかちなく、其時八百  
萬の神たちいわ戸の前にてこれをかなし見給て、先大さんけんを  
なし奉東方之木神王ハ九つの木こんにきして、三々九度とこれに  
そなへおわします、西方の火神王ハ三つの火魂にきして木性火と  
これをもやしおわします、西方の金神王ハ七つの金魂を以金性水  
とこれそなへおわします、北方の水神王ハ五つの水はくを以はやきに  
有らずぬるきにあらず中津瀬にこれをた、へおわします、中方の  
土神王ハ一つの土魂にきして地中けんごにしておわします、其時  
八神八方にいねふし、もよもに來りんしひとへにきふくしなうぢう  
し給也、何御神のうづの広前天のゆはなを立給へ、龍神ぶるいけ  
んぞく一いにのうじゆし給也、然者当村十二五性之内伍穀成就万  
民はんじやううたがいなく

あめ土もひらけひらくるきよめとて

神ノ前ノ湯立てなるらん

### 祭 支

謹請東方仁青帝青龍王木神龍王、謹請南方赤帝赤龍王火神龍王、  
謹請西方仁白帝白龍王金神龍王、謹請北方黑帝黑龍王水神龍王達  
而用向之玉正月しやうめう神二月かきん三月すいきん四月てんそ  
う五月しやうきち六月しやうてい七月大吉八月てんかう九月大小  
十月九ぞう十一月大吉十二月ノ神再拜々々、只今捧奉みてぐら  
にハかみくハあまつかみのそなわり給、下々にハくにつ神のや  
どり給中にハあをひとくさのミたねをふくミ給也。

こ、にて氏子へへいをいただかす

謹請再拜申さい礼申さいはい申、神は一てきを以四かいに見ちる  
一りうを以五こくにあたへほとこし給、ぐわんしゆ何ノとしけち  
うじやうか男女しゆびやう、しつびやうじゆめうちやうをんふく  
ろくゑんまんにしでわかんのざいちをはんひしのこうしのぢぎに

相かないじもひと六しんきうぞくさんしけんそくけないろうに  
やく上かろうしんぶるいけんぞくあんをんそくさいにして、夜の  
まぶり日のまぶりさいはいくことバわけに申しせんぜんぜよ  
りのかれざるつミとが有共毎日きねんをいたす神とくを以さがも  
なきた、りもなくまぶりさいはい給へと申

### 参詣次第

先前斎 早旦行水

次着淨衣

次取祓串祓我身

次社参

次鳥居之大事

神坐鳥居入從此身 日月宮殿安樂徑

次進神前

次乍立一揖

次座揖

次二拜

次六根清淨大祓

次中臣祓

次三種大祓 十二反

### 附記

本稿作成にあたりて、市木正彦、三上從正、長田和房、財前  
司一の諸氏及び「行波の神舞」保持者、加藤宝氏以下の皆さん  
の御教示によりましたことを厚く御礼申し上げます。

### 三 周防行波神楽本

校注

解題 牛尾三千夫

校注 財前司一

周防行波神楽本 解題

一、神道神楽目録次第 一冊

楮半紙二つ折一三枚、表紙はなく、昭和二八年に書写したもので、原本はいずれに拠ったものかの記載はないが、現在既に廃曲になったものの四曲あることを見ると、江戸期に書かれた転写本によったものと思われる。今は多く失われた周防岩国周辺の、荒神の神楽祭式のいかなるものであつたかを知るに、手掛りになる資料である。

先ず初めに、荒神の神楽の祭式曲目を記し、次に「集来次第」を述べて、神勸請の方式と、神楽歌二十八首を書き、終章に「年限神楽儀定」を述べている。「年限神楽儀定」は、神殿の荘厳（飾り）に必要とする神名などを記したもので、神楽の詞章とは直接関係するものでないので除外した。

二、行波神楽台本（仮題） 七冊

享保六辛丑年の書写本を、近年に至って転写したものである。

転写当時は一冊をなしていたと思われるが、年限神楽時に於て、各人詞章暗記に便宜のため、分冊したと思われる。七冊の内容は次の通り、

分冊一 湯立の本地、三鬼神之謂、磐戸之謂 一枚

分冊二 六神夷之謂、青竜王之謂、文撰之謂 八枚

分冊三 天大將軍之謂、柴鬼神之謂 一六枚

分冊四 日本紀之謂

一枚

分冊五 八関の作法奉吏

九枚

分冊六 八関鬼神之謂

五枚

分冊七 八関の作奉吏

補記 五枚

分冊七は後日補足されたもので、それは奉吏の詞章を初関から七関の終りまで書いた処で、用紙が無くなり、最後の八関の段が記載出来なかつた理由によるもので、分冊七は改めて七関から書きつがれて、八関の段を補記したものである。従つて用紙も前者が山代の楮半紙であるのに、この方は美濃紙を使用している。このように分冊したために、元の享保本の曲目配列がわからぬので、止むなく「神道神楽目録次第」の配列に見倣つて、本神楽本の曲目順序を定めたものである。

三、所務分謂 一冊

半紙二つ折二三枚、表紙中央に「所務分謂」と記し、その下に横三行に、右より「黄龍謂」、中央に「太郎遍答」、左に「文撰王」とあり、左側下に「行波舞子所有」とある。表紙ノ裏に「昭和十一年三月五日（唯今時文化十一年甲戌ノ歳九月中旬 黒杭栄往）古書写ス 金森光行」とあることから、この転写本は、周防南河内近延村の黒杭宮祠官の「黒杭栄往本」によつて成されたことが知られる。文化十一年の「黒杭栄往本」は、鳥の子紙に書かれたもので破損甚だしく、今度の翻刻に使用出来なかつたことが惜まれる。表紙は無題で、一枚めくつて「黄竜王謂」と記し、以下各六行書きに漢字と片仮名で、所々に漢文式の返り点を用いている。字体は楷書であるが、実に美しい筆蹟でその教養の程が思われるものである。現在紙数一七枚であるが、巻末裏表紙とも二、三枚位失われたものと思う。初段に「黄竜王謂」一一枚、次に「青竜王之謂」二枚、その末行に、「唯今時文化十一年甲戌ノ歳九月中旬

「黒杭菜住」と署名されている。終章の「文撰王」は後日書いたものらしく、字体も細字にして、二、三枚が欠損していて詳細は知るよしもない。全紙左下、手にてめくる部分の破損甚だしく、到底完全なる判読は無理で、茲に採用出来なかつたものである。

四、無題本（將軍・六神・内儀） 一冊

良質でない障子紙を横六寸二分ばかりに切つて、殆どま四角な形のものに書かれ、紀年もなく、原本も不明である。書体も亦稚拙で浮世ばなれていてほほえましく、恐らく農民の手記であろう。紙数八枚、表のみに書き、裏は使用せず、「將軍」、「六神」、「内儀」の三曲が記されている。いずれも「二の行波神楽本」に見えるものとは、曲名は同じでも、内容は異り、別系統の神楽本からの転写であろう。將軍舞は神懸りに使用される式目で、周防長門両国に限らず、古くは中国地方一帯の神楽本にその名称の見えるものである。「内儀」は「柴鬼神」の初段に行われる神歌を記している。なお行波神楽に関しては『防長神楽の研究』（未来社刊）に財前氏の見聞記が載る。

補記

今年二月三日付で重要無形民俗文化財に指定された、岩国市の「岩国行波の神舞」の記録作成のため、同市二鹿鎮座河内神社宮司三上從正氏にお目にかかり、種々懇切なる御教示を仰いだが一「神道神楽目録次第」と二「行波神楽台本」の原本はいづれも同氏御所蔵のものであったことが知れたので、茲に明記して披露する次第である。（牛尾三千夫記）

神道神楽目録次第

- 一 和音湯 湯立之事 奉吏 祝詞 反舞 篠持
- 一 徳化台 神殿之事 諸神勸請 莊嚴 四神樹 天覆 天蓋之事 花幡 瓊珞
- 注連ノヨウノ事 雑花
- 一 注連詔 惠美須之事
- 一 灑水 シメ口ノ事
- 一 武鎮 アラカミ之事
- 一 中之姫 巖島之事
- 一 日隅宮 多賀大明神事
- 一 熊野三山
- 一 三宝神鬼舞 祝詞 三魁奉吏 三魁鬱鬼
- 一 賢木因縁 内外 奉吏 柴鬼神
- 一 岐 翁 伊勢惠美須事
- 一 天津磐座座次第 祝詞 神楽 手舛 手力雄 天化 両神盟
- 一 弓箭将 將軍建次第 一童 二童 箭受奉吏
- 一 地鎮之舞方 青龍王 白龍王 赤龍王 黒龍王 児童 山出受 部眷僕 六郎事 黄竜王 伯土夫人
- 文撰王支
- 一 妙杲松 後穀万物 靈膳赫々 靈木祝詞 醴泉供御 百味靈穀
- 一 遍舞 神戈予 神丹衣 木母和肥 梅ノ事 鳳單温室 竹ノ事 九靈
- 玉閣是ハ二ツ閣ハ上ツ 九天祭法 九品九天ノ靈神ト祭ル
- 一 八閔之作祭 わが 八柱之奉吏 八鬼鬱鬼 撥遣之干戈 はつげん
- 一 庭燎祭法 奉吏 大麻 岐神 桑斎 ももち 返舞 大師 警蹕 神供
- 一 靈劔 地布 布磨 磨 順踏 火鎮詞文 四火安鎮 水徳和生 五
- 一 行相生勸 五行相尅念 五才一致座 万願成就祓

集 来 次 第

へ勤請東方ニ青帝青竜王ノ木神竜王来皆 勤請南方ニ赤帝赤竜王ノ火神龍王来 勤請西方ニ白帝白竜王ノ金神竜来皆 勤請北方ニ黒帝黒竜王ノ水神竜来皆 勤請中央ニ黄帝黄竜王ノ土神竜来皆 達テ影向令メ給エ再拜再拜 正月朝明 二月何魁 三月從魁 四月伝送 五月小吉 六月勝先 七月大一 八月天足 九月大衛 十月切曾 十一月大吉 十二月神居 再拜々々 天下一万三千七百余神之神数 神明ノ降居ノ神殿ヲ百浦ノ潮ヲ以清立<sup>ヨ</sup>清浄ニ喜余目奉留 哀愍納受ヲ垂レ給エ再拜々々。此外勤請祓諫ス

歌 曰

- 一 神ノマス 鳥井ヲ入バ 是ヨリカヘシテ云 ▲コノミヨリ 日月宮ト ヤスラカテスム
- 一 神殿エ ナニヲフラセウ ▲サラ／＼ト コガネマジリノサヨネフラセウ
- 一 コノシメノ ソダチハドコソ ▲ツクシナル カメガミサキゾ ソダチナルモノ
- 一 コノシメヲ ダレナイソメシ ▲ヲワリナル アツタノ宮ノネキガナフシメ
- 一 三ドマテ タレヒキソメシ ▲出雲ナル キヅキノ宮ノネキガ引クシメ
- 一 丑未辰戌カケテ ▲引クシメモ ミネニゾトマル モトヲタヅネテ
- 一 シメノ中 マダイリマサヌ ▲カミアラバ コガネノミシメヲ コエテマシマセ
- 一 シメヨシメ アフタラミシメ ▲宮ノマヘ イヅミイテ、ハトクハタマハル
- 一 ヒウラギヲ ミツネニツクリテ ▲トモヘタツ ロカイヲソ

- 口ヘテ カミムカエセウ
- 春クルト 木ノメモメダツ ▲タヅモハル マダヲサナキハ
- ハギノワカタチ
- ナツ山ヤ 木々ノコヅエカ ▲タカクシテ ソラニテセミガ
- コトヲシラブル
- アキクサハ ムスブバカリニ ▲ナリニケリ イサキリ／＼
- ス 衣カヘセウ
- フユクルト タニ川ツゲシ ▲ミヨシノ、シグレゾツゲシ
- 山メグリセウ
- シズヤシヅ セイシヅカナレ ▲イケノミゾ サヲガヌミヅ
- ニ カゲヤサスラン
- タ、コ、ヲ ナダヨノセキト ▲エイソメテ チヨフルカミ
- ノ マイドノトセウ
- ナニトシテ ユキトカウリト ▲ヘダツラン トクレバヲナ
- シ 谷川ノ水
- ツクシナル カメガミサキニ ▲シクレシテ カサモチナカ
- ラ アメニヌレツ、
- タ、タノメ シメジカハラノ ▲サシモクサ ワレヨノ中ニ
- アラシカキリハ
- 八幡ノ ミツノヲミトヲ ▲ヲシヒラキ
- 八幡ノ イマコソブタイニ ▲ヲリタマウ ワカ氏人ノ
- アクジハラハン
- 八幡ノ ヲリイノゴサニ ▲アヤヲハヘ ニシキヲナラベ
- ゴザトフマセウ
- ▲ニシノ宮 フキクル嵐ノ ハゲシサヨ
- ナムヤ トウガク プガクノ笛ヲ吹 カミ七ツ シモ一ツ
- 八ツチ ヤウウタヲ ヨミツレテ ナニノミガクニアフト
- カヨ

## 行波神樂台本

### 湯立の本地

湯立の本地チ

- ▲ハンヤノ イリマシヲ キヤウトキ、センフシアリバイヘイ
- ▲ハンヤノ モ、サカヤ ヤサカラコヘテ イマワイリマシ
- ▲ハンヤザツトイル ハマノ マサゴノカスヨリモ ナヲヒサシキハコゼノミヤ
- ▲ヨロコビニ マタヨロコビヲ カサネテハ トモニアウソウレシキモノ
- ▲ユルユルト ナガル、ミツノ ソノウヘニ マサゴナミセソ フカクタノマン
- ▲シロカネヲ タ、スイバカリ イサスルソ ヒトミヤリドノ カケカネニセウ

神の坐する鳥井に入らば、此の身より、日月の宮と安らかに住む。掛まくも畏き 夫奉尋湯立そのゆだてのらんちよう濫觴神代たてまつるの昔 天照太神の天の岩戸に閉ぢ籠り玉ふ時 天下常聞とこぞにて 無昼夜別ちゆうやのわか 其時八百万之神等岩戸の前に集ひ 悲こゝろ之 先為清諸穢惡 奉作大撮解給 此ハ是東方木神王ハ九ツ 木魂をまなび 三々九度と是を備え座す。南方火神王ハ 三ツ火魂を成し 添木生火燃え 中方土神王ハ 一ツの土魂をぎして 此中堅固にして座す。西方金神王ハ 七ツ金魂を以て 土生金と備え坐す。北方水神王ハ表五ツ水魂早きに顕す ぬるきに 顕す。中津瀬に 金生水と釜のなかに 是をたたえ座す。四神も西方ニ来倫し 八神も八極にいねふし 普く上天下界の諸神一意に起福し 納受をし玉ふ也。天地の開け開くる清めとて 岩戸の前の湯立なるらん 是は是会方に「神号」宇津の広前に天の湯はなを立奉 清々当村十二五性の災を除き、再拝請五穀成就万民豊榮加護 再拝々々。

### 六神夷之謂

#### 六神祭法七福之祭事

抑々太郎の御夷と申し奉るは 神代の昔伊弉諾伊弉册尊みとのまくはいをし給ふ時 一女三男生玉ふ 一女と申し奉るは 天照大神御事也 三男とは月読尊 蛭子之尊 素盞鳴尊 去彼蛭子は生れ玉いて三年に成迄足不立而 うつほ船に作籠 海上押放ち玉えば 津の国落着き賜い 今西の宮乃御事也 今奚に御身をあまた数多

に別け玉いて りやう恵美須とはやらせ玉ふ也 抑々次郎の御夷と申し奉るは 美濃国与得の御夷に而御座ます 今爰衆生利益の御為に御身数多に別け玉いて 町夷侍らせ玉ふに也抑々三郎の御夷と申し奉るは 信濃国高得の御夷に而御座ます 今爰衆生利益の御為御身あまたに別け玉いて 市夷と侍らせ玉ふ也 抑々四郎の夷と申し奉るは 筑紫国金の御前の御夷に御座ます 今爰に衆生利益の御為とて御身あまたに別け玉いて 酒夷と侍とはやらせ玉ふ也 抑々五郎の御夷と申し奉るは 加賀国竜尾の御夷に而御座ます 今爰に衆生利益の御為に御身を数多に別け玉いて 紺夷侍とらせ玉ふ也 抑々六郎の御夷と申し奉るは 安芸国領し玉ふ也 御身数多に別け玉いて 嚴嵩荒夷に而御座ます 抑々彼御恵美須と申し奉るは 乾坤の二ツ六神の神等を生け玉ふ也 六根六色六意守護神たり 田地田畠の福夷宅舎安寧成る事を一と偏に此の御神の御利徳なり 市立ては市夷 町立ては町夷色好紺夷 花好室夷 意のいさむは酒夷 送り迎えの福恵美須侍らせ玉ふなり。

柴鬼神之謂

○山高き 威法躰き 瑠璃の地に 阿房羅の者か住て 誰わの者か住へきか 法の主

○甚だに 芳開る此の山に 吾不住して誰か住へきそや 法の主

○山里は 夜こそ寝らるれ このほとは 松吹風をもとせされ

○智者の鞭 珍夜の駒に馴れ初めて 金の鎖をつなぎ置かばや

○志らずして 打合初める双六を 八百万の神達も 許し給へ

○名のみして 木の葉もちらす此山に 風か吹けかし 木葉散さ

去而 此の荒平が人に似ぬこと道理なり 頭は須弥山のごとく

額は赤赫のごとく 眼は八角に裂け 額には百三枚の角尖にして 後に口あり 前に口あり 後の口より吹息は 三千世界秋津嶋を吹まはす風なり 又此荒平が長高きこと十丈 牙は一尺 走る速さは電の光り廻が如し 叫ぶ声は百千の雷 鳴落に異ならず 鼻大にして物の香を知る 舌長くして味を志る 四十二枚の齒 強くして物の骨を嚙碎なり 疾々申せ申さすは中天に蹴上 落る所を某が牙の上のうけ留て上から下にわりやりこと爵碎てすてんぞよ う 扱 荒平が天下泰平 国土安穩と舞静め奉る 当神殿へ参り 神葉に争をなすこと道理なり 山御神より四方の山を賜つて 守護をなす前に 我山の柴を盗とられて 尋る処は十六の大国 五百の中国 三韓 震旦 我が朝迄も尋ね見たれ共 終に我山の柴ににたる柴もなし 聞けば西方の角に持行一首の歌に へかく はかりいりましを 今日と聞さは綾をそへ 錦をしらべ とくくと踏せんなど、謡ひつれたる声をき、扱は 爰にあるぞと思 う宝につけて参たり 荒平をせくべき者は覚えなしぞや 去而 荒平が山々悉く守護する事因縁あり 抑々 山の御神に大山祇 中山祇 麓山祇とて三々九十九所の君達あり 其眷属に九万八千 余座の神あり 某もそのけんぞくなる故に 四方の山を給て 守護をなすぞや 扱而 荒平が祖父 曾祖父の親と申は天地開闢の始 国常立尊より第七代 伊弉諾 伊弉册両尊 初て交合し玉ひて 一女三男及び草木万物を生れますの時よりして 大中麓山祇も 生り出で給ふ 我もその眷属にて善悪不二の境に立ち 発水 大王鬼とて四万六千の鬼の大將軍は我ぞかし 去而 荒平が住家所と申は、美濃と尾張の境に矢射場か城をこしらえて鉄の積を構へ居たりしが 是はあたり間近と思ひ 筑紫の国丹権か河内外か浜切畑岩屋か城をこしらへて 衆生を取り餌食とす 其時 神風清々敷く神代の四弓にあてられ 散々に射られ たり 爰にても叶はしとて 神の前にて御前と成り 仏の前にて

荒神と成り 人間の前にて外道と成て競ひなすぞや

去而 神の前にて陵と成 仏の前にて荒神と成 人間には外道と成てきそひをなすこそ道理なり 天地一気一神の源より 次第にして陰陽兩儀をなし 陰神崩御給ひし時 陽神八種の雷を 桃の実を取り杖を投げ 鬼を遊ぎ給ふなり 是則 神代より後世に至るまで桃と岐神を以つて悪魔を払ふ 因縁なり 天地一跡 万物同根なる則 寄躰は神明の分身なれとも 我はかように鬼の姿であるぞかし

去而 荒平が持つ重宝とは 五法六宝火取玉 水取玉 一つに遠行袋 二つには法界流沙 三に衆産木 四は浮干沈満五岐神乃杖なり 即 此杖に社三つの法の籠せ給ふ上には 神爾玉中には宝剑の法、下には神鏡の法の籠り給ふなり 此杖を以て四方を招けば七難を破て七福来る 是を今の十二五姓へ得する間 はやく取り納め玉へ やら面白や この真神と申すは天竺にては 梅檀陀羅葉 唐土にては 椀目楡椰の木 日本我朝神の前にて 神と申 是を神前の荘りに備へ奉ることは 神代の上古 岩戸前より用ひ奉る神とは 常磐不変に昌る故 佐かきと申し奉る也 志利久米繩と諸共に曳やそめけん 奉吏早々取り納め給へ

抑々 是は散米と申し奉る 天竺にては金草 唐土にては盤言草又 我朝神の前にて散米と申 人間は米と号して知るも、五穀の第一とす 是を散米と申奉りし事は 瓊々杵尊 稻穂を得玉ひ 天地四方に散らし給へば 忽然として朗明たり 是によりて散米と号 又 祓の字の禾篇にはかくなりほめてとらする蔵の下積とせよ

抑々 是は神の前にて鈴と申 仏の前にて釈杖と申 某か持つては連いと申 古 天照大神 天岩戸に入り給ふとき 八百万の神達 神集に集玉ひ 神はかりに譲りて神楽を奏し給ふとき 神楽鈴と名付て用ひ玉ひしより 澆末の今日に至るまで 神楽の具と

して神を祭り奉るなり 奉吏早々とりおさめ玉へ

抑々 彼の御宝剑と申し奉るは 酷深き因縁あり 古 素盞鳴尊 天照大神に奉り玉ふ村雲宝剑なり 只今はまた 草薙の宝剑と申し奉る 夫れおもん見れば 我が豊秋津鳴には 西胡漢土万国に勝れて 豊饒全くわ乃国なり 殊には 三種の神器とて 神代より伝る所の御宝 天地と窮なき天位を続き給ふ三種乃神器とは 神爾玉 宝剑 内侍所是なり 中にも 此宝剑と申奉るは 決断潔白を表し天下を平げ 至剛にして内には私欲奸佞の心敵を滅し 外には邪惡暴逆乃賊徒を誅し玉ふの政器なれば 惡魔 忽逃散して 天下泰平 国土安全 別而 願主蒼生の災をはらふて 心中の所願各々成就疑ひなし 奉吏早々納め給へ

### 日本紀之謂

上古天地未だ割れず、陰陽分れざるときは、渾沌たる事鷄子の如く、溟沢て牙を含り。其清陽なる物は、薄靡て天と為り、重濁ものは、淹滞て地となるに及て、精妙なるが合は揚易、重濁之疑たるは塊り難し。故に天先づ成て 地後に成る 然、後に神聖其の中に生れます 焉故に曰く 開闢の初は洲壤の浮漂る事譬は獭游魚の水の上に浮ぶが如し 于時 天地の中に一つの物生 化状 葦牙の如し 便ち化して神となる 国常立尊と号す 亦天御中至尊と申し奉る 是即ち天地開闢の元神にて御坐す 天神七代の一なり 豊受皇大神宮と崇敬奉る 其の次は 国狭槌尊 其に次は豊斟淳尊と申し奉る 此の三代は 乾の道独化所以 男神許にて女神なし 故に一神を以て一代とす 次に神坐す泥土剪尊 沙土煎尊 其の次は大戸之道尊 大苦辺尊 厥に次は面足尊惶根尊 其れに序は伊弉諾尊 伊弉册尊 此の四代は陰陽偶生神なる故両神を以て一代とす 上三代 下四代を都て天神七代と申し奉る也 斯に伊弉諾 伊弉册の両神は 天の浮橋の上に立ち玉い共

に語て曰く 底の下に豈国七んやと云て 天瓊矛を指下し 搔き探らせ玉へば 滄溟を得たり 其の矛の鏃より 滴瀝る潮 こり堅りて一つの嶋となる 之を名付て 礮馭盧嶋と云ふ 爰に二柱の神天降坐て 八尋殿を構えて坐と雖も未だ夫婦契もなし 然に嫁教の稻荷鳥 虚空より飛来て其尾を動す 二柱の神此のせきれいに見慣て竟に交の術を得玉ふ 去は古歌にも 神代より 稻原せ鳥の なかりせば 恋路乃道を誰か教へん 亦曰く 神代より 稻荷鳥に見習てや 七夕姫も 契り初けん と詠置しもこの歌なり 二柱の神 和合の功用に依つて 州郡五行万物悉く相生して一切の物の父母なり 其後 天下の主為ものを生んとて 一女三男を儲け玉ふ也 一女と申し奉るは 日神天照大神の御事なり 三男と申は 月読 蛭児 素盞鳴の御事なり 月夜見尊は伊勢内宮北の方に坐す是なり さればとよ一女は其光華甚だ明彩して六合の内に照り徹る 月読も亦うるはしき事 日の神に並り 二た神の尊喜て 日月共に天上を治すべしとて 天の宮に送り玉ふ 蛭児の尊は生れ給て三年に成まで 脚猶立たされば 天の磐楸樟舟に乗て 順風放ち玉へは 摂津国に落着き玉ふ 今の西の宮夷三郎殿御事なり 此神は釣するわざをもてあそび玉いける 是商人下俗の御神なり 素盞鳴命は生質醜だ勇悍して亦安忍なり 常に哭泣する以て行と志 且 人民を天逝にし青山を枯山にす 因茲て 伊弉諾尊の勅にて根国冥途黄泉へ遂い遣り玉ふ 出雲国の事なり 於時は冬十月なり 去れば十月を神无月と云ふ事は陰極の月 伊弉諾尊神退坐す時にて 陽性皆竭万物帰根 是すさのうの尊の掌どる所なり 一切の物皆没落して出雲根国に帰る故に神無月と云ふなり 去れば 安忍なる素盞鳴尊 日神に色々の仇を成し玉ふ故 天照太神 天之磐戸に閉籠り玉ふと宇宙常闇にして 更に昼夜の別分もなし 其時 八十万の神達は憂へ玉て 神会につどい 神議に議り 祈祷致し玉ふ 思兼神は思慮深き神に

て坐せば 常夜の長鳴鳥を集めて長鳴せしめ 児屋根命は神祝に祝玉ふ 石凝姥命を工とし天香山及金を取 鏡を造玉ふ 初度 鑄玉ふは心に不快とて捨て給ふ 是則紀伊国日前の神なり 次度 鑄玉ふ鏡快とて用い玉ふ 是即伊勢内宮の御正体なり 太玉命は香久山の真神を掘而上津枝には玉を掛け 中津枝には鏡を掛け 下津枝には青和幣 白和幣を取懸て祈り玉ふ 維に諸の神達、岩戸の前にて神楽を奏し玉ふ 大鼓 鞞鼓 笙 箏 篳篥 和琴々 琵琶十二の楽器を調へ 呂津乃音曲、庭燎を焼き 天鈿女命巧に俳優作し 神を以て鬘とし 蘿を以て手纏とし 笹を持ちて手草とし 手には茅纏の矛を持ち 東西南北に千早の袖を振掛綾羅の袂を翻し 謡ひ奏で舞玉ふ 其時 天照太神 岩戸を少目に開き玉ふ 手力雄命は大力神にて 日神を抱き出し 磐戸を取て投玉ふ 信濃国に落つき 今の戸隠大明神是なり 人の面も白々と見ければ 面白と云も此時よりぞ初りける 去は 本朝には神楽を以て神事を第一とする事は此時よりぞ始りて今日の今に至る迄 日月天に明なるも皆是神楽の徳に因り 神の心も和穩なる国とぞ成にける 抑々 地神五代と申は第一代は天照太神 第二代は正哉吾勝々速日 天忍穗耳尊第三代は天津彦火瓊々岐尊 第四代彦火々出見尊 第五代彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申るなり 此皆不合尊竜神の女王姫を嫁て 神日本磐余彦尊を生け玉ふ 是即ち神武天皇と申して人皇の始め百王の元祖なり 夫吾朝は日神を根本とし 一大三千界 国土建立の始なり 日神出生の国なる故にこそ 曰拭と号し奉る 天竺は月の司る国なり 之れに依り月氏国と云ふ 唐土は星の掌る国なり 是故辰旦と云ふ 日月星辰は三國の本主たり 天竺唐土は日本に耦生する国 日神の一徳により 三千界成就するにより 我朝を以て无上の尊国とす されば此国に十五名あり 一に曰く 日本国 二に曰く 豊葦原千五百秋端 穂国 三曰く 豊秋津洲 四曰く 浦安国 五曰く 細戈千足国



六曰く 磯輪上秀真国 七曰く 玉牆内の国 八曰く 虚空見  
大和国 九曰く 大八洲国 十曰く 倭国 十一曰く 倭面国  
十二曰く 耶馬台国 十三曰く 姫氏国 十四曰く 扶桑国 十  
五曰く 君子国 儲而古昔は陽天乾にたくして奇口を用ひ卅三ヶ  
国なりしが 漸く世衰え人の心拙而浮屠仏法に教化を譲り 陰  
地坤に準へ偶口を表而六十六箇国に分られたり 抑々 東海道十  
五ヶ国は天地人の三戈に各五神あり 合十五を表すなり 東山道  
八ヶ国は神祇官八神殿を托す北陸道七ヶ国は天神七代北辰の七曜  
に準ふ 南海道六ヶ国は六根六腑六色を象なり 山陰道八ヶ国は  
八府八正道に因てなり 西海道九ヶ国は天の九曜人の九竅を相す  
幾内五ヶ国は地神五代 五徳の神に擬而五穀成就の国なり 一  
対二嶋二儀乾坤を示すなり 何地か是宗廟の神地に洩たるどころ  
あらんや 日本を根本とし 漢土を枝葉とし 天竺を花実とす 一  
神乃徳光遍く三千世界に及 其証明は顯然と天にあり 一切の物  
神道に非と云ふなし 有情悲情 草木魚鱗 禽獸虫類 悉皆神道  
のなす処なり 天下を理る三種の神器は 天照大神より詔して  
瓊々杵尊に賜り 日向の国高千穂の峯に天下り玉てより以来 神  
武天皇に続き連綿と今上皇帝に至り 天地と彊りなき宝祚を保ち  
玉ふ 偏に天照太神の御神孫なればなり 去は上一人より国君郡  
主村長及び蒼生に至る迄 命惟神の裔天下に充溜たり 故に吾朝  
を神国とは申す也 眼に色を見 耳に音を聞 鼻に香を嗅 口に  
味を知り 心に物を思ひ 身に寒熱に於るも皆な神のなす何なり  
万物に互て滞まらず 一物に五行に在ては 風波雲霧 動靜進  
退 昼夜隠顯 温熱冷寒 善惡邪正 神明化する所なり 五臟六  
腑 行往坐臥 不断神明の守護する処なり 春は万物を生じ 夏  
は繁茂し 秋は実熟 冬は没蔵し 五穀成就し 人民を育ひ玉ふ  
も神性通徹する処なり 誰か吾神風を不仰乎 神代の昔は神楽を  
云うこと 万民教化常にて侍るにより 其神の勅使と而舞出候は

どに 某も御神楽を始めはよとぞんじ候

八天津岩坐（磐戸開） 太諱辞 八乙女 手力雄 神明出現

磐戸開之謂

抑々 天照大神の天乃磐戸の内え籠り給ふ事を恐れみて申みて申  
し奉る神明和合同塵の意敬に仍まし奉らん かるがゆえに神わざ  
をうやもうには清浄を以て先とす 正直を以て元とす 云わゆる  
勢より以て清浄とす 悪に随ふを以て不浄とす 素盞鳴命不忠を  
失なし玉ふ故に天照大神の天の磐戸の内に閉じ籠り玉ふ 其時  
国の内そと夜見に而夜る昼る別ち不レ知時に八百万の神達は愁  
して神集にあつめ玉いて 天香久山の真神をねこきとして 上津  
枝には玉を掛け 中津枝に八多鏡を懸け 下津枝には青幣白幣を  
取り掛け 天児屋命則ち神ほさけにほさけて 多力雄命と思兼命  
天鈿売命 神楽をそうし玉えば 天照大神面白と乃たまいて磐  
戸を開き玉えは 日月国を照し玉ふこと 神楽の徳を敬ふべし  
祈願円満の極也 其時 多力雄命大力神にて坐せば岩戸より日神  
いだし奉て 御兄弟之中をなおさわやとぞんじ候

磐戸開之謂

抑々 天照太神の天の磐戸の内え籠り給ふ事を恐れみ恐れみも  
申し奉る。神明和合同塵の意、敬に仍まし奉らん。かるがゆゑに神  
わざをうやまうには、清浄を以て先とす。正直をえて元とす。え  
わゆる勢より以て清浄とす。悪に随ふを以て不浄とす。素盞鳴命  
不忠を失なし玉ふ故に、天照大神の天の磐戸の内に閉ぢ籠り玉ふ。  
其時国の内とこ夜見にて、夜る昼る別ち不レ知、時に八百万の神  
達は愁して、神集にあつめ玉いて、天香久山の真神をねこきし  
て、上津枝には玉を掛け、中津枝に八多鏡を懸け、下津枝に小青  
幣白幣を取り掛け、天児屋命則ち神ほさけにほさけて、多力雄命  
と思兼命天鈿売命神集をそうし玉えば、天照大神面白とのたまひ

て、磐戸を開き玉えは、日月国を照し玉ふこと、神樂の徳を敬ふべし。祈願田満の徳也。其時多力雄命大力近にて坐なは、岩戸より日神いだし奉て、御兄弟の中をなをさわやとぞんじ候。

### 天大將軍之謂

唯今 來臨影向し玉ふ天大將軍の御尊容を拝み奉るに 先ず天の靈質美々しくして 容兵は艶く御坐す事は 日の神月の神に不異 御威勢の嚴に御坐す事は 根の豎洲国より生出たる大山の如く 御頭は天の狭霧の宮に臻る 御眼は一天の潔濟たる日月の朗に輝し玉ふに似たり 御耳は北海の汀に寄來る大波の干るが如し 御鼻は突忽として方く陰陽の風出入す 御口は紅の舌 堪忍の唇 一度笑を含み賜へは 天下のもの愈喜悅の眉を開き 一度口を噛玉へは 四海の悪魔慎て退散す 御意に天下の事を不知事なく通力自在の御身と拝み奉る 左の御手を伸へ給へは 天の日の少宮に至り 右乃御手を伸へ玉へは 天の日隅の宮に至り 御目手は南極星の宮に及び 御髻髮結は北極星の宮にかさし 扱而 御両足は底津根国跨る されば 宇宙に天大將軍の全軀充滿不坐と云ふ事なし 抑々 御鎧の飭りを拝み奉るに 此御鎧と申し奉るは 昔 天照太神 素盞鳴尊高天原に昇り玉ふのとき 天の原を奮う御心あり哉と疑ひ給ひ 結髮為髻縛裳為綺結ひ 大丈夫の武備を起し玉ひしより事起り 神武天皇 日向の宮崎にて始め製し玉ふを以て筑紫鎧と称するとかや 先づ 御甲を星甲と見へたり づら／＼御甲の次第を申せは 七曜 九曜 廿八宿備り坐す御立物の健なる事は 北極枢の天柱となり 七つ立物は北辰の七曜破軍星の劔さきをかざし 奇羅夥敷て天を輝し玉ふ也 扱而 御鎧に取ては卯花織に 品革緘萌黄黒皮小桜緘大荒目に 紺糸緘結縄目に洗革 其中に取分け 緋緘をこそ召れたり 抑々此御腹巻と申し奉るは 諸色の糸に諸品実を具足して 悪魔降伏の表相を綴

して 先づ萌黄糸綴の青色なるは 木性の蒼生の怨敵ををはらいし 全軀堅固と誓ひ玉ふなり 緋綴の赤色なるは 火性の衆生の怨敵ををはらいし 全軀堅固と誓ひ玉ふなり 紺糸威の黒色なるは 水性の人民の怨敵ををはらいし 全軀堅固と誓ひ玉ふなり 卯の花綴の白色なるは 金性の衆生の怨敵ををはらいて、全体堅固と誓ひ玉ふなり 黄糸の腹巻の黄色なるは 土性の衆生怨敵をまつろはし 全軀堅固と誓ひ玉むなり 去而 五枚下りの草擢は 五行の神徳備り玉ふなり 御膚には 鎖袴を召れつつ 上帯 下帯 忍緒高紐しつかとしめ着て 胴丸 腹巻 腹当に類当 脛当 半首を手蓋上巻 股貫によく／＼見れば 菫青までも勇々しげなる気色にて 六具の緒こそしまりたり 扱而 御弓を拝み奉るに 先づ重藤の御弓持せ玉ふなり 抑々此御弓と申し奉るは 忝も月弓尊の御像を以て作り奉る いまだ不張の御弓は 上弦下弦の御形矢を以て引ふくむは 円満の三五夜の月とかや 神代の四弓は 坐陣弓 発向弓 護持弓 治世弓なり 上に廿八所巻き結ふは 天の廿八宿に象り 経津主武甕槌乃坐ます也 本根に卅六所巻き結ふは 地の卅六禽を学び 巻下には八千矛神の守護し坐す鳥打靶須弦 三組差弦張上て 弦音は上の高天原下は根の底津国に至るとかや 此響に天下の邪魔外道忽然と消失す 貴き哉此御弓 扱而 御矢にとつては 神代の昔 天香久山の竹に二羽を以て作き玉へば 天真鹿兎矢 天の羽々矢と号け奉る 此に持ち玉ふは八ツ目神道の鐳矢とも申し奉るべし 去而 羽を拝み奉れば 鷹の石打 鶴の本白 鴻の霜降 蜂熊山雉の尾其外諸鳥の羽を取揃て切生 中黒 高厭黒鳴生翠生高擢生 棲白 棲黒 大中黒 小 中黒一切 品生の其中で 此御矢こそは真羽を以てはき奉る 扱而 箭藁にとりては 白篋拭篋 節彰篋 焦篋洪篋 皮白塗金漆篋とぞ見奉る 扱而 根は神代に天忍日命 大来目命副持玉ふ 八目の鳴鏑を始めとして 人皇第二綏靖天皇の御時に

天津真浦 真鹿の鎌を作るとかや 雁股 尖矢 角透 鎧通に十文字 円月形とそ見奉る 扱而 御宝劔を見奉るに 神代の御劔

所々多けれど 八握劔 九握劔 十握劔 蛇龜正劔天繩斬劔

大葉刈劔 頭槌劔 されども 奥に 天大将軍の持ち玉ふ宝劔は

天照大神の勅命に依て 素盞鳴尊 出雲国に於て大蛇を平け玉し

とき 大蛇の尾に至りて 一つの靈劔を得玉し 天村雲の劔と申

し奉る靈劔なるか彼劔 日本武尊持ち玉いて東夷を征伐し玉いし

時より 名を改めて草薙劔と申し奉る 是れ 尾張国熱田大神明

の御身体と奉齋玉ふとかや今日 氏人 悪難を祓んがために 将

軍持ち玉ふ也 倩 靈劔を見奉れば 金作の鞘巻に 粟鏝と見え

たりけり 御柄頭の甲金をは 頭巾かしらと磨立 羽切鳥頸 際

韃竿足緒付 韃呑入黒皮の鞆間帯汲結び下げ一乃責 二責を小尻

金の美々しさよ 偉哉 此の宝劔の徳用 働かずして敵徒を破り

不祓而悪魔適散無疑

三鬼神之謂

(渴)  
飢餓神

唯今奚媿来三宝大荒神、歴代業因往古来不信心而、三宝之御報

恩不顧、愚癡無智之作所、悪業惑乱ようけつと成而所已祈願不成

就 国家泰平不成事は我患瞋よりて荒出所なり即三鬼と成つ

て飢餓神 貪欲神 障碍神と成て 人身を悩し申さんぞよう

飢餓神

扱而三宝大荒神奉申者 人心荒立邪道成時 飢餓貪欲障碍

神とて災難成なり 信心清浄を以て祭時は 早く邪心を止め

福德神と成て 五穀成就すること無疑 早々信心の供物礼奠

をなし賜やのう

貪欲神

唯今爰荒出る大荒神は 我身口の意より作所之犯罪 惑障悪果

一念之悪鬼と成て荒出る故 貪欲神成て人身を悩すなり 早く正

直清浄にして犯罪悪心之綱を切て 信心の祭祀をなし玉へのう

貪欲神

扱而愚癡之一念結縛而天之氣滞結となり 地之氣疑縛して人之

氣怨念となり 雖惱人身清浄正直にして 奉祭祀成邪靈悪鬼祟り

を止め 福を授け守護成し申さん何ふ

障碍神

唯今爰荒出障碍を成し障碍貪欲愚癡無智之邪見 怨逆不信心に

而天荒神 地荒神 夜那荒神 九万八千余神大荒神 諸部類眷属

と成て 人身を悩すなり 早々悪心怨果綱を切て 善心清浄の信

心を成し玉へのう

障碍神

扱而飢餓貪欲障碍神 諸部類眷属驚駭則は 邪魔外道魍魎鬼神

咒咀怨敵 山林河海の悪鬼 四節之病難乱逆すると雖 信心堅固

之門には災禍之雲無起 念力強盛之家には 福祐之月増光なり

去ば信心家には 不願寿福与樂授誓玉ふなり 然時 当村十二五

性蒼生 信心臆を以て 唯今 舞静め奉れば 天下泰平 諸家豊

楽 五穀成就 延命息災にして 夜無驚 昼無騒 夢之枕も安全

に守護し申さんは如何

三鬼神奉吏

(渴)  
飢餓神奉吏

何に唯今荒出る三宝大荒神は 愚癡無智にして諸神達の御加護

をも 不知不信心にして 祭るところの欲心 業悪の患瞋三宝荒

神と成り玉ふとかや 早く邪神を止め玉へ 清浄を以て祭祀を成

し奉るな如何

飢餓神奉吏

去ば 悪心犯罪の綱を切て信心を成し奉るなり 三宝大荒神に

重而献じ 啓上奉る銀錢断金の散米散供を以て申し上げ奉るに依

而 袖は一滴を以て四海に滴る 一粒を以て五穀に施し与え玉ふ

願主に掃する懈怠不浄罪咎を他方え祓ひ 其の身を息災延命にし  
て、本つ社に御納受あらしめ玉へ

文曰 一神誕生 一身形生 神心無二 靈形無別 三鬼三元  
我則荒神 神魂一体と祭り静め奉る

#### 貪欲神奉吏

唯今爰に來乱する大荒神は 皆我心より不信心にして諸惡果積  
は 貪欲貧窮災難を荒出る 惑障惡鬼の綱を切て 正直慈悲心に  
て清浄を以て祭祀を成し奉る 早く納受し玉へ

#### 貪欲神奉吏

重而三室大荒神に清浄を以て献じ奉る 恒例の祭祀之の礼奠を  
在る如く 蕪繁非菲以て志し明に納受し玉う也

文曰 天地同根 万物一躰 森羅万緣 春動含靈 悉皆妙体  
荒神を祭り静め奉る

#### 障碍神奉吏

扱而唯今障碍をなす大荒神眷属 皆な悉く我身の犯罪不信心に  
して 眼耳鼻舌身 意の五臟六根より生し出る天荒神 地荒神  
夜那荒神 九万八千余神の眷属と成り 障碍を成し玉ふとかや  
正直清浄にて信心を成し奉る可 早く納受し玉へのう

#### 障碍神奉吏

去而唯今舞静め納受し玉ふ 三宝大荒神に祭祀を成し奉る 蕪  
繁蘊藻の供物 踈雖志し明を以て饌供し玉へば 西海乃波風静か  
にして 神水神慮の底を澄し 清潔の月をうつし 只今哀民納受  
し玉へば 新に影向し玉ふなり  
文曰 本迹無二 一動一静 水波無 両一性一情 念々業々  
一納受極

#### 青竜王之謂

夫れ父盤古大王滅後の後ち 桑原宗帝王に二世の縁をむすび

桑原宗帝王は曾ば原の子と承り候間 所務は有間敷候 注連八丁  
が外へ退散召され候え

去て色々緞事を以て仰られ候ものかな。爰に一つの緞有り。峯  
一丈の木か谷千町にかけをなす、谷千丈の木か峯一丈にかけを成  
さんと申す緞候。まだも緞か候四季四節とこそ申せ、五節と申す  
ことは御座なく候間、とかく所務はあるまじく候ほどに、早々退  
散召れ候え。

色々緞事を以て仰られ候物かな。爰に一つ緞あり。女の心かか  
たけしとて、男の御意を背かざれ、劔のやいばがはげしとて、岩  
屋か角をけつらざれもと承り候。又も緞の候己より兄に礼敬を致  
せ、己より弟には哀敬を成せと申す緞が候。とかく所務は御座あ  
る間敷くとぞんじ候。とかく所務はござ有まじく候。さり乍ら文  
撰大王に可任にて候。

#### 文撰王之謂

再拝々々 君が代は久しかるべきためしには かねてぞ植し住  
吉の松

松翁 おきなが植し松なれば 松より久しき翁なるべし

そうれい河、赤れい河、ごんが河とて日頃は子金の色にて流れ  
しが、今日七日七夜が間五色に成つて流るゝに依つて、此国王せ  
んじこうむり、尋ね上りて見れば、王子等の劍戟は何の因縁ぞ、  
とう／＼申し玉え。

抱瘡大神、福そう大神、ぜうみやつこじの翁とて、王子等には  
七代半の祈の主にて御座候。

是れ尤もに而候ほどに其の由を青竜王に可申候間、よくしづま  
り玉へ

太郎王子は是より東方に甲乙国里郡、広きが事二十一万八千里  
なり。青幡をまいらする、春三月九十日の中七十二日をは領し玉

へ。残る十八日をは三月土用と号す。五郎王子に奉る。二郎王子は是より南方に丙丁国里郡、広きがこと廿一万八千里なり。赤幡をまいらする、夏三月九十日の中七十二日をば領し玉へ。残る十八日をは六月土用と号す、五郎王子に奉る。三郎王子は是より西方に庚辛国里群、広が事廿一万八千里なり、白幡をまいらする。秋三月九十日の中七十二日をば領し玉へ。残る十八日をは九月土用と号す。五郎王子に奉る。四郎王子は是より北方戊己国里郡、広がこと廿一万八千里なり。里幡をまいらする、冬三月九十日の中七十二日をば領し玉へ。残る十八日をは十二月土用と号す。五郎王子に奉る。

### 八関の作法奉吏

初関 夫 如累代宿因<sup>か</sup>退年<sup>か</sup>、罪業 一念の邪鬼と成て此の関に入替障碍を成さんとや 抑々 此関と申奉は 国弘加利命主り玉ふ 一神守護し玉ひ 一切衆生の中ち此関に膺<sup>あ</sup>て依る所 諸の咎崇を消除して 安坐の泰城に至らしめんと誓給所也 殊に今日乃願主<sup>か</sup>不信心を発し 清浄に供物を備へ丹誠乃祭法を勤め礼奠し 泰山乃如く愍<sup>あ</sup>折は巨海に似たりければ 三元一致の徳用に徳一無二の道弘ければ 上天妙果を受る事疑ひなし 奈成邪魁なりとも此祓に逢ふ則んば 乍ちに懺悔<sup>ざん</sup>せられて断邪掃正の神地に至らずと云事なし 早々靈場に寛坐して 犯罪の綱を切 善果の台てなに納受 泰平楽を舞奏し給へ

第二 如何に養祖より歴代の業因古往今来の悪果 唯今 一念の邪鬼と成て此関に入替障碍を成し申さんをや 抑々 此関と申奉るは 天潜尾命主り坐す 一神守護樂座<sup>た</sup>す蒼生<sup>あ</sup>の中此関に膺<sup>あ</sup>てて犯罪する則は此神解除して安坐の靈地に至らしめと矢え給所也 殊に方今信敬帰依の施主有て 妙味の神供を具へ享味礼泉を献し 丹心の志 大地より映く 礼敬の力め高天より卓滅

す 罪生善の祓を用ければ 徳光乾坤に輝き 化育万像を利し 上天妙果を受ること疑ひ無し 奈成邪魁なりとも是祓に逢ふ則は乍ちに懺悔せられて 改凶為吉の神地に至らずと云ふことなし 速々靈場に寛坐して 犯罪の綱を切 善果の妙台に納受し 泰平楽乃舞収め給へ

第三 如何に元祖より以降世運の宿殖年月日時を犯す所悪業 唯今 一念の鬼魁と為り 此関に入替障碍を作さんとや 抑々 此関と申奉るは 上法神命主り坐て 一神愛護垂れ給 人生の中 是関に方て犯罪する則は此神穢<sup>あ</sup>て隠居の靈壇に導と誓給ふ所なり 殊に方今篤信の施主有て 醍醐の美膳を供し偏滴の桂酒を饋め 清浄の意し逝水の如く止ぞ 正直の心瑞金より固く 勸善懲惡の祓を用ければ 利益三沢に溢 断惡の靈劍利し 上天妙果を受る事疑ひなし 奈成邪惡鬱<sup>あ</sup>なりとも 是祓に遇則ば 乍ちに懺悔せられて 邪正一如の神地に至らずと云ふ事なし 早々犯罪の縛<sup>あ</sup>を離れ 寛坐の善果に納受し 泰平楽を舞い収め給へ

第四 如何に連会の孝妣<sup>あ</sup>歴代の從類念々業々犯す所悪果唯今一念の邪鬼と成り 此関に入替り邪碍をなし申さんとや 抑々此関と申奉は 天香山鼻山命主坐て、一神擁護を垂れ給ふ也 蒼人種の中北関に当り 若し邪犯する則は 此神解脱給ひて 高天之寛坐に至らしめと矢ひ給ふ所なり 殊に方今秀志の信士有て 虞で好味の饗を薦め甘醴の令酒を享し 志の偉なる事天に固く運の強き事金に倅しく 正義直愛の祓を用ければ 惡魔降伏の靈劍となり 善根宏大乃明鏡を磨き 上天妙果する事疑ひなし 奈何なる邪魁積惡なりとも 此祓に遇則ば乍々惡邪を矢赫々たる恵日昭々たる朗月に照されて 犯罪頓に滅し 惑乱の綱を離れ 此靈台に納受せずと云ふ事なし 夙々泰平楽を舞ひ収め給へ

第五 夫如何に生々無疆の六親代々八眷思慮行事の 悪因悪果唯

今一念の鬱鬼と変し 此関に入替り邪怪を成さんとや 抑々此関と申し奉るは 惟天日尾命主り坐し 一神竊護を樂れ給ふ所也 一切人種中此関に方て如し塵惡有則は此神禦点で寂然不動之妙果を授んと契え給ふ也 殊方映善の施主有て慈で美膳を尚饗し 甘泉の享薦信心を神慮の底を澄し 渴仰尊崇の頭を抵れ化凡変聖の祓を用ければ 巍々として積惡を銷洞ととして鬱魁を亡し 美善を尽し 善美を尽すの果報夙く立所に来ければ 上天妙果得る事疑い無し 奈成邪魁辟魄鬼魅魍魎成とも此祓に値則は邪見止正見を正し 煩惱の纏を断 安寛の台に不至と云ふ事なし 早々泰平楽を舞取め給えな

第六 奈に累代の男女経年の老若の惑廠頭疾の四の理障貪慎癡の三の惡毒塵埃山と成つてその一念鬼神と成り 此関に入変障礙となさんとや 抑々此関と申し奉るは 是天糖戸命の主り坐す一神鎮護を心樂れ給ふところ也 天壤の中人畜万物此関に磨つて若し逆縁の惡業有則は此神祓退不測の妙果を得さしめんとちかえ給ふ也 殊に方今修善の施主有て 瑞玖百味の供物桂酒万石の献泉心源潔解通訂改の四教施す廓なる体形を齋んて拜供仰三而宝晶成然れば身口意乃三業既に滅し七情乍に直なれば森羅万像春動含靈三世常住不変の妙躰の善果登く必上天妙果に至る事疑ひなし 波旬妖孽執鬼天魔疫神山林河海の惡靈咒詛怨念なりとも 此祓に逢則は中道の神地に至り 邪辟偏執の形を改め純一專固の實妙成は只自ら泰平楽にけり

第七 如何に前世往年の尊靈、天古累会の依正、無明の業因、惑障の惡果、積所の靈魁弛来、此関に入換り、障碍を成申さんとや 抑々此関と申し奉るは是天活玉命主り坐て一神恤護り給ふ所也 有情非情とも此関に丁て 若し犯罪有則は三元の祓を以て解除して 安穩泰平の神地に至らしめんとちかえ玉ふなり

殊に方今映献施主有て妙味具足の美膳享嘗偏満の芳樽以て供し以て薦齋場嚴飾清潔の礼奠崇奉心天より高く飯向の情海より深し 神は誠を守り給えは 朗鑑新に遷り 上天妙果する事疑ひなし 如何成る邪靈惡鬼成とも是祓に逢則は無極中道に至り 忽焉とメ徳海化山に居して、妙道の果報夥し 併て何の執著かあらん早々泰平楽を舞ひ給えな

第八 六拾四品之因縁 万願成就之祓 奈何に元祖歴代之貴賤 孫枝数世之眷牧、七世之父母 九属ノ部類 所犯惡業唯一念の邪鬼と成て 此関に入替り 障碍を成さんとや 抑此関と奉申は惟天背斗女命主り坐て 守護し給所也 人物此関に当て犯罪有則は 変通力三種加持 五大陰陽 善言美詞の祓を以て 消除し給えは 寛悠の邦域に至らしめんと誓給也 殊に方今篤行の施主有て 万物充凶供享 京兆潤色 礼奠清潔 靈質正直の神体 自然の崇敬 天然の卯拜 至誠祝詞 明德の祭文 是を誦し是を唱え 玄鑒の心月自ら澄 上天妙果する叟疑無し 是奈成積魁鬱靈成とも是祓に遇則んは 皇風朝に扇き 仁山夕に吹祓 神力妙道一時同台に至りて 泰平楽を舞給えな

享保六辛丑之年十一月吉日書之  
奉吏本八関作法昭和四十六年四月初二日筆写之

### 八関鬼神之謂

#### 国弘加利命 初関

如何初関の奉吏に尋司事の候 某貪瞋癡三毒の中に意憤の炎唯一念の鬼神成りて此関に競ひ来り侍候間 奉吏早々立退給へ如何成御神の宿り守護玉ふとも某入り替り一大三千界を惑乱障碍を作申さむぞよう

#### 天潜尾命 第二関

如何に第二の奉吏に尋可事の候 某爰に来る事元祖累代母体苦  
勞をかけ 坤地母の不孝の炎大地神の惑障唯一念の鬼神と成り  
て此関に競出て侍り候間 奉吏など立退給へ 如何御神の宿り  
守護し玉ふとも 某入り替り惑障を作申さむぞよう

无上靈宝神道加持  
是れ即ち八神と成り 三千界を守護し給ふ 然は今日施主延命  
息災守護を申さむぞよう  
无上靈宝神道加持

上法神命 第三関

如何に第三の奉吏に尋可事の候 某爰に来る事口舌闘諍合戦劔  
戟金尅木と戦い出 唯一念の鬼神と成り 競来候間奉吏早々立  
退給へ 如何御神の宿り守護し玉ふとも 乍入替り障碍作申さ  
むぞよう

天香山鼻山命 第四関

如何に第四の奉吏に尋可事の候 某爰に競来る事先祖代々乾天  
父祖不孝を成る妄こん縛身の一念の悪鬼と成り 唯今此関に競  
い奉り候間 奉吏早々立退給て某人替り障碍を作申さむとよう  
大日尾命 第五関

某爰に来る事系累代々門葉自陀如欲煩惱結縛一念の鬼神なり  
此関に競い来り侍候間 奉吏早々立退給へ忽某人替障碍をなし  
申さむぞよう

天糖戸命 第六関

某爰に来る事は塵惑七長山となり然其の性一念の鬼神となり此  
の関に当て競ひ来り侍り候間 奉吏早々立退玉へ 某人替り惑  
乱をなし申さむぞよう

天活玉命 第七関

某爰に来る事累祖貴賤部類眷属妄悪野槌の悪鬼と成り競い来り  
候間 奉吏早々立退給へ 某人替り障碍をなし申さむぞよう

天背計女命 第八関

如何に第八の奉吏に尋可事の候 某爰に来る事三毒煩惱苦患呼  
吸口納息風の一念唯今茲に競ひ来り侍り如何なる御神の宿り守  
護し玉ふとも唯今某人替り障碍を成し申さむぞよう

所務分謂

所務分謂 黄竜謂

太郎遍答

黄竜 夫父盤午大王五男ノ王子 末世羅候大子社歳七歳ノ頃ヨリ

一ノ城戸ニ参リ 二ノ木戸ニツキ 取務ノ由ヲ申候ヘドモ 終

ニ御承引モ無ク 去レ心弓箭ニ依ツテ勝負給ラムトノ宣旨ニテ

候間、是天ノピ上リ雨ノ宮ノ御縁ニ参リ 十万余騎ノ星ノ弓箭

ヲカタライ 軍兵ヲ舅メ唯一時ノ雨ト降り下リ 唯今 御前ニ

参リ候間 取務分ケテ御配分召サレ候ヘ

太郎ヘ夫 父盤午大王滅後之後 桑原宗帝王ニ二世ノ縁ヲ結ビ

桑原宗帝王ノ側腹ノ子ト承リ候間 注連八丁ガ外ヘ退散ヲ召サ

レ候ヘ

黄竜ヘ王子達ニモ仕合セ召サレ候ヘ 一合戦参ラス可ク候 去レ

心師宮ニ向ツテ弓引ク事ハ 十逆罪ノ咎トカヤ 親ニ向テ弓引

ク事ハ 八逆罪ノ咎トカヤ 兄弟ニ向ツテ弓引ク事ハ 五逆罪

ノ咎トハ申候 是モ天ノ下ノ弓箭ノ由来ニテ候間 如何ナル天

荒神 地荒神 衣那荒神モ御赦シ給エ 弓ハ蔓ヲサカエ 大刀

ハ目貫ヲサカヘ 一合戦可参候間 王子達仕合ヲ召サレ候ヘ

黄竜ヘ如何ニ青竜王御聞候ヘ 未ダ弓箭ノ勝負モ不見申候間 劔

康所御配分召サレ候ヘ

文選ヘ再拜 君ガ代ノ久シカルベキタメシニハ 兼テゾ植シ

住吉ノ松 松翁ガ植エシ松ナレバ 松ヨリ久シキ翁ナルベシ

黄竜ヘ唯今 御前ニ立給エル翁殿ヲ拜シ奉レバ 首ニハ三冬ノ雪

白髪載キ 顔ニ四海ノ浪ヲタタヘ 口ニ金ノ笑ヲ含ミ 前ニ八

シノ紐ヲ垂レ腰ニアツサノ弓ヲ張り 七尺五寸ノ官幣ヲ 天ニ

指上ゲ 地ニ指下ゲ 再拜 吾カラ弓矢ヲサ、ヘ給フハ

如何ナル天ノユキスリ人ニテ候カ 早々 退散召サレ候エ 速

々退散メサレヌ程ナラバ 某劔ノキツ刃ニ掛ケ申サン 如何ニ

候

文選ヘホーソー大神福シヨウ神シヤウミヨウコジノ翁トテ 王子

達ヨリハ七代先ノ折リノ主ニテ候ガ如何ニ

黄竜ヘ何々七代半ノ折ノ主ト仰ラレ候カ 三度礼拝申サン 吾等

ガ弓箭ノ由来ト申スハ 是 功利天ノ都ニ大王一人座ス 御名

ハ盤午大王ト申ス 此王ハ頭ニ木ノ冠ヲ召サレ 足ニ金ノ履ヲ

召シ 左ノ御手ニ火取玉 右ノ御手ニ水取玉ヲ持テ 御身ニ土

ノ鎧ヲ召シ給ヒテ 東ヲ枕トナシ 西ヲ跡トシテ アラムケサ

マニ 九月中旬菊ノ花ノ散ト諸共崩御シ給 東ハ木ノ冠ノ向ヒ

タルヲ持テ甲乙ト号ス 南ハ火取玉ノ向ヒタル故ニ丙丁ト号ス

西ハ金ノ履ノ向ヒタルニ依而庚辛ト号ス 北ハ水取玉ノ向ヒタ

ルニ依而壬癸ト号ス 中央ハ土ノ鎧ヲキタルニ依而戊己ト号ス

時ニ四人ノ王子達ハ四期四節ヲ領シ給ヒ 某七月半ニテ候ヘバ

男子女子ノ疑ヲ召サレ 男子ナラバ取ヲセヨトテ 甲百八子、

鎧百両 大刀百振 エビラ百腰 弓百丁 土公神ニトテ 卷物

七卷ヲ母陰女ノ宮ニアツケ置カレシ事モ 胎内ニテ髓ニ承リ候

又 女子ナラバ取ヲセヨトテ 唐ノ鏡ニ唐ノ帯 十二ノ手グ

サニ化粧道具ヲ 母陰女ノ宮ニアツケ置カレシ事モ 胎内ニテ

髓ニ承リ候間 何ノ疑モ無ク取務ハアロート存ジ候

文選ヘ夫 シヨウレイ川 白レイ川 コンカ川トテ 日頃ハ黄金

ノ色ニテ流ルレド 今日 一日一夜ガ間 五色ニナリテ流ルレ

バ センシコクヲ坂上リテ見レバ 王子達ノ劔撃ハ如何ナル因

縁ゾト 某ガ劔ノ劔スイニカケ申サンガ如何ニ

文選ヘ色々ノ警事ヲ以テ仰ラレ候カ 然ラバ此由ヲ御尋申サレ

青竜王ヤ御聞候エ 黄竜王ノ仰ニハ(以前之通り言フ)



太郎へ扱テ 色々ノ警事ヲ以テ仰セラレ候モノ哉

一ツノ警 有峯二一丈ノ木ハ谷二千丈ノカゲヲナス 谷千丈

木ハ峯二一町エ カゲヲナサント申ス警ガ候

文選へ然ラバ其由ヲ黄竜王へ申候カ 如何ニ黄竜王ヤ御聞キ候エ

青竜王ノ仰セニハ(前通り云ウ)

黄竜へ事高クモ被仰候モノ哉 土公五帝五竜書ニ曰ク 千早屋普

留立テ見ル叱モ 之五ツノ形也 青赤黄白黒ト立テ見ル叱モ是

五ツノ形也 地水火風空ト立見ル叱モ是五ツノ形也 木火土金

水ト立見ル叱モ是五ツノ形也 無レ天雨不レ降無レ地生レ草無レ

父種ヲロサズ 無レ母生不レ来 王ノ河原ノ草田ニモ 且ノ霧ヲ

父トシテ 夕ノ露ヲ母トシテ 草長ナルト承候 赤肉ハ母ノ姪

白骨ハ父ノ姪 赤白ニ諦和合五体身分トナルトハ承リ候 何ノ

疑モ無ク取務アロト存ジ候

太郎へ又モ警ガ候 四期四節トコソ申セ 終ニ五節ト申コトハ無叱

之候間 早く退散召サレ候エ

黄竜へ扱テ 事高クモ仰セラレ候モノ哉 天竺善法建立ノ叱モ一

番ニ大崩ヌケテ打破ル 二番ニ大風吹テ吹破ル 三番ニ火難発

ラムトセン叱モ 五竜王ヲ祭ツテコソ 成就スルトハ申ス 亦

祇園精舎建立ノ叱モ東ヲ造レバ南ガ破レ 南ヲツクレバ北ガ破

レ 終ニ興行ナラザル叱モ某ヲ祭ツテコソ成就スルトハ申候

又 唐土イラウ山偏照建立叱モ我が執行ヲナシテ候 其叱モ取

務ハアロウト被仰候間 何ノ無疑取務御配分召サレ候

太郎へ色々ノ警言ヲ以テ仰候物哉 爰ニ一ツノ警有リ 女ノ心ガ

カタケキトテ男ノ御意ヲ背カザレ 劔ノヤイバガハヤシトテ

岩尾ガ角ヲケヅラント承候 又モ警ガ候 兄ニハ礼敬ヲ致セ

己ヨリ弟ニハ哀敬ナセト申ス警ガ候 トカク取務アル間敷ト存

ジ候

黄竜へ扱テ 事高クモ仰候モノ哉 舍婆城合戦ノ時モ太郎王子ハ

青色七十五体ノ大蛇トナリテ青竜川ニ立給フ 次郎ノ王子ハ赤

色七十五体ノ大蛇トナリテ 赤竜川ニ立給フ 三郎王子ハ白色

七十五体ノ大蛇トナツテ白竜川ニ立給フ 四郎王子ハ黒色七十

五体ノ大蛇トナツテ黒竜川ニ立給イテ 某ヲハ中ニ取込 アヤ

マハス唯一口ニ呑ント召サレ叱モ 某ハ五色七千七百七十五体

ノ大蛇ト成テ黄竜川ニ浮上リ 四人ノ王子達ヲ アヤマハス唯

一口ニ呑ントセシ叱モ 取務ハ有ト存候 亦阿法世原ノ合戦ノ

叱モ四人ノ王子達ハ四方ニ立給ヒテ 某ヲ中ニ取籠 鬪劔ハ劔

ト云フ劔ヲ抜イテアヤマハス只一打ニ打タント召レシ叱モ 某

大地ニハ種ノ土籠ヲシラエテ居タリシガ 土ノ籠ヲ破ラント召

サレシ叱モ 某虚空ニ延上リ四人ノ王子達ヲヒタニサゲン言劔

ヲ抜イテ 唯一太刀ニ打タントセシ叱モ 取務ハアロウト仰ラ

レテ候 這喩候 東男ノ子ハ甲乙 南男子ハ丙丁 西ノ男子ハ

庚辛 北ノ男子ハ壬癸 中央戊己ト立テ見ル叱モ 天地皆々

某ニテ候間 四人ノ王子達ハ虚空ニマシマセ候へ

文選へ又モ色々ノ御警言々以テ仰セラレ候カ 然レバ此文選王ニ

御マカセ候ハバ 所務ハ平等ニ分ケテ参ラシヤウガ如何

太郎へ逸角 取務ハ有間敷ト存ジ候乍 去 文選王ニ御マカスバ

ク候

黄竜へ扱テ 文選王ハ某段シカト候カ

文選へ(所務分ケ之事) 夫 東方甲乙里部及広キコト廿一万八千

里也 青キ御幡ヲ参セテ御名ヲバ青竜王ト申奉ル

夫南方丙丁ノ郡ノ広キコト廿一万八千里也 赤キ御幡ヲ参セテ

御名ヲバ赤竜王ト申奉ル

夫西方庚辛ノ里郡広キコト廿一万八千里也 白キ御幡ヲ参ラセテ

御名ヲバ白竜王ト申奉ル

夫 北方壬癸里郡ノ広キコト廿一万八千里也 黒キ御幡ヲ参ラセ

テ御名ヲバ黒竜王ト申奉ル

夫 中央戊己里郡ノ広キコト廿一万八千里也黄ナル御幡ヲ參ラ  
セテ御名ヲバ黄竜王ト申奉ル 扱 春三月九日乃間七十二日

ヲ青竜王領シ給ヘ 余ル十八日ヲ残シ置ク 夏三月九日ノ間  
七十二日ヲ赤竜王領シ給ヒ 余ル十八日ヲ残シ置ク 秋三月九

十日の間七十二日ヲ白竜王領シ給エ 余ル十八日ヲ残シ置ク  
冬三月九日ノ間七十二日ヲ黒竜王領シ給エ 余ル十八日ヲバ

残シ置ク 扱 三月土用ガ十八日 六月土用十八日 九月土用  
十八日 師走土用ガ十八日合セテ七十二日ヲバ黄竜王領シ給エ

黄竜ヘ扱 文選王ニ尚モ御尋ネベキ候 三年ニ一度閏月ガ候  
文選ヘ東方ノ姫宮ニ參ラスル

黄竜ヘ二季ノ彼岸ガ候  
文選ヘ南方ノ姫宮ニ參ラスル

黄竜ヘ月ニ六日ノ道虚日ガ候  
文選ヘ西方ノ姫宮ニ參ラスル

黄竜ヘメワ日モワ日キコン日ガ候  
文選ヘ北方ノ姫宮ニ參ラスル

黄竜ヘ今日ガ候  
文選ヘ乙宮ニ參ラスル

サレバ 四季ノ土用ヲ合シ 中央ヲ領シ給エ 大地ハ皆某ニテ  
候ガ如何ニ

黄竜ヘ扱 文選ノ大王ノ君ニ疑モナク候間 是天竺ニ黄金ノ丸山  
ヲ持テ候間 是ヲ御引手物ニ仕ランニハ如何ニ

文選ヘ夫ハカタジケナウ御座候エドモ 天竺ニテ黄金丸山ハ一コ  
ウ所望ハ御座ナク候間 然レバ此文選王ニモ一日ナリトモ能所

ヲ別テ御配分召サレ候エ  
黄竜ヘ文選大王ノ御子孫ト申シ奉ル衆生ニハ 如何ナル大土用上  
ヲモキラワズ 土ヲ持地テ 引家ヲ作ニハ塔ヲ組ミ 舟車ノミ  
ノコギリノ音ヲモ驚サワキ有トモ 此文選大王御子孫ト申サン

衆生 罪崇リヲ成サンツル所ヲ御引手物ニ仕ラムニハ如何ニ  
文選ヘ夫ハカタジケナク候 サレバ王子達御喜ビニ大平樂御舞候

### 將軍・六神・内儀

#### 將軍

將軍ヘ一童めきこしめせ、二童めきこしめせ

童ヘ一童め、二童めとわ 御事葉や有りそやな事

將軍ヘ一童殿きこしめせ、二童殿きこしめせ

一童ヘさて御矢にとりてわ神代の昔御矢なるべし 頭は竜の口に

も似たり はわ鳥のすすずけば千年鳥の小はば、鷹の風切りば

其のほか そ鳥の羽を取り揃へ 二ツ門三ツ門四ツ五ツ七ツ八

ツきざみ絞まで揃へ合しては いざるど いづれも さいいあ

るぞかし 矢竹をよくくおがみ奉 七竹 寒竹 大名竹 ほ

うおう竹 くれ竹 矢竹、唐竹、まな竹、其の数々の内にも

札竹なれば、悪マにあたる御矢なるべし 是を天大將軍にもた

せ 是より悪事払いをいたせよ。

二童ヘ月弓の御賀刀持つて 七福田満三五夜の月とかや 上二十

八所巻記たるは 天の二十八宿をかたとり 下に三十六所巻江

たるは地の三十六斤をかたとり 巻き上にはふつぬし 竹御賀

土の如します所なり 巻き下には八千ほこ神のしごします所な

り 取りうちにぎりへしないのつるくびさしづるを張上げて

天は高間の原、地は根の底津国に至る迄 四天下のじやまげど

うを二つせんとせつし時 かの尊き御弓なるべし

將軍ヘ此の方は もつたいたなくも 東方しようていしようりゆう

王 木の神しごし給ふに依つて 弓引事はいむならん 南方赤

てい赤竜王火の神の 西方白てい白竜王金の神の 北方黒てい

黒竜王水の神の 中央五てい王竜王土神の 天照大神のしごし  
給ふに 土神竜王安彦土の神

## 六 神

六神(其の二) そもそも 六神の御恵比寿と申奉るは 神代昔  
いざなぎ いざなみ命 命のまぐわいし給ふ事 一によ 三男  
あはれまし給ふなり 一によと申し奉るは 天照大神の御事な  
り 三男にと申奉るは 月弓 ひるこ あさすさのうの命の御  
事なり されば ひるこの命は生れ給ひて三とせに成るまで  
足たたずしてうつぼ舟に造り込み 海上に浮べ せえ 津の国  
におちつき 今 西の宮の恵比寿三郎とはやらせ給ふなり か  
ほど尊き御恵比寿を唯今ここに勸定し 新に舞おさめ候  
六神(其の二) そもそも 四郎五郎六郎の御恵比寿と申奉るは  
安き国を ぢよをじ給て 御身をあまたにわけ給ひて イツク  
シマの荒恵比寿にておはしますなり かの御恵比寿と申奉は  
けんこん二ツ 三ツ柱の神たちいけ給ふ 六根六敷 六衣のし  
ごしんたりし 田地田畑の福恵比寿 たくじや あんねいなる  
事も ひとえに この御神の利徳なり 市を立ては市恵比寿  
町を立ては町恵比寿 色を好むはこん恵比寿 花を好むはむろ  
恵比寿 おくりむかひの福恵比寿と はやらせ給ふなり かほ  
ど尊き御恵比寿 唯今 ここに勸定し 新に舞ををさめ候

## 内 儀

一あ津まやの 門の久しは広げなが 案内知らずに 宿はかすま  
い  
一唯やこの 門のかなたに音するは とまり定め 天の子供か  
一あ津まやの 門の久しは広げなが 案内申さば 宮と申そう  
一日の本の 人の心は清なや 我か古里の 人ぞ恋しき

一四季の歌をえいじ 門を開き 宮で申そうにて候  
一春がすみ もろたいせばとうい津べし 山のつわるも たかね  
なるらん

一夏山や しげきみどりの木の間より ほのかか見ゆる ありあ  
けの月

一秋わなほ 水すさまじく 風さへて 月ををしやる おき津白  
浪

一冬来ると 谷川つげしみよしの、しぐれもつげし 山巡りせ  
う

一年の内 春は来にけり 一年を昨年とはいわん ことしとやい  
はむ

## V 行波神楽の舞い方

### 一 行波神楽について

#### 1 神楽奉納の場所

毎年十月十四日夜奉納する神楽（例年数種目）は、荒玉社の境内とし、七年毎の願舞は同社沖の錦河原（現在は洪水敷）が古来より定まった場所である。

#### 2 神殿の様式・規模と作り方の概要

毎年十月十四日荒玉社の境内に作られる神殿は、境内がせまいためおおむね二間四方とし、四角及び中間に一本宛丈夫な杭を打ち込み、竹の手すりをとりつける。四角には目どおり十二センチ程度の先に枝をつけた竹を立て、その先に四神の旗を一つずつつるすと同時にこの竹の中間にメ縄を張りまわす。このメ縄に旗をつるすが、この旗の数は二十四神とする。

神殿の中に敷く蓆は専用のものか、または、新品とすること。

なお、花道（衆屋から神殿への通路）は、社に向って右手にとりつけ、花道から神殿へはいるその位置の向い側の座を東とし、大鼓を置く位置とする。したがって、花道から神殿へはいる、入口の座は西となる。

四神の旗を吊す順序は、次のとおりである。

東の座（太鼓の位置）は左青龍神

西の座は 右白虎神

南の座は 前朱雀神

北の座は 後玄武神

この神殿を作るのは、その年の当屋にあたった人達である。

### 3 神楽に必要な人員

(1) 願舞（八閔を含む）・舞子二十六人・楽士二組十人

内訳・案内二人、先払い二人、繰出し一人、鬼八人、

奉吏八人、惣神楽（松神楽）四人、松登一人、

楽士十人（二組）

(2) 平年の祭・楽士五人の外、舞子十四人程度

#### 4 曲目〔注〕（ ）は通常の呼称

(1) 莊嚴（神かぐら殿入り）

(2) 六色幸文祭（ろくじん）

(3) 諸神勸請（かんじょう）

(4) 注連瀧水（しやすい）

(5) 三宝鬼人（三鬼）

(6) 愛宕八幡

(7) 荒靈武鎮（あらかみ） 靈劍、敷太刀を含む。

八閔（松の舞）

(8) 弓箭將軍（しょう軍）

9 眞神対応（ないぎ・しば）

銭の綱（ぜんのつな）

(10) 日本記（くにすくひ）

(11) 五龍地鎮（地ちん）

(12) 天津岩座（いわと）

## 二 各曲目の内容

### 1 莊嚴

(1) 参加人員 全員（これまでに全員水ゴリをすませておくこと。）

(2) 服装 集来及び六色幸文祭出演の六人は正装（集来は青の神服、ゆうだすき、風折烏帽子着用、六人は赤の神服、ゆうだすき、風折烏帽子、いずれも白足袋）のこと。舞子はすべて白

木綿の肌じゅばん、黒衣、白足袋、ゆうだすき、風折烏帽子を着用する。世話人は黒紋付に袴、白足袋を着用のこと。

なお、全員扇子及び半紙二つ折にしてみつこと。

(3) 持物 集来は太鼓のバチ、楽士は笛、銅びょうしを持って出ること。

(4) 神殿へはいる順序

出場の順序は、代表世話人、世話人、集来、楽士、舞子（舞子は概ね年齢順序とする）とする。まず、集来が座につくと、それにしたがって各々定位置につく。この位置はあらかじめ決めておくこと。

(5) 神殿入りの次第

まず楽は根とりを三流しして集来が唱えごとを唱える。終つて根とりを三流しする。これから集来が神楽歌をうたうが、この歌は、終りを必ず合唱すること。この歌が終ると吹あげを三流して神殿入りを終わる。

引上げる順序は入場した順にしたがうこと。

(6) 神殿入りで集来が唄う神楽歌

ひいらぎを みふねにつくりて ともにたち

ろかいそろえて 神むかえしよう

かんだのえ なにをか降らしよう さらさらと

こがねまじりを さよねふらしよう

春くると 木のめも芽だつ たずもはる

まだおさなきは はぎの若ばえ

夏山や 木々のこずえが 高くして

空にはせみが ことをしらぶる

秋草は むすぶばかりに なりにけり

いざ きりぎりす 衣がえしよう

冬くると 谷川つげし みよしのの

しぐれもつげし 山めぐりしよう

年のうち 春はきにけり こととせよ

こぞとはいわぬ ことしとどせん

(7) 集来の唱えごと

来皆謹請東方青帝青龍王木神龍王

〃 〃 南方赤帝赤龍王火神龍王

〃 〃 西方白帝白龍王金神龍王

〃 〃 北方黒帝黒龍王水神龍王

〃 〃 中央黄帝黄龍王土神龍王

謹請たつてよろごうせしめ給えきじよう再拜再拜

天が下一万三千七百余神の神がみ降り給う神殿を百浦の潮をも

ちて清めに喜余目奉る。哀愍<sup>あへん</sup>納受をたれ給え、きじよう再拜再拜。

当社荒玉社のうずの広前に捧げ奉るもの、香語山の眞神をもち

てはらい給え清め給えとまうさく。

(8) この曲目でとくに注意すること。

入場の際、天蓋からひかれています「ちみち」を切らない

よう注意しなければなりません。

## 2 六色幸文祭

(1) 出場人員 六人（三人宛二回に出場）

(2) 服装 神殿入りの服装のままとする。

(3) 採物 扇一本、長さ一メートル程の女竹（先に笹のついでもの）に幣のついたもの一本宛

たもの）

(4) 舞い方

神殿には前もつて一の座（東と北の座の中間）と二の座（西の座）三の座（南の座）には、幣の頭を中にして置いてある。

根取の楽につれて一番から順次神殿に出てくる。この場合、一

番が定位置に着くのと同時に、二、三番が各自の位置につけるよう練習しておくこと。

楽が六神にかわるのを待って、しゃがんだ姿勢（右ひざをつき、左ひざを立てた半身の姿勢）から、幣をとり上げ楽に乗って立ち上がる。段びょうし二回、差上げて右にまわり向い合つて段びょうし二回ふんで右に出て次の座に行き、向い合つて段びょうし二回、くり返しながら自分の座にかえり、逆（左）に出て次の座でまわりながら自分の座にかえり段びょうしを二回ふむ。

ここで、右の肩にかつき、左手を腰にあてこれまでの道（順序）をくり返す。

各自、自分の座にかえったとき楽は「鬼舞」にかわる。ここで、静かに幣を元の位置におき、左前半にさしている扇をぬきとり、開いて右手にもち、左手は腰にあて鬼舞の笛が二流れのうちに三人の調子をととのえる。気が合つたとき一番がハイッと声をかけると、一斉に右手をそのまま前方水平に上げる。扇は内に向つて開いている。その姿勢で次の座に行き向い合つて段びょうし二回、この時の右手はバンドの位置まで下げる。これをくり返ししながら、自分の座にかえり段びょうし二回。ついでこの姿勢で逆（左）に出て、次の座でまわりながら自分の座にかえる。ここで段びょうしをふみながら扇を左手にもちかえ、反対に出て、これまでの要領をくりかえすのである。

この時の扇の持ち方は、扇の要を向うにむけ左手の親指と人さし指で親骨一本をにぎり、頭の位置よりやや上まで手をさしあげる。（この要領はうどんの出前持のひじの折り方を思い出せばよい）。次の座へ行って段びょうしをふむ時も、前の時とは違つて肩の位置まで手をおろせばよい。

こうして、自分の座にかえると楽は「水車」にかわるので、右手に扇を持ちかえ、すくい込むと、扇の下端を左手の親指と人さ

し指でつまみ、各座をまわりながら自分の座にかえり、左手をはなすと同時にすくい上げるようにして両手を肩に上げ「かついだ、かついだ」に移る。

この時の「かついだ」は、日本紀や、もどきの時と違つて二回である。

終つて「謂」を一番が云う。

一番の謂

抑々六神の御恵美須と申し奉るは神代の昔伊邪那岐、伊邪那美尊、尊のまぐわいし給うとき、一女、三男兒生れまし給うなり。

一女と申し奉るは、天照大御神の御事なり。三男兒と申し奉るは、月読、水蛭子、須佐之男の尊の御事なり。されど、水蛭子の尊は生れ賜いて三歳になるまで足立たずして、うつぼ舟につくりこみ、海上に押し放ち給えば、津の国に落ち着き給い、今、西の宮の恵美須三郎とはやらせ給うなり。

かほど貴き御恵美須を、ただ今ここにかん請し、新たに舞を納め候。

一番の「謂」が終ると、六神の楽に乗って幣をとり上げ、自分の座で三度まわつて終る。静かに幣を中央に置き、扇は左前半にさし根取の楽につれてはいつて行くが、このとき、一番は必ず神殿を一回半まわることになるので注意すること。

次いで次の三人（四郎、五郎、六郎恵美須）が前の三人と同じ舞い方をくり返すのが六神である。違つところは「謂の内容」である。

「謂」

抑々、四郎・五郎・六郎の御恵美須と申し奉るは安藝国を領し給いて、御身をあまたに分け賜いて嚴島の荒恵美須にておわしますなり。

抑々彼の御恵美須と申し奉るは乾坤の二つ、六柱の御恵美須と

なられ給うなり。六根、六色、六意の守護神たり。田地、田畑の福恵美須、宅舎安寧なることも偏えにこの御神の利徳なり、市を立て、は市恵美須、町を立て、は町恵美須、色を好むは根恵美須、花を好むは室えびす、心の勇むは酒恵美須、送り迎えの福恵美須、とはやらせ給うなり。かほど貴き御恵美須をただ今ここに勧請し、新たに舞を納め候。

### 3 諸神勧請

- (1) 出場人員 四人
- (2) 服装 六神に同じ
- (3) 採物 舞鈴、扇・著幣（幣串の長さは、昔は鯨尺の一尺三寸と云われていた。使い難いため現在は四〇センチ）
- (4) 舞方

四人共幣を左手に、鈴を右手に持ち、左手の幣は腕をしつかり伸ばし目通りにかかげる。右手の鈴をジャラジャラと鳴らしながら自分の座まで進み、内側に向い合う前、即ち行きついたその場で納める。その後、向い合い正座して一番が次の歌の一節を唄う。（その後は四人で合唱する。）

このしめの 育ちは どこぞ

つくしなる

かねが みさきの

育ち なるらん

唄い終ると根取の楽がはじまるので、これにあわせて右手の鈴を三度上下する。上下する鈴はジャラジャラと鳴らし、上げた鈴は必ず直立させること。

その間左手の幣は、左ひざの上に真すぐに立てておること。

鈴を三度上下（鳴らしながら）し終ると、左手の幣を左上方に上げて三度振り、終って納める。この動作を三度くり返すが、そ

の間鈴、幣と動かす方には必ず目をつけることである。

これが終ると立ち上がって納める。幣を振りかえて向の座に行き、水車となる。

水車の楽に乗って幣を振りかえ自分の座にもどり、右、左、右にまわってすくい込み中央にとび込む。

半歩引いてやや前傾姿勢をとり、いわゆるおじぎをして、自分の座の次の座にいつて納める。そこで振りかえて自分の座に帰り、もう一度水車を舞う。このとき、自分の座に根取で帰る直前に、楽は獅子舞に変わるので、これに乗って幣を振りかえ、一番は四番の座に、二番以下それぞれ順に足先で地をけりながら幣は左正面目より若干上にかかげ、鈴は右前バンドの上あたりで、上下に小さくふりながら進んでいく。

一番が二番の座に進んだところで、一番は「ハイッ」と声をかけ、これにつれて四人とも、自分の座の一つ前で幣を振りこみ、自分の座で「ズグモドリ」を舞う。終って納め、振りこんだ座にかえり、足をふみかえながら幣をすくいこんでまた元の姿勢（左手の幣は前方に、鈴は右前、バンドの位置）で、地をけりながら進んで行く。

もう一度前の位置で「ズグモドリ」を舞うが、二回目の最後は払って、ひざをつき、幣は背中に負い、鈴は前にさかさにして突く。終って立ち上がって内に向き合って納める。

その後は、前記の要領でくり返しながら前の座まで行き、振り込んで次の座へとびこむ。ここで「ヒキサンジ」を舞うが、最も気をつけなければならないことは、間をとめるのは、あくまでも、とめるのであって、納めるのではない。

「止める」と「納める」の違いは、幣と鈴の使い方が違うので注意することである。

「ヒキサンジ」の最後（年の内）、すなわち、自分の座で舞うと

きは、最後の払うときはひざをつくこと。鈴をついたときは四人が内に向合っていることである。

終つて、一回まわり納める。その位置で片ひざをつき、扇をひらげ幣といっしょに左手にもち、楽が「かぐら」にかわるのを待つ。(このとき神殿の中にかたまつて着座してはならない)

楽がはじまると意気の合つたところで幣と扇を振つて立ちあがる。その場で納めて、幣を振りかえ、左手を差上げ順逆をすます。終つて、幣を振りながらも一度順逆をくり返す。

自分の座に帰ると楽は「タクセン」に変わるので、ここで幣を振りかえ、「カグラ」の時同様に左手を思いきつて差上げながら「タクセン」にはいる。

「タクセン」で特に気をつけたいのは、四角をはらうこと。いわゆる各自の「座」を中心に舞うことを忘れないこと。

また、「年の内」は、各曲目とも中に向き合つて舞うものであるが、「タクセン」では特に「年の内」では、四人が中に向つて右、左とはらい、まわらないで、そのまま納める。ついで、自分の座で、幣を振りかえ一回まわり、四人が中にむき合つてもう一度納める。

ここで、扇をたたみ、幣と共に持つて、楽が根取にかわるので、これに乗つて、神殿にはいる時の要領で、神殿を静かに出て終る。以上出て行くときも、一番は神殿を一周半まわることになるので注意すること。

#### 4 注連灑水

##### (1) 出場人員 四人

(2) 服装 風折烏帽子、黒衣、黒袴、ゆうだすき、たぐり

(白・赤・青・黄のいづれか)、白足袋

(3) 採物 舞鉛、著幣、扇(幣串の長さは、腰幣も同じく、

昔は鯨尺の八寸、現在は二十五センチメートルとする)

##### (4) 舞方

四人とも、神殿にはいつて各座につくまでは「かんじょう」に同じ。座につくと一番が「かんじょう」の要領で次の歌を唄う。

(一節は一番が一人で、以下合唱)

きぬがさの みどりの糸に とじられて

とかば とかるる かみづくしかな

これから水車、ついで自分の座でズグモドリ二回を舞うまではかんじょうに同じ、ついで、各座で二回払つてひざをつく。(ひざは左ひざを)同時に右手に持った鈴を、かしらを下にして、右ひざの前につく。

こうして四角を舞い自分の座にかえるが、自分の座で舞うときは、ひきさんじを(古老は灑水にひきさんじはないと云われていたが、これにかわる諸作がない)舞う。

かんじょうのひきさんじと違う点は、前の座から舞いこんだときひざをつかず、かんじょうのひきさんじの立つたところからはじまる。以下はかんじょうに同じである。

また、かぐらにはいつても「願舞」で本神殿を舞う以外は、幣を振つて舞いはじめる。いわゆる、順逆から、順に出てセンスの手にうつるものとする。

センスの手は、幣舞のうち最もむずかしい諸作なので、教える方も習う方もこれを自覚して努力することである。

カグラの順逆を終り、順に出て、自分の座にかえるすこし前から楽は鬼舞に変わるので、その楽に乗つて小足で自分の座に近づきながら、右手の鈴を邪魔にならない処にそつと投げ、扇を開いて右手に持ち四人の気が合致するまでむき合つて段びょうしを踏むが、この段びょうしの限度は笛が二流れである。

意気が合つた瞬間一番が「ハイッ」と声をかけ、一斉に幣を左



上方に振ると同時に右手の扇を大きくすくいこみ、半円をえがくように打ち込む。

この時の足の開き方、小足のふみ方に充分注意し修練を重ねることである。

打ち込んだ扇は、さつと右上方に上げ、同時に左手を腰にしてその場で一回まわり、もう一度幣を振りつつ扇を打ち込んで、そのまま両手を前上方に上げ、右へ二回まわり気の合ったところで幣をふりつつ扇を左正面に深くすくい込みながらこれをひき上げつつ半円をえがく様に打ち込みながらおどり込む(次の座に向つて)。

次の座で両手を挙げまた二回まわり、気の合ったところで前記の諸作をくり返す。これをくり返しながら四角(各座)をまわり、自分の座に踊り込んだときは、約半歩、右足でとびながら扇を右斜下方に構え(やや半身になるはず)、左手を腰にあてて小足で「逆」に各座をまわりながら自分の座に帰りまた舞いはじめめるが、この時は、踊り込むと同時にズグモドリを舞う。(ズグモドリにおける扇の使い方、足の踏み方は前記の諸作を概ね応用したものであるが、不断の努力が必要である)。

終つて、二回まわり、前記と同じ諸作で次の座へ踊り込み、ズグモドリをくり返し舞う。

四角を終つて自分の座に帰ると、今度は「逆」に出て四角を舞う。

このとき(逆にまわる時)のズグモドリは半回多く廻り、幣を打ち込み、これを返し、左の方に二回まわつて次の座へ踊り込む。

このズグモドリが終ると、もう一度自分の座でまわり扇を打ち込むと楽がかわる。

この楽に乗つて、左手を腰に、右手の扇を右斜前に出して、足先で地をけるようにして向う座まで行く。ここで一番のハイツと

いうかけ声につれて、そこから小足になり自分の座にかえると、今度は「逆」に出て、四角をまわりながら帰つて来る。ここで、一回その場でまわり、手をふりかえ、今度は左手の幣を先に出して「順」のときの要領でまわつて帰る。

ここで楽が水車に変わるので、幣をもつた左手を腰に、右手の扇をすくい上げながら「順」に出てまわる。

自分の座にかえると中央に向い合つて腰をおろしながら左足を出し、右手の扇を後上方にあげてすわる。

ついで同じ動作で「逆」に出て、自分の座に帰ると、今度は、前回は反対にまわりながら中央に向つて腰をおろしつつ右足を出し、左手の幣を後上方に挙げてすわる。

間もなく楽がかがらに変わるので、せんすの手のはじめと同じ要領で、順逆をおわり、自分の座に帰つて来るが、その直前から、

楽は早目の鬼舞の楽に変わるので、各自座にかえると中に向い合い段びようしを踏みながら幣のかしらを外にむけて持ちかえる一方、

右手の鈴は、鈴のかしらの棒を右手小指にかけてさげる。

※一番の「……ハイツ……タチゴマー」という唄声と一緒に、一斉に両手を水平にひろげて、順に小足で出る。これがたちごま

である。この唄声は、両手をつなぎ合わせる(幣のカシラを右に幣串を左手の親指と人さし指の間にはさむ)向座まで消えないようにするのが理想である。

自分の座にかえると、そこで一周して外に向い意気が合うと大きく右に振り込み、ついで左に大きく振り込みながら次の座(順)に踊り込む。これをくり返して、向う座ですくい込み、次の座に行き、そのまま段びようしを二回ふむ。

この時、とくに幣など持つ両手が目通りより下らないよう気をつけること。

段びようしを終ると、気の合ったところで、内側に向い、横む

きの「送り足」で、すくい込んだ座の位置まで戻り、気の合ったところで右足を軸にしてまわり、すくい込んで次の座に行く。

ここで、二度段びようしを踏み、気の合ったところで左向側に向き、来たときと同じ横むきの「送り足」で元の座（右へまわった座）までかえり、ここで左足を軸にしてまわり、また、すくい込んでもう一度正面の座にかえり、ここで段びようしを二回ふむ。

ここで前と同じ右内側に向って前の諸作で帰ってくる。

このときは、次第に右の手をはなしながら……元の座（いわゆる向う座）で完全にはなし、左の手は腰のあたりに（鈴のかしらの杵に小指はかけたまま）、幣は、かしらを後にして左手をさしあげるようにして自分の座にかえって来る。自分の座にかえると内に向きあい、鈴と幣をもち直して、振りかえ一周して、中央に向って納める。

そこで服装の乱れを直して、出場のとときと同じ姿勢（諸作）で神殿を出るが、このときの要領は諸神勸請と同じである。

## 5 三宝鬼人

(1) 出場人員 六人

(2) 服装 ほうりは六色幸文祭に同じ、但し格衣の背中、たすきの結び目あたりをコヨリでしぼる。白足袋をはく。

鬼は、黒衣を着用し赤白のタスキ、腰にタクリをむすび、太刀をはく。ゆうだすき、腰幣をさす。白足袋をはく。

(3) 採物 鬼面、附髪（鬼の場合とはきんという）、ほうりの幣（幣串の長さは約一二〇センチメートル）、願舞の時は、二本作りとし左手で持つところに白紙をまく（長さ同じ）。鬼の棒（長さ約一二〇センチメートル）及び鬼のうちわ。

(4) 舞方

正式には、楽（鬼舞）がはじまると鬼は楽屋の出口で、ほうりは、

は、神殿の入口（西の座）で向い合つて水車を、終ると双方から小足で進み寄り組み合うと、ほうりが鬼を背負うような諸作で東の座へ。ここで段びようしを二回、意気が合わないときに三回踏む。次は逆に鬼がほうりを背負う様な諸作で西の座へ。ここで段びようしを同じようにふみ、もう一度ほうりが鬼をつれて東の座へ。ここで段びようしをふんで中央にかえり、その時は向き合つて鬼の棒と幣を交叉させて持ち合い段びようしを二回踏んで鬼は西、ほうりは東の座へと別れそれぞれ、右、左と足をふみかえ乍ら内に向つて左足を出してすわる。

ここで「招く」諸作を三度くり返し、鬼は南の座へ、ほうりは北の座へ行き同じ姿勢で同様の諸作を、また、もう一度同じ諸作をくり返すが、このとき、座から座へ移動するとき、鬼、ほうり共に気を抜かないよう、いわゆる舞い乍ら移動する。詳細は略。ことを平素から練習しておくこと。終つて、双方とも向い合つて立ち、段びようしを踏み、長くても鬼舞の笛三流れまで）鬼、ほうりともひら（側面）を舞う。すなわち、鬼は南の座と西の間、ほうりは東と北の座の間を三往復する（若干すぎてもよいが）。

このときほうりは気を抜かないこと。鬼はとくに最近、うちわを使って前に進む（九字をきるといふ）とき後にむきすぎる傾向がある。これはうちわを打ち込み、かえす諸作をする際にそれに目をつけるのであるが、これが誤りつたえられて後をむく諸作になつたのではないかと思われるので注意を要する。棒の先を見るのは最後に自分の座にかえり段びようしをふむとき、このときは充分に目をつけなければならない。

舞い終ると双方が自分の座で一度中に向き合い、一回その場でまわり、そのままほうりは幣をかえして逆にもち、鬼も同様に棒を逆に持ちかえて中央にとびこむ。とびこむと鬼、ほうりとも前記のとおり所定の位置を握ること。そうして長くそこで段びよう

しを踏まないようにして、意気を合わせて、まず東の座へきて段  
びようし二回、ついで西で同様、もう一度東へ行き同じ諸作をく  
り返して、中央にかえり、ここで一回半まわって意気をあわせ、  
ほうりは西、鬼は東の座へ別れて前記の要領ですわり、これから  
また「招き」の諸作を、鬼は、東の座から北、北から東へ、ほう  
りは西から南、南から西へかわり共にくりかえし「招き」の諸作  
を行う。

終ると、ほうりは東と南の座の側面（東寄）にすわって控える。  
一方、鬼は、これから一人舞に移る。

楽も一段と充実させる。鬼は氣力を整え全精力を傾注する。

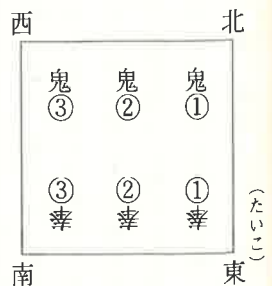
みち（舞う順序）の概要は、

東の座から順に出て一周、東の座にかえるとその場で一まわり  
して西に向って舞いこむ。西の座に行きうちわを使い乍ら東へか  
える。この要領は二人舞のときのひらの場合と同じ、東へつくと  
段びようしを踏み、棒の前に、うちわを右前方にかまえて送り足  
で西の座へ、これを三度くり返して終り、ついで、神殿を一周し  
て南の座から、北の座に向って同様に舞いこみ、これをくり返す。  
終れば西から東へ、また、北から南へとくりかえして北の座にか  
えって終る。それより、神殿を一周してもとの西の座へ。ほうり  
は東の座で、共に向き合い意気の合ったところで水車を。終ると  
進み寄って中央で組み合う。この要領は、ほうりは棒の中間と自  
分の幣を一緒に握り、鬼は棒の端をもって、うちわを使いながら、  
まず北の座へ、ここで段びようし二回、ついで南の座で同様の  
諸作、今度は東の座で、最後に西の座で段びようしを二回ふんで  
ほうりが鬼を背負う形になると、鬼はそのままほうりを東の大鼓  
に押しつける。

このとき、ほうりは、逃げるようなことをしないで素直に押し  
つけられなければならない。

二、三鬼ともそれぞれ同じ要  
領で舞いおわると、続いて、下  
の略図の様に向い合って立つ。

ただちに、鬼舞の樂がはじま  
るので、その場で水車、組み合  
って、まず奉吏が背負い、奉吏



の座で段びようし二回（合わない時のみ三回）。今度は鬼が背負つ  
て鬼の座で同様の段びようし、終ると奉吏が背負つた形になつた  
ところで鬼は奉吏をそのまま奉吏の座に押しつけて終る。（このと  
き奉吏はいやがって逃げたりしないこと）そして、それぞれの位  
置にかえり向い合って立つ。楽も舞と共に終る。

呼吸が整つたところで奉吏は持った幣を、鬼は棒をそれぞれ杖  
のようにつき、その場でまわりながら奉吏の一番から四季の歌の  
表（春来ると木の芽もめだつ たずも春、まだおさなきははぎの  
わかばえ）を、二番は、夏の表（夏山や木ぎのこずえが高くして、  
空にはせみがことをしらぶる）、つづいて三番は（秋草はむすぶば  
かりになりけり、いざきりぎりすころもかえしよう）。

この歌が一つ終るごとに、太鼓をドーンと一回たたたく。

三番の歌が終り太鼓がドーンとたたかされると、鬼の一番からそ  
の場でまわりながら（この時は奉吏はまわらない）次のいわれを  
いう。謂れが終るごとに鬼は最後に語気を荒らげて、奉吏の体に  
棒を添えて立て「〇〇申さんぞよ」——と、云いながらうちわで  
その棒をたたたく。

鬼(1)の謂

只今ここにきおい来る三宝大荒神やつがれはすきのをの命、只  
今命のりしてなれの命相まみえてのちしゅこうしてしたうるに  
まかり何と思うこと心あえてあるにあらんぞや——。（口伝えの

まま記録したもの）

鬼(2)

只今ここにきおいきたる三宝れきだいごういんは、おうぼこんらい不信心にして、三方のごほうを迎えられ口ぐちにして悩むところ悪業あくらんしよげとなつてしよもうきがん不成就国家泰平悩むところ我が君臣よりあれいずるところなり、即ち三鬼人となつて人心を悩まし申さんぞよ。(口伝えのまま記録したもの。)

鬼(3)

只今ここにきおい来る大鬼人は皆我がしんくんよりしよきようなし、きかつ神、どんよく神、しようげ神即ち三鬼人となつて人心を悩まし申さんぞよ。(口伝えのまま記録したもの。)

終ると鬼舞の樂がはじまる。この樂は、これまでよりすこし早目とすること。

樂がはじまると、前図の様に向い合い、意気の合つたところ

(この場合、いつまでも顔を見合せて立つていることのないように、とくに奉吏の一番が氣を抜かない様に努める。そのためには奉吏一番の選定に前もつて氣を配ること。)で、奉吏の一番がハイッーと声をかける。これに合せて舞いはじめめる。ここで水車。水車が終るとそれぞれ樂に乗って中央に進み組み合う要領

(鬼と奉吏は棒と幣を一度接しよくさせ、奉吏は鬼を背負う様所作)で、奉吏一、鬼一、奉吏二、鬼二、奉吏三、鬼三の順に神殿を順に一周する。(この時はできる限り氣を抜かないように神殿を長い時間をかけて、ふむようにすること。)奉吏一が自分の座に戻ると声をかける(声は大きな声とする)。声がかかると一斉にふりかえて逆に、前と同じ要領で一周する。一番の奉吏が自分の座にかえるとまた掛声をかける。もう一度、鬼は棒、奉吏は幣をふりかえて順に出る。

この回は奉吏一は自分の座を行きすぎ、いわゆる一回半まわつ

て花道にはいつて行くことになるが、この花道で全員が姿勢を崩さないように、とくに三番の奉吏鬼が楽屋にはいるまで充実した舞を舞うこと、そのためには、樂が氣を抜かないことである。以上で三鬼は終了する。

6 八 関

(1) 人数 二十六人(鬼八、ほうり八、案内二、繰出し一、先払い二、神樂四、松登一)

(2) 服装 鬼及び奉吏は三宝鬼人に同じ。繰出しは奉吏に同じ。案内は白衣にゆうだすき、風折烏帽子を着用する。松神樂を舞うたゆうは諸神勸請に同じ、松登りは白装束(白足袋をはく)

(3) かぶりもの 鬼、奉吏は三宝鬼人に同じ、繰出しは風折烏帽子、神樂も同じ、先払い、松登りは白鉢巻。鬼面。

(4) 採物 鬼棒、鬼うちわ、奉吏幣、薙刀、太刀、舞鈴、扇

(5) 樂器と樂の調子 松神樂のみ他の種目における神樂と同様に根取、かぐら、たくせんと変化する外は、すべて鬼舞の樂である。樂はこの種目に限り神殿に一組と、登り松の下に一組み居ることになつており計十人が従事する。樂器にvariはない。

(6) 唱えごと 鬼の「謂」は別記につき省略。奉吏の歌は、前述の四季の歌の外、四季の歌の裏を歌う。

(7) 舞い方

神殿の入口に繰出しが奉吏の服装(格衣は青)で奉吏幣を持って立ち、楽屋の出口に立つ一番の鬼と向い合い、樂がはじまると三宝鬼人と同様水車、ついで鬼の許まで小足で行き、背負うよう所作で神殿の中に連れて出る。これをつぎつぎにくり返して舞う。こうして神殿へ出て来た鬼は奉吏と組み合つて次々と登り松の方向へ舞いながら行き、定めの八関小屋の前で止まり正面に向く。このうちに登り松の根元で松神樂を舞う準備を行う。鬼と奉

吏がそれぞれ定めぬ位置につくと、三宝鬼人の際にヒラを舞うのと同じ要領で舞い終り、奉吏の一番から四季の歌を。おわると鬼の一番から「謂」を唱え、終つて水車を舞つてその場で松神楽の終るのを待つ。この間に松神楽を舞うが、この神楽は諸神勧請のかぐら、たくせんと同様のものである。

松神楽が終ると白装束の松登りがいって来る。この前を清めの塩をまきながら先導が登り松のところまで案内する。松に登ると、とりつけてある三光に火をつけて焼くことになっているが、火がつかない時は松の枝を折って投げ落す。

さて、どの方向の綱を降りて来るかは登るまでに神官がおみくじで決定しておるので、間違いなく、示された綱を降りてくることである。

これが終ると鬼舞の楽がはじまるので水車のあと、三宝鬼人の六人舞の要領で一番から神殿へ舞いながらはいり花道を楽屋へ戻つて来るが特に神殿では力を抜かない様に努力することである。

## VI 行波の神舞について

七年目毎に行われる行波の神舞を、昭和五十二年の四月二日・三日に、また年々の荒玉神社例祭に舞われるものを、翌五十三年十月十四日に見学した。通じて拝見して、これはまことに美しい、陶醉の神楽であることを知った。

この神舞には種々の特色がある。式年神楽には、錦川河畔に四間四方の神殿を設け、手前には三間半四方の楽屋を設えて巾一間の橋懸りを以って通じ、又、他方に巾二間の長い橋懸りの途中に、四尺四方程の八関の小屋を、夫々九尺間隔程に設け、その果てに、神殿からは約二十間隔で、十三間半に及ぶ高い柱松が建てられる。柱松の上には日月星、赤白銀三色の鏡に型どった輪形が飾られ、松の小枝がとりつけられる。神殿の舞台には、中央に白蓋、その左右に天蓋を下げ、天蓋にはふぐり（とび）も下げられる。周囲に花幡、瓔珞、雑華等、その他の莊嚴が施される。楽屋から出て、主としてこの神殿内で舞が舞われる。

主要な曲は十二と数えられているが、三日には朝八時半よりはじめて、中に昼の休みもなく打つづけに演じ、夜の九時四十分によくやく主要な部分が終る。湯立や火伏せは、前夜のうちに済まされた。

牛尾氏は、湯柴、湯立、火納、六色、勧請、灑水等の諸曲を、他で謂う七座の神事にたとえられているが、これは妥当であろう。湯立の潔めをし、神を勧請し、最後には又火伏せが行われる。最後に火伏せが行われるのは、信州坂部の冬祭などでも同様である。こうした神勧請の庭に、その中心行事として、古風な能が行われているのである。猿楽大成以前の、言わば神楽能である。

もと、荒神舞と呼ばれたという行波神舞の性格は、この神楽能を以て祈禱の手段としていたるところに明らかであろう。

清めの湯立でさえ、その台本（「日本庶民文化史料集成一」）によると、「湯立の本地」が唱えられている。湯の効果を高めんがために、湯立のいわれを説くのである。又、「六色」に於いても、「六神夷之謂」が唱えられる。太郎、次郎、三郎、四郎、五郎、六郎の夷夫々の出自を説き、その御利生をあらわし申す。祈禱から能にうつるいわゆる神能の最も古い形と見てよいであろう。

この荒神舞の能には、三つの形式が認められる。第一は、柴鬼神（眞神対応内外）に於けるように、神下しの神哥、奏楽の後に、荒平と呼ばれる荒神が影向して、託宣調を以て自らを語り、荒平が持つ重宝について語り、これらを取り収めよと、相對するワキの奉史（祝）に語り、天下泰平、国土安穩の祈願を成就させようという。山伏神楽・番楽に於ける「山神舞」や「八幡舞」などもこの形式に出ており、今日舞台に見る能の「翁」も、この式のものに外ならなかった。

第二の形式は、説明役が出て、長々とその謂れを語る。一種の語りものであるのだが、その前後に長々と舞がつく。陶醉状態の中にある語りに似ている。この荒神舞の「日本紀」では、切頸の翁面のものが出て語る。天地創生から天神七代、地神五代の謂れを述べ、岩戸開、天孫降臨にも及び、この日の本の有難さを長々と説く。最後に御神楽を舞う。又、「弓箭將軍」では、弓を持つ將軍と、太刀をとる二童とが出て、色々に舞って後、將軍の出自、その身に帯びている鎧、甲、腹巻、草摺、弓、矢、宝劔等の謂れを語り、やがて矢が放たれる。伊豆の八丈青ヶ島や、土佐物部村のいざなぎ流神道の巫覡の祭文を一つ舞台化した形のものであり、これが一つ舞台化されると、佐陀の古能の例えば「岩戸」や「住吉」や、陸前の法印神楽の「道祖」や「白露」の舞などにもなる。

第三は、シテとワキとの問答の形をとるもの。「三鬼神」に見るように、飢渴神、飢餓神、貧欲神の三鬼神が出て荒びようとするのを、奉吏が祭り静めようとする。これが掛合の問答になる。「八関の作法」も同様で、八鬼神が関に競い出で来り、障碍をなそうとするのを、奉吏に関の謂れを説かれ、泰平楽を舞い収めよとさとされる。「五龍地鎮」はいわゆる所務分で、青、赤、白、黒、黄龍王、児童、部眷僕、文撰王など八人が出て、これも長い順序の舞の後応酬がある。この形式もひろく行われており、やがて奈良多武峯や興福寺の延年の連事や風流の形式になり、狂言能にも入り、また演劇の基本の形にもなる。

「八関」の鬼神問答などは、信州新野雪祭の「鬼神」、三河花祭の「神鬼」などと同様であつて、やはりその古形をとどめていると考えられる。

又、高い柱松が立ち、はじめその柱をめぐつて、小童たちが舞を舞うのは面白い（松の舞）。その柱に登つて、日月星の輪形を焼き、松の小枝をちぎつて落し、やがて綱を伝つて降りる曲芸は、九州熊本県阿蘇郡長陽村長野、阿蘇神社や、同郡波野村中江の豊後系神楽にも見られ、（これらでは、荒神が松の頂きの鏡をとつて降りる）神楽から離れては、茨城県龍ヶ崎や、千葉県野田市などで行われているつく舞や、秋田県天王町、東湖八坂神社神興渡御の蜘蛛舞にも見られる。蜘蛛舞は、京都四條河原の見せ物の中にもあつたことは、徳川初期に画かれたと思われる屏風絵にも見られるが、一種の散楽であつた。

一曲四、五十分から、長きは一時間四、五十分にも及ぶこれらの舞は、回つて回り返す巫女舞の手を基調にしているが、繰返しの中に色々の工夫もある。ともあれ、演ずるものにも、その場に集うものにも、陶醉の芸能であることに変わりはなく、こうした古風な神事芸能が今日に残っていることは、信仰史上、風俗史上、

また芸能史上にも頗る珍重に價することである。是非大切に伝承さるべきである。

## VII 神舞行事をめぐる文献的考察

### 一 文献資料を通してみられる一般行事

民俗行事を記述した資料は少なく、殊に具体的に行事の内容を書きとどめたものとなると更に少ない。幸いに<sup>(注1)</sup>して、旧岩国藩域に関しては、享和二年（一八〇二）の序文をもつ『玖珂郡志』<sup>(注2)</sup>にある程度の記述を見出すことができるので、これをとりあげてみる。

#### 1 農事に関する行事

地域的にみると、<sup>(注2)</sup>坂上と南河内に集中している。両地域に共通した行事もみられ、享和頃にはこれらの地域に見られるにすぎなくなっていたのであろうが、古くはこの両地域を包含する広い地域に、同じような行事が行なわれていたと考えられよう。

ミナクド祭り これは苗代に種をまく時に行なう行事である。「ミナクド」とは「苗代ヲ下ス時、苗代水ヲハヅス所（ドウロジサマという）」のことである。その行事の内容は

「毎正月十八日ニ芸州廿日市ノ観音へ参詣シ、牛王ヲ請ケ、栗木ノ枝・松ノ枝ヲ折来リテ、苗代エ種子ヲ下ス時、ミナクドヘ牛王・栗ノ枝・杉ノ枝ヲ立、正月ノトミ米ト節分ノ鬼ノ豆ヲ以祭之。廿日市観音へ参ラザル者ハ、大エビカツラ・青バライギヲ立テ祭ル。」そして種子を蒔く時には、まず主人が秘歌を唱えて蒔き始め、それからみんなで蒔いていくのであるが、その秘歌は

「出雲ナル沼ノ広野ニ種蒔テ、万穂ノ稲ヲカロゾウレシキ」

これは坂上の行事であるが、南河内の甘木村の場合は、行事そのものは同じようであるが、供物に多少のちがいがあろうようであ

る。その行事の内容は

「苗代二種ヲ下スニ、ミナクド祭トテ、牛王ニウツギト桑ノ木ヲ添テ、ヒヤリ溝エ立テ、ドウロジニ祭ル。」

「ヒヤリ溝トハ小ミゾ」の事である。

サンバイ祭 「田ヲ始テ植ルヲサビラキト云。其時サンバイトテ祭アリ。」この祭事を「サンバイ祭」という。これも坂上、南河内地区に共通してみられるものであり、具体的に挙げると

「坂ノ上辺ニハ食ヲ焼、升ニ入、内ヨリサウトメ外ニ持出テ、栗ノ木箸ニシテ、高声ニ大サンバイハカハシレ、ト云テ屋根ヘ投上ル。其後、主人・家内ノ者戴ク也。此栗ノ木ハ、正月ノ木ノ切始ニ切タル木也。又、釜ケ原ニハ、早稲ヲ三把トリ、栗ノ木ノ枝ヲ葉ナガラ打テ、田ノ畔ニ並テ、三把ノナベニ敷セ、極月ニツキタル節米ヲ飯ニ焼キ、正月ニ飾タル掛繪ヲ添テ、早稲ノ上ニ置テ祭ル。其後、右ノ飯ヲ田主・シロカキ・フリサシ・其外ノ者戴ク也。」

南河内の行正・上田村のあたりでは

「折敷ニ苧ノ葉ヲ敷テ、食ト繪トヲ居ツキ、白ノ上ニソナエテ、早乙女庭へ出テ食ヲ少シ投テ、ハカハシレ、ト云。繪ハ正月ノ掛鯛也。亭主苗代へ鎌ヲ持行テ、戻リテ戴ク也。」

同じ南河内の甘木村では

「稲ニネギ<sup>ネブカトモ</sup>三株添テ田ノ中エ植、歳徳棚ニ飾リタルヲ、田主、シロカキ・エブリサシ・其外戴ク也。」

秋の稲の収穫の時にも祭事をするが、祭事の名称は不明である。

坂上では「種ヲ下ス時ノ歌」の一字を改めて（「カロゾト云ヲカルゾト」）「唱テ、九カブニテ少シ宛テ刈、三把ニシテ、田ノ中ニ竹ヲ二本立、折カケテ三把ノ稲ヲク、リ付テ、抑モ天神地祇・八百万神・産生神諸神へ奉ル。其後刈ル也。」

南河内においては、行正・上田村あたりでは坂上と同じ祭事を



しているが、甘木村では、稲刈りの時には一切祭事はしない。

麻計 これは麻の種を蒔く時の行事で、坂上では

「竹ヲ二本立、鬼ノ豆ヲ紙ニ包テ祭ル。三四尺程ニ小キ竹ヲ立テ、正月飾リ繩ヲ張り置テ、刈ル時蛇居レバ、其小キ竹ヲ立タル内ノ麻ヲ川へ捨ル也。」

南河内の行正あたりでは、正月二日に切初で切った「竹ヲ麻蒔トキ、度計ニスル。麻ヲ刈リテハ、麻ヲ二本添テ休スル也。」

以上が坂上・南河内両域に共通してみられる行事であるが、一地域にみられるものを次にとりあげてみると

歟初 南河内の行正・上田・甘木・保木村辺でなされた行事で「保木辺、亭主ノ歳日、甘木辺（行正・上田村辺りも同じ）ハ正月二日、畠ヲ掘、餅ヲ埋ミ、其上へ諸葉・讓葉・小竹ヲ三本立置ナリ。」

牛馬サバライ これは坂上地域でなされた牛馬に関する行事で「七月朔日、稲葉ニ海老根葛ヲサウラニシテ牛馬ヲ洗フ也。早朝ニ洗也。七月十四日ニモ右同。右両日、牛馬ヲツカハズ。」

## 2 風俗に関する行事

南河内の行正村では

「正月ノ門松、家ニヨリテ松ヲバ立ズ、栗ノ木ヲ立ルヲ例トスルモアリ、椎ノ木ヲ立ルヲ例トスルモアリ。」又、「三月節句ニ歳徳工食ヲ上ゲテ棚ヲ下ス家多シ。」

又、同じ南河内の上田・行正・保木村あたりの禪宗・浄土宗の門徒のした水に関する行事があるが、呼称は不明である。それは

「二月十四日十五日両夜ニ、松明ヲ高ク卑ク二本灯テ、其下ニテ水ヲ祭ル。十四日晚ニハダンゴヲ誘テ仏ニ備へ、家内モ食。十五日晚ニハ粟ト米トヲカユニ炊キテ仏ニ供シ、十四日ノダンゴヲバ、釈迦ノカウベヤク、ルト云。」

坂上地域では盆の行事が大々的になされていたが、その呼称は不明である。その行事の場所を「柱松場」と言い、これは村毎にあり、荒地が利用された。七月十五日の夜に行なわれるこの行事では

「柱松トテ、長サ十五尋ノ竹ヲ立テ、末ニ笹ヲ付、布旗錢ナドク、リ下ゲ、ハチトテ、苧ガラヲ差渡四寸ニ蟹ノ巢ノ如ク編テ、布旗ヨリ下ニ付ル。右ノ竹根ヲバ十文字ヲ結テ留メ、又一ノ綱トテ、ヒカヘ繩ヲ取レリ。タイ松ハ長四寸廻リ五寸程ニ、檜ヤ松ナドニテ結び、長サ半尋ノ緒ヲ、藤葛ヲ以テ付ル。是ヲブリト云。松ヲナゲザルモノハ踊ヨリ、松ヲ打モノハ鉢巻ヲシテ尻ヲカラゲ、サモイカメシク出立、続松ノフリヲ取、高声ニ柱松ハケエジロウ、ト云テフリ相ニテ投上ル。ハチヘ入タル時ハ、其者ハ勿論、群集ノ者、声々ニ高念仏ヲ申。則、竿ヲ倒、竿ノ先ニアル旗ノ付タル竹ヲカタギ、男女打交リ踊リテ、諸人ニ其功ヲ顕ス。而後、旗ヤ錢ヤヲ寺へ上ゲテ供養スル也。盆ニ打アテザル時ハ、廿日頃迄モ、夜々其事ヲナセリ。猶打アテザル時ハ、根ヤキトテ、柱ノ下へ火ヲ燃シテ竿ヲ倒ス。其松ヲ投ル時、ノウヲ引ケ、ト云ヘリ。其詞ヲ聞テ松明ヲ見物、頭ニアタリテモ咎ル人ナシ。」

セチリヤウ 同じ坂上で十二月晦日に行なわれるもので

「カザリ繩ニ讓葉・諸葉・炭松ヲ付テ墓ノ上へ置ヲ云。」

## 3 神社で行なわれる神楽以外の祭事

芝居や相撲などが多くの神社で奉納されているが、全く内容の記述のないものは除き、何らかの様子を窺い知ることができるとのをとりあげてみる。

烏供飯(注3) 和木村の田中明神と柱野村の杉森大明神で行なわれた祭事で、宮島の厳島神社の祭事を移したものである。殊に田中

明神は厳島神社を勧請したものであり、又、多田村の諏訪大明神

には「年越ノ夜、鹿二頭来レリ」という昔からの申伝えがあり、関戸村の客大明神（厳島客人ノ宮勧請）にも「十二月節分ノ夜、必厳島ヨリ鹿来ルコト今ニ絶ルコトナシ」という伝えもあり、これらの事からも厳島神社の古くからの強い影響を考へることができさる。

田中明神の烏供飯は

「上初亥朝、供物ヲ土器ニツヘ入、新キ折敷粉ニ居ヘ、社ノ前ノ畠ニ置ク時、厳島ヨリ鳥ニ羽来リ、彼供物ヲ啣ミテ若宮ノ森ヘ飛行。其後、厳島工帰ル也。此事毎年無退転ト云リ。是ヲ古ヨリ烏供飯ト云。供物ハ米ノ粉ヲツクネタルモノ也。若宮ノ森ヨリ飛行ヲ、世俗、烏羽ヲ休ムル也ト申伝フ。」

なお、供物を置く場所を「御烏供飯塚」という。

杉森大明神の烏供飯は

「毎歳祭日ニ餅二重、米ノ粉ヲ餅ノ如クニシテ一重、其朝ノ食汁菜ノ初尾トヲ社前ノ石御供石ニ置ク。即時鳥ニ羽飛来テ啄ム。是ヲ烏供飯ト云。穢敷コトアレバ、鳥来テ大石上ニ有ト雖、外ノ鳥獸食ラハズ、腐テ捨ル也。近年中絶シテ、又、安永七年ヨリ始、絶ルコトナシ。」

（注5）滑村の正一位河内大明神で九月九日に行なわれる祭

礼の時

「花籠トテ、長サ一丈一尺ノ大竹、大サ一尺廻程成華籠ヲ付。

花籠長サ二尺程ニ差渡一尺程、中ニ長サ六尺ノシベ八十本サシ、シベ毎ニ花五、葉三、短冊二、何レモ五色ノ柄竹五葉、籠ノ真中ニ竜虎ノ作物有之也。此花籠ヲ神幸ノ当日ニ馬場ノ末ニ立置也。

神輿還御ノ後、流鏑馬、馬場末ニ乗行。是ヲ花馬ト云リ。花籠ノ下ヘ行テ馬ヲ帰シテ、鳥居ノ方ヘ行バ、道ノ者、花籠ヲ持テ馬ヨリ五三間下テ歩ム。鳥居ノ前ニ至テ、彼花籠ヲ立ル。此エンヲ取レバ富ミ栄ルトテ、老タルモ若キモ群リ集リ、我取ラント互ニ相

争テ、甚賑カ也。」

これと同じ行事は浜前村の金剛八幡宮や同村の祇園社でもあつた。

（雨乞い）

雨乞いの行事は至る所で必要に応じて何度も行なわれている。寺院の場合もあるし、神社ですることもあるし、霊地で執行されることもあつた。それらの中で、ある程度内容のわかるものをとりあげてみる。

竜王踊

佐坂村の八竜王宮で雨乞いをする時、村中の人々が集まつてする踊りで、「躍掛ノ神事」ともいう。踊の様子はわからないが、その時に唱える歌は次の通りである。

「音ニ聞エシ竜王様ニ、雨乞ヘバ雨ヲ御降シヤル。雨デモソロフ  
フカノ、五穀ノ種子ガ降り下ル。今年ノ稲ノネイロノヨサハ、  
葉色ノヨサハ、カラハ五尺ニ穂ハ二尺。コゲドコナセド尽モセズ、  
一箸コゲバ二千石、二箸ナガラデ五千石。コゲドコナセドノ、五  
千石。食ニカシゲバ富士山、酒ニ作レバ泉酒。泉ノ酒ナル中ニ  
コソ、露ト亀トガ舞遊々々。」

（注6）

神釜 釜ヶ原村にある。ここで雨乞いがされた。それは

「祈雨ノ時、庄屋以下郷民多集リ、巫祝ヲシテ祭ラシメ、釜中ヲ浄メ、宝石ヲ取出シ、大川ノ水ニテ洗、釜中モ灑ギ、一モ不残納ム。社人祈祷ス。其時、村人打集リ、役人ニ水ヲ掛、夫ヨリ銘々相互ニ掛ケ合、直ニ踊リ舞フ。其時、社人蛇喰ノ釜エ行、祈念仕、釜中ノ水ヲ洒尽シ戻ル。此時、両方ヨリ一時ニ役人所エ集リ、又神酒ヲ頂キ、前後不覚ニ踊リ申候。然時ハ必大雨至ル也。是レ此神、釜中ノ水ヲ惜テ雨ヲ下スト云コト。」

## 二 文献資料を通してみられる神楽

神楽の実態を伝える文献資料は『岩邑志』の（注9）一部を除いて外にはないようであるが、文献に出てくる神楽を便宜上八つに分けて

とりあげてみる。

1 享保以前に存在が確認できる神楽 (注10)

『寺社記』によると、由宇市の北側にある「夷堂」の社は桁行一尺五寸、梁行二尺六寸で、市の南側にも社があり、これは荒神だという。そして

「右両社之垂跡、往古当浦工漂着。在所之者ノ神託ニ、火難・災難之儀可有守護トノ依靈夢、ソレヨリ六年ニ一度、湯立神楽取行。毎歳四季ニ祭之。」(注13)

これより前の『古村記』には

「市ノ長サ式町八間。市ノ前後ニ叢祠有リ。南ノ堂ハ荒神。北ノ堂ハ嫖。年中六七度祭之。六年ニ一度神舞アリ。」

とあり、夷堂での神楽は、寛文八年以前に、海岸に漂着した祭神に火難・災難から守護してもらうために奉納したことに始まったことがわかる。又、『玖珂郡志』には、夷堂は

「当浦北宿頭ニ有。宮守、山本某。四季祭之。六年ニ一度湯立神楽アリ。」

とあり、湯立神楽（神舞）が連綿として奉納され続けてきたと思われる。明和、天明年間に、由宇市で不景氣対策として神楽舞が行なわれているが、これとは全く無関係であるように思われる。

又、『寺社記』によれば、由宇村の峠下という所に「榎ノ森」「大歳」「荒神」の三つの神が鎮座しており、「榎ノ森」はこのあたりの鎮守で、外の二神は神体が石で、「右三神トモニ六年ニ一度神舞取行也。」

「夷堂」のは湯立神楽とあり、ここのは神舞とあり、両者の神楽の内容に違いがあるように思われる。従って、元禄年間には、由宇では少なくとも四か所で二通りの神楽が行なわれていたといふことができよう。

ところで後者の三神は、榎の森、又は森の如く繁った榎そのも

のが神であり、露天の石そのものが大歳神・荒神として祭られていた。その後の資料で神楽が続けられたことを認めることもできないし、その後いつか絶えたものと思われる。(注14)『神社明細書』によれば、由宇村字峠に「矢野本社」（祭神素戔鳴尊）と「大年社」（祭神大年神）という小社（共に桁六尺、梁五尺五寸）があり、あるいは三神の内の荒神・大歳が小社を得て、神だけが残つてきたのかも知れない。

由宇の神楽は、榎八幡の神官（三上・稻村・谷）を中心に舞われたと思われる。『寺社記』は、この榎八幡を由宇組から外して別冊にしていた（五ヶ社か）ため、欠失した部に含まれて不明であるが、早くから神楽が奉納されていたと思われる。宝曆九年の『神社由来』によると、方四間の大きな舞殿をもち、年中行事として

「正月元日、二日、三日、御灯・神酒・供物・洗米・散米等相備へ、祝詞・御板・奉幣・神楽・湯立等勤行之。八月十五日、神幸祭礼、当日還御也。備物如正月。随兵・流鏑矢馬・神馬・引馬有之。行列之品々略之。九月九日居祭之神事。備物・神楽等相勤之。」

とあり、大々的な神事の中に神楽が含まれていることがわかる。そして明治二年の『社記』に

当社例祭九月九日、神幸・流鏑馬有之。(注15)駿河社例祭八月十五日、居祭ニ而御湯立有之。」

とあることから考えて、八月十五日と九月九日の祭礼が逆にはなっているが、神楽そのものは、少なくとも湯立神楽として廃藩までは続いたように思われる。

神代村の林という所にある「天大将軍」は『寺社記』にだけ名前が見える神で、「六ヶ年一度神舞仕」るが、「社モ無之。同所石神・藪エ、シメ・ヘイ納申侯」といふ、藪の繁みと石とからな

つていた神で、前述の由宇村の峠下の三つの神と同じ存在である。元禄頃の神の形態を考えてみると、社を持つているものは少なく、大部分の神は、依代として持つのは森であったり、藪であったり、石であったりした。『寺社記』の神代村の神でいえば、社を持つている神が三、森が二十四、藪が六、石などが十八。そして社を持つ三つの内の一つである天神堂（方一尺の厨子）のように「昔ハ社モ無之処ニ、十ヶ年已前、同所浜ノ左ニ右衛門ト云者、依夢想ニ小社建立之事」のように、社が建てられてゆく神は後世まで残り、そうでない神は、村人から忘れられ、いつしか消滅してしまふものが多かったと思われる。従って、社を持たない神が神楽の奉納の対象となつている場合には、後に神と共に神楽も絶えてしまふことが考えられよう。

日積村の大帯媛八幡宮は『寺社記』によると、元亀二年卯月廿七日銘の棟札のある舞殿（三間四方萱葺）を持つ神社であるが、寛文六年の棟札の裏に「同年舞新立也。願主松井九左衛門」とあり、又、神社の宝物の中の一つに、天和二年に氏子中より奉納した「獅子二頭、舞衣トモ」があり、古くは神楽が奉納されてきたが中絶し、寛文六年に新たに舞（神舞カ）が奉納されるようになり、更に天和二年から獅子舞が奉納されるようになったと考えられる。これらの舞がいつまで続いたかは不明である。

川尻村には、吉谷との村境の松崎という所に「荒神松」があり、<sup>〔注17〕</sup>『享保増補村記』には「六月九月、天尾四ヶ村ヨリ祭之ヲ。七年ニ一度神舞アリ」とあるが、『古村記』では「松崎ニ荒神ノ社アリ。七年ニ一度、十一月吉日次第天尾四ヶ村ヨリ祭之」となっており、時代による変化をみることができる。即ち、天尾四ヶ村（川尻・赤谷・吉谷・深谷）で祭ることには変わらないが、寛文年間には「社」が荒神の居る所であり、七年に一度、十一月吉日に祭っていたのが、享保年間には「社」がなくなつていたかどうか

は不明だが、荒神の依るところは「松」になつており、更に毎年六月と九月に祭りが行なわれるようになり、しかも七年に一度神楽を奉納するようになっていた。そして『玖珂郡志』に「松崎荒神社、四ヶ村ヨリ祭之。七年ニ一度ノ神楽也」とあり、享保年間までは、享保の状態で神楽が続けられていたと推測されるが、その後の記録には全く見当らない。後述するように、この神楽の奉納の対象が荒神の依る「松」であつたことは、行波の神楽との関係を想わせ、突然に消滅した事情を推測させる。

## 2 鷺神社の神楽

天尾の内の深谷の森ヶ浴にある鷺神社について『玖珂郡志』には次のようにある。

「当社ハ出雲国ヨリ影降神跡也。其濫觴ヲ尋ルニ、元和・寛永ノ頃、此里ニ道善<sup>俗名三郎右エ</sup>門<sup>トテ</sup>寓家也ト云農民、諸神信仰厚ク、四国西国凡七度、又神楽執行度々也。寛永年中疱瘡流行ス。故ニ雲州鷺大明神工折誓シテ、子孫家来共二十三人、輒ク決然タリ。依之大ニ悦ビ、御礼ノ為神楽ヲ奏セシニ、白鷺一羽飛来テ承塵上ニ止リ、二声三声ニシテ忽失セヌ。是明神ノ感應シ玉ヘルトテ御社ヲ建テ」祭る。

又、『諸證文帳』の宝暦九年の条に「深谷村鷺大明神社雨覆葺替被・付、先例之通湯立料被差上候事」とある。

これらを併せて考えると、道善という農民が信仰厚く、諸神に神楽を奉納したか否かはさておき、寛永年中、疱瘡快癒のお礼として神楽が奉納され、のちに藩からある程度の財政的援助を得て、疱瘡除けのために湯立神楽が奉納されてきたようである。

<sup>〔注18〕</sup>同じ鷺神社で同じような由緒を持つものが千石原にある。ここ  
の鷺神社に伝わる無表紙の書付によると「当社御祭之儀者三月十五日、若林様より宮地河内御申請、毎歳祭来候」ところ、宝暦元年正月十五日に綿貫氏の家来（中間）三人から「氏子二入、御祭

申度筋内談」があり、それを若林氏が認め「今年より頭取ヲ極メ、御祭之式初来候事。夫已来氏子茂弥増ニ相成候事」となった。更に、若林氏の許可のもとに「宝暦五年十二月廿日、於当社火伏之祈禱相調」てから、御城山の火伏祈禱も一つの大切な神事となった。そして「寛政五年丑ノ三月十五日、疱瘡除・火伏・麦作成就のため、御湯立舞御願申上、其分被仰付、相始リ候事」。

寛政五年に疱瘡除・火伏・麦作成就を祈願して始まった「湯立舞」の内容については不明であるが、わかる範囲のことを書くと、無表紙の弘化二年以後の収支明細帳によると、弘化二年の中に

一、拾八匁 社人礼物分

一、三匁 半介借ひ方

一、壹匁 (宮地記内) 記内小者江

安政二年の中に

一、拾八匁 社人六人分御初尾

一、貳匁 たいこた、き日用

但し此分太夫六人之内不足相成候様相見へ候付、臨時借候処、太夫も相見候得者臨時ニ相成候間、以来ハ是ニハ不及間也

以後社人六人(安政五年だけは七人)が参加しているが、明治元年には社人四人と供二人となり、同二年には

一、貳拾貳匁 社人四人

内八匁 志摩工  
内四匁ツ、三人エ

となり、明治三年は祭りそのものがなかったようであり、同四年は二年の場合と同じで、同五年には社人二人となり、六年以後は社人一人、時に二人となり、明治五年には舞は奉納されなくなることがわかる。湯立だけは時に行なわれたらしく、明治十五年のところに「湯立方」として、そのために揃えたものの明細が書きつけてある。

ともあれ、神楽は原則として六人の社人で奉納したことがわかる。『鷺大明神御普請算用記』から神楽に関係あるものを抜き出すと

「一、御湯立釜仕入 寛政五年<sup>ノ</sup>三月十五日」

「二、舞太刀四腰仕入 代三拾五匁 寛政六年<sup>ノ</sup>三月十五日」

「三、御神楽錫二ツ (注19) 文化三年<sup>ノ</sup>三月」

「四、舞鈴四ツ・鬼之頭老ツ (注19) 文政十三年<sup>ノ</sup>三月」

となり、舞では太刀・鈴・鬼の頭などを使用することがわかる。

当初から鷺神社に關係した神官は多田村の本庄八幡の宮地氏であり、宮地氏を中心とする社人六人による舞であったといえるだろうが、宮地氏はせいぜい二名であり、外はこの社人が不明である。しかし、『岩邑年代記』の文化九年の条に

「一、九月、近延村社人黒杭大和事、小瀬村柏山疫神社祭日、長刀舞いたし候内、打通し抜ケ、弓細工ノ利右エ門娘ノ胸へ立、変死ニ付大和義、百日之禁足被仰付候」

とある事などからして、河内組内の社人が何人か入っていた可能性が高い。

### 3 山神祭り

『岩邑志』や『玖珂郡志』にみえる、数少ない、内容の記述のある神楽であるが、むしろ神事というべきもののように思える。

滑村の堤ヶ浴にあった「山之神」は、『玖珂郡志』にしかその名を見ることはできない神であるが、

「祭、竜形ヲ作り、大注連ヲ生木ノ根ニ巻付、御幣百本立。十三年廻リ、午ノ歳、十二ノ神楽也」

瀬田村のミヤリが隘に「山神」(注20)があり、

「神木檜木ナリ。ミヤリト云、又、熊宮トモ。一説ニ熊ヲ此地ニ殺ケルニ、里人踏擲キシ故ニヤ、一村ニ障碍ヲナシ、ヨリ祭テ熊宮ト云トゾ」

と『岩邑志』はいう。この本の頭の余白に、この「山神」のことが付け足して書いてあり、享保三年より後の記述であるが、「山神祭」として貼紙に次のようにある。

「当村二限テ此例アリ。五年ニ一度アリ。民家順番有テ御鬮ニヨリ若ニ番ニ取アレ庭前ニテ執行。先、藁人形ヲ作り、是ヲ大王ト号。制法、大繩ヲナイ、長サ七尋半、大サ両手ニテ抱程ニシテ、是ヲ縮メテ人形トナシ、烏帽子・狩衣ヲ着セ、幣帛ヲ持セ、一人ノ社人後ニ居テ仮主人ト成。是ヲ守ト云。又一人ノ社人祭事ヲナシ、及主人ニ問答ス。是ヲザイト云。祭王ノ誤語ナルベシ。扱、始ニ神舞トテ近里ノ社人常ニ興行スル舞樂ヲ備へ、後、戸ニ問答ノ例アリ。御酒ヲ供、戸ノ好ニヨリ又舞ヲ成ス。ハヤシ山・マイ山トテ両様ノ舞、別ニ有。今年ハヤシ山ナレバ五年目マイ山ト交代ス。其時守退ニ、居ル人形自然躍踊ス。是ヲ神移ト云。依託カ若不移バ移ヲ期ニ舞フ。舞ヲヘテ……番所ノアル谷トネリコノ神木ニ枝ヲナシ、彼戸ヲトキ、七卷半マキ只今木、成長シテ、七卷ハマカレズ、五穀ヲイリ、蒔テ休。当村五穀成就ノ祈祷ト云。往昔、大山ノ時、神崇ヲ成ヲ鎮ル遺法也。」

そしてこれと同じようなのが、当村のアケビ谷にもあるが、神木は栗木であるという。

この「山神」が享和以前に黄幡社と呼称を改めて場所を移したが、もとの霊地は、瀬田から室木へ越す道の傍で、「ミヤリ社」という森として、慶応の藩全図には残されているが、『玖珂郡志』によれば「神木榿」。

そして、十一月吉日に年祭を行なうが、これは『玖珂郡志』によると

「村中者、五合ニテモ六合ニテモ皆上ル也。是ヲ打寄テ飯ニカシギ食スト也。祭式時ハ六合宛ヲ二分ケ、三合宛紙ニ包テ火ノ上ニ置。此時火ノ祝詞アリ。是ヲ火ノ飛ト云。此時、一頭二頭トテ役人アリ。是等此米麦ヲモラヒ、粥ニシテ食ス由。」

熊社の伝来や大繩を神木に巻きつける（竜の意か）ことと、五穀成就の祈祷から考えると、疫病除けと豊饒祈願などの要素が一

緒になって、この「山神祭」が奉納されるようになったと考えられる。

#### 4 白山神社と吉香神社の神楽(注21)

横山にある白山神社は中世以前の神社であり、岩国藩の守護神の如き存在であり、舞殿もあり、早くから神楽が奉納されていたと思われるが、資料でそれを見ることはできない。記録に見える最初は宝永七年に白山神社の神位が正一位になったので、「同年九月十八日、御神位御弘メ。鳥井ノ額、森脇三太夫へ御書セナリ。右ニ付、御湯釜・舞神楽被仰付」(「社寺関係資料」)たことのようにある。この時の神楽は臨時的なものようである。ついで享保十二年九月十日には「白山宮御普請成就ニ付、正遷宮アリ。御代参栗屋十郎兵衛」(「岩国沿革志」)同月廿二日、「祭礼ノ時随兵・駟馬(流鑄馬)向後差止ラル。今年ヨリ其処へ舞神楽仰付ラル」(同上)

随兵駟馬の代わりに神楽が奉納されるようになったのであるが、いつ頃まで続いたかを限定することはできないが、程なく旧に復しているようである。が、後にも何かの理由で「随兵・駟馬被差止候」時には神楽が奉納されたようであり、天保七年がその例である。

更に明和二年には、前年末に家督を継いだ吉川経倫が、前藩主吉川経永の兄弟分として岩国に来た八月廿八日を記念して「八月廿八日、御当代様御祝日ニ付白山宮ニテ湯立神楽被仰付。自今毎歳八月廿八日、右之分被仰付候との事」(「諸證文帳」)八月廿八日の神楽は、少なくとも経倫が隠居する寛政四年までは続いたものと思われる。又、同じ年の二月廿八日「為五穀成就御祈祷・湯立被仰付」(「御窺申上控」)ている。次いで明和六年九月には「先頃已来世上流行之風邪、今以相止不申様相聞候間、右為除病十八日、白山宮ニおゐて湯立執行被仰付」(「御窺留」)、そ

れにひきつづいて「御祭礼之節、御代初御寄進物御延引ニ付、為御断舞神楽等近年執行被仰付候。当年之儀茂先御延引被仰付、為御断舞神楽執行被仰付」(同上)ている。経倫が藩主になつてから、何かにつけて神楽を奉納していることがわかる。

その後の神楽を文献の中からひらつてみると

「安永二年九月十日十一日、白山祭礼。四陣簇御寄進。但、廿一、二日ハ居祭、大神楽被仰付。」(『岩邑年代記』)

「天明二年三月廿六日、於白山宮ニ伊勢神楽御覧。」(同上)

「寛政五年九月、諸組ニ触方

白山宮・治功社祭礼之前夜、湯立之節多人数相集騒立、御祈祷方エモ相障候趣ニ相聞候。尤御家中子供中見物罷越候とも猥之仕形有之間敷事ニ候得共、若々怪我人等も有之候而ハ如何之義旁、何れも立見不致候様、親々可被申聞候(以下略)」(『岩国沿革志』)

「万延元年六月朔日、白山ニテ伊世神楽スル」(『春田日記』)

「明治七年十一月二日、今明日吉香社御祭。山根ノ前ニ笹鳥居立ル。夜中、<sup>(注22)</sup>奥ノ者、御社ノ前ニテ十二ノ舞ヲスル。同三日、下村ノ百姓、十二ノ舞。白山下ニ玉取居ル。<sup>(注23)</sup>同十四日、いのこ。白山至てさびし。行波ノ者神舞。かるわざも居候事。」(同上)

「明治八年四月三日、吉香社御祭。白山鳥居之内ニテ<sup>(注24)</sup>沖辺ノ者神舞。」(同上)

「同年十一月三日、白山下ニて百姓舞有之。」(同上)

「明治十九年十月廿三日、随浪公三百年御祭、本年虎列刺流行地ト相成リ、今ニ祭式・賑ヒ事、県庁ニ於テ許可ナキユヘニ、不得已今日吉香神社ニ於テ御祈念。神官四人、御備物計リ。神楽ナシ。」(『藤田日記』)

「明治廿年十一月四日、白山吡咩神社祭日、神幸ナシ。小供十二ノ舞アリ。」(同上)

「明治廿二年十月十六日<sup>甲九月廿二日</sup>、白山社祭式、駆馬数多出ル。在小供十二ノ舞アリ。」(同上)

「明治廿三年四月二日、同吉香神社御祭。三日、山代阿賀村ノ者、出テ狂言舞ヲ舞<sup>廿四ノ舞ト云。午後二時頃ヨリ始、夜九時過ニ止ル。衣装ヲ付テ日本武尊・ソサノヲノ尊・大蛇ナドスル</sup>。二人ナリ。金四円、外ニ神酒<sup>舞出ス</sup>。土手町ノ末吉世話。」(同上)

「明治廿四年四月三日、同<sup>(吉香神社祭)</sup>流鏝馬<sup>十疋</sup>、神楽舞<sup>海上路</sup>。夜、囃子、東北・羽衣。外ハ一挺一管。仕舞、狂言、鳴神・膏薬ねり。参詣人多シ。」(同上)

「同年五月三十日、<sup>(吉香神社)</sup>御大祭始ル。神能六番、広島・宮島・岩国人也。(中略)賑ヒハ、正伝神楽<sup>萩ヨリ来。此神子六人、太鼓・笛三人<sup>女中</sup>、三日間ナリ。伊勢神楽二日間<sup>土族十人奉納</sup>。向ヒ地ニハ西洋手ツマ芸子芝居ヲ出ス<sup>本戸</sup>(中略)。同三十一日、祝砲、撃剣、綱引、遊戯、揚火<sup>外藝芸</sup>、伊勢神楽。夜、花火、十二舞、八雲神楽。六月一日、揚火、十二舞、八雲神楽、外諸芸。正伝神楽<sup>三日</sup>、電機燈<sup>三夜</sup>。<sup>吉香場</sup>外ニ曳山数々。」(同上)</sup>

「同年十一月二日三日、吉香神社秋祭。二日夜、囃子、鞍馬天狗。其外仕舞アリ。狂言ナシ。三日、十二ノ舞、海土路ノ者出ル八人。式円、外ニ賄酒肴。向平蔵世話人ナリ。」(同上)

外に『藤田日記』の中に「十二ノ舞」は、明治廿五年十一月十一日、同廿六年十月三十日、同廿九年十月廿八日、白白山神社の御祭に出てくる。

白山神社は信仰上、地理的關係からいっても、藩主並びに家臣団との結びつきは強く、その關係は後の吉香神社にもひき継がれてゆくが、そうした關係故に、祭礼も大々的になり、觀賞の対象ともなつていった。そうした傾向は早くから見られたらしく、前出の寛政五年の触方にある如く、祭礼前夜の湯立にまで、祈祷に支障が出る程人が集まっている状態である。後述する町や、市や浦などの神楽ほどではないとしても、相当見せ物化していったと

いえるだろう。

藩制時代に何度か伊勢神楽が呼び止められ、白山神社で奉納され、藩主などが見物しており、明治になっても

「七年八月十三日、伊勢神楽来ル。」（『春田日記』）

「八年七月九日、伊勢神楽、此丁エ来ル。」（同上）

「九年六月三日、いせ神楽来ル。」（同上）と、何度か伊勢神楽が岩国へ来、町などで舞っているが、明治廿四年五月の吉香神社の大祭の時に奉納した伊勢神楽は、伊勢から巡回してくる社人によつてではなく、地元の十人の士族が奉納したものであり、伊勢神楽が、この時以前に、岩国人に習得されたものと考えられる。

又、鷺神社の神楽は明治になつて程なく止んでしまつたが、これは舞を社人から一般人へ伝えなかつたことと、種痘の普及により瘡瘡への恐怖が薄れ、氏子の意識に変化があつたためと思われ、白山神社や吉香神社は、神社に専属する舞子集団は持たなかつたが、旧藩民（殊に士族と）特別な関係を持ち、殊に吉香神社は県社に格付けもされていた関係で、他所の舞子集団を呼びよせて神楽を続けることができた。それ故に、神社固有の神楽ではなかつたと思像できよう。

吉香神社のできた明治七年に奉納された十二ノ舞では行波村と下村の農民が行なつてゐる。更に同年八には「沖辺ノ者」、即ち海土路が藤生あたりの農民が神舞を奉納している。そして明治廿年十一月、白山神社では「小供十二ノ舞」が奉納され、ついで同年四月に椎尾社に奉納された十二ノ舞は「下村ノ子供」が行なつており、同廿二年七月に「前ノ金神祭式」で、大明小路で「小供十二ノ舞」が、十月には「白山社祭式」で「在ノ小供十二舞」が奉納されている。資料が途中十年弱無いのはつきりとはいえないが、明治十年代になつて、舞の主体が小供に移つていったように思われる。もっとも、海土路・藤生では明治五年には子供舞が

見え、ここでは最初から農民の子供と成人が舞つていたようである。農民の成人は生産活動に追われ、神楽の練習をするのに無理があつたためであろう。

前に引用した『藤田日記』に出てくる「山代阿賀村ノ者」「海土路ノ者」や明治五年の「社寺一件記録」に見える「西畑村農民」「海土路村舞子」「舞子之儀者藤生・」「海土路村藤生村之農子供」「藤生村・舞方」などから考えると、癩藩以後の神楽の主体は、地域的には、海土路・藤生・行波・下、時に阿賀や西畑に求めざるをえなくなつていったようである。

内容的には、先に白山神社・吉香神社に固有な神楽はないように述べたが、裏返せば色んなものがあるということでもあり、藩制期からあつた伊勢神楽、藩制期の社人による神楽（癩藩後は農民等による）、明治廿三年に吉香神社でみられた「阿賀村ノ者」の「狂言舞」、厳島神社の舞と思われる「神能」、萩から招いて奉納した「正伝神楽」、「狂言舞」と関係があるかも知れない「八雲神楽」などと多様であり、明治二十年頃から、色んな系統の舞が目新しさを求めるかの如く、とり寄せられているように思える。

白山神社の境内末社に山王社と天王社があるが、山王社では天明四年に「毎歳十二ノ舞執行被仰付、祭料祠堂ニシテ銀二貫目御寄附。年々利銀二百目宛相渡執行被仰付候之事」（『諸證文帳』）となつたが、いつまで続いたか不明である。

天王社では翌天明五年に「神事神楽執行料として祠堂御寄附被仰付」（同上）て、神楽（十二ノ舞）の奉納が始まり、以後毎年神楽が奉納されたりしく

「安政五年十一月廿一日、天王社神舞」（『春田日記』）

「安政六年十一月十五日、横山白山境内天皇社、例年之十二之舞」（『岩邑年代記』）



〔文久三年十一月十五日、白山境内天皇社、十二之舞有之〕（同上）

とある。もともと天王社の神楽は、藩の財政的援助のみによつて奉納され続けてきたのであり、癩藩によつてその財政的基盤を失い、消える運命にあつたといえよう。

### 5 町と椎尾神社における神楽

錦見にある椎尾神社は、錦見・川西・川原町の氏神であり、町人や錦見・川西に住む武士の精神的シンボルであつた。そして三十三年に一度の神幸は町をあげて行なわれる訳であるが、宝暦七年の三十三年祭の時には

「当町通り物、山井二花山、神楽踊、春駒踊、磯馴松汐酸之段、対花かひりきぬ道行、難波おどり」（『岩邑年代記』）  
などがくり出され、奉納された。

宝暦九年の『神社由来』には年中勤行祭礼として「二月初卯日、御湯立執行。八月十四十五日、御湯立被仰付。九月八日九日、御神楽執行」とあり、ここでもかなり早くから神楽が奉納されていたと思われる。又、境内末社の「祇園八王子社」でも四月中ノ申日、藩の命令で神楽が奉納されて御代参があつた。そして、これも藩末まで続いたものと思われる。

天明七年には

「是まで往古の拝殿棧造ノ処、去春已来只今通、大遍之地開有之、神殿も南向之処、此度西向ニ相成、頃日漸成就ニ付而（中略）（椎尾宮、十二之神舞有之）」（『岩邑年代記』）

嘉永七年十一月四日から十七日まで地震が続く、殊に五日は大震災で、八日までは家の中に住む者はいなくなつたというが、この時、領内各地で藩命による祈祷がされ、一方で「椎尾社・金正院等エ町中御神楽等」（同上）が奉納されている。

明治十年には、椎尾神社の境内末社の「菅原社祭、神舞有之」

（『春田日記』）

椎尾神社も藩制時代は、藩や家臣団との結びつきが強く、先述の白山神社と似たような性格を持つてゐるが、神楽自体が見物の対象として強調されることはなかつたようである。

一方、町の中では椎尾神社とは無関係に、遊興の対象として神楽が舞われていたようである。『春田日記』によると、文久元年「十月五日、頃日本町二子供十二舞、至て上手にて舞候処、御屋形へ出候様二との事にて、しきりニ支度するよし也。」

この時には子供による神楽がある程度舞われていたようであるが、同日の「夜中、油屋友吉方にて二丁目ノ子供舞を見る。」「同日、子供舞直。」「十一月四日、石見や二子供舞有之、見二行」というように、藩主の家族に披露するという目的も加わり、しきりと稽古がされ、又、評判にもなつていったようである。そして翌文久二年には「閏八月二日、頃日町内子供神舞大流行」という状態となり、いよいよ本格的になり、華美ともなつたのであろう。「同日、本町一丁目子供、乗越にて舞候処、衣裳付候由にて一統舞留ル」結果となつてしまつた。

これは幕末の風雲急を告げる政治情勢も無関係ではないと思われるが、より根本的には、一方で儉約と質実剛健を唱えている藩が、宗教行事としての神楽が華美に過ぎるのを嫌つたためのものである。そのことは明治になつても、初めの内は同じであり、明治六年「四月十七日、瑞相寺供養、入院故也。音楽稚児法要。ちごハ町ノ女ノ子、舞衣天冠にて六人」（『春田日記』）であつたが、これも「四月廿二日、瑞相寺ちごとめらる」（同上）という結果となつた。

従つて、町においても神楽をする場合には、どちらかといへば質素な衣装でせざるをえなかつたのであるから、村における神楽の装束も当然質素なものであつた筈である。

又、地震鎮静のために椎尾神社に町から神楽を奉納したことは前に述べたが、明治八年「三月十一日、塩町大火事七年忌二付、鎮火祭として生田や前焼跡にて十二ノ舞有之筈之処、雨天故延引。」「同十二日、神舞今日有之。」(同上)更に明治廿九年「正月五日、岩国山ニテ旧藩ノ末<sup>兼定</sup>焼死セシ童生十六人ハ、本年三十年之忌日<sup>陰曆十一月十八日</sup>此一月一日当レリ。今日、祭ヲ執行ス。(中略)大内迫招魂社ヲ飾リ、幕打、山上迄提燈ヲ揚ゲ、十二ノ舞アリ。神官音楽ヲ奏ス。」(『藤田日記』)

これより少し前の明治廿七年には、日清戦争で旅順口が陥落したことを奉祝して、十一月廿六日に椎尾神社前で祝宴が開かれ、学校女生徒の唱歌(君が代)と共に神楽が色を添えていることが『藤田日記』にある。

荒らぶる神を鎮め慰めるために、関係のある場所で神楽が奉納され、又、戦勝感謝の意味でも神楽が奉納されている。

この外、川西の疫神社、錦見の若宮社でも神楽(十二ノ舞)があり、殊に川西の疫神社の神楽は癘藩後も続けられ、相当後まで(明治廿九年以後まで)奉納され続けた。

#### 6 浦・宿市における人寄せの神楽

神事としてよりも遊興的要素の強い神楽も宿市や湊などではしきりと行なわれた。

柳井津においてはかなり早くから「代田八幡宮祭礼二付八月十四日・十五日之間於新市芝居市立」(明和四年「御窺急考」)があり、安永三年からは原則として八月十四日より晴雨の差別なく廿五日間行なわれることとなり、明治の初期まで続いているが、ここで「天神社及破損取繕仕度いづれも心掛罷居候得共、市中一統困窮付而入目等之取繫茂不得仕候。然者当月十四日(のち四月十日分に変更)分日和十五日之間新市におゐて神楽舞市立」(同上)が行なわれている。そして間もなく神楽舞は豎ヶ浜の玖可嶋

大明神の祭礼と結びついて行なわれるようになる。そして安永二年には「豎ヶ浜市立神楽舞、近年晴天十五日之処、当年ハ勝手相二而晴雨之無差別廿五日之間被差免」(『御窺目録』)というように、柳井新市の芝居より一年早く同じ条件になっている。そして同じ頃、代田八幡宮の祭礼にかこつけての芝居市立と豎ヶ浜の玖可嶋大明神の祭礼にかこつけての神楽舞市立とが一連のものとなり、即ち、豎ヶ浜の神楽舞が七月十六日から八月十三日まで、柳井新市の芝居が八月十四日から九月九日まで続き、二か月近く、遠近の人々を柳井津や豎ヶ浜によび集めることになった。

『岩邑年代記』には天保五年以後嘉永四年まで、豎ヶ浜の神楽舞の記述が見えず、又、『諸證文帳』の嘉永五年の項に「豎ヶ浜神楽舞市立興行、久々休市相成居候処、当年之儀ハ先例之日割を以被差免被遣候様ニと願出、其分被差免候事」とあり、天保頃から嘉永四年まで、豎ヶ浜の神楽舞は中止されていた。

人集めのための神楽がほぼ恒常的に続いたのは豎ヶ浜しかないが、臨時的に行なわれたものはあちこちにある。

玖珂三市(本郷・阿山・新町)では「年来困窮之上、去秋類焼等にて至而難儀仕候二付、去秋(明和三年)より五ヶ年之間、九月岩隈八幡宮祭礼之砌、十五日之市立神楽舞等御免」(明和四年「御窺申上控」)となり、「当秋之儀、阿山市立日並等去年之通」行なわれたが、「去年市立二付、請元分類焼之者共江立銀も有之、是を元立ニシテ家普請等仕」(同上)つたように今年もその立銀をあてにしているのである。

更に天明五年には「近年ハ往来御役目多、御奉公其外三市雜用年々六貫目内外之出銀ニ而下地甚難渋仕、(中略)請元分銀六百日市中江立銀仕、年分市中雜用彼是之手段二茂相成」(天明五年「御窺申上控」)という理由で、岩隈八幡の祭日を挟んで九月二日から日和十五日の間、市立神楽舞が許され、行なわれている。

次いで文化六年には「三市之内、就中新町、年来困窮者多く、当前之渡世も難相成、家解払等段々願出候処、（中略）仕組取立のため市立神楽舞九月廿二日夕廿五日之間晴雨無差別興行」（文化六年「御伺申上」）しているが、九月五日から九日までの岩隈八幡の祭礼に外れており、いよいよ神事としての要素を失なつてきているといえよう。

その後、文政七年「三月朔日夕十五日之間、久可駅、市立・神楽舞」（『岩邑年代記』）、文久二年「四月廿一日夕十五日之間、久可市困窮ニ付神楽舞・市立」（同上）、と行なわれている。

天明元年「関戸市江五ヶ年之間春秋牛馬市・端物市、三十日宛被差免。夫計ニ而者競ニ不相成由ニ而、由宇村福嶋平太夫と申狂言座」（天明元年「御窺目録」）を雇つて、神楽舞をもやろうとしたが、<sup>(注31)</sup>お困いの近くだからということで、神楽舞の興行は実現しなかつた。

大島浦は「此内々度々市立芝居被差免来候処、享保廿年已来中絶」していたが、明和三年「近年打続不獵且商売向等殊外不景氣ニ而、漁人其外小商人共渡世向難儀仕候内、去々年火災ニて弥困窮及び、外致方も無之ニ付、五穀成就・漁祭のため、当七月十八日より晴天十五日之間神楽舞・狂言・市立」（明和三年「御窺申上控」）があつた。

由宇市でも明和六年五月廿日より「所繁栄且川口はと場取立等之趣を以、日和十五日之間市立・神楽舞」（『御窺留』）が行なわれたが、藩主の養母の死などにより、一日興行しただけで中止となり、明年にくり越されている。

又、天明五年にも「近年売買向不景氣ニ付、六ヶ年已前五穀成就・海上安全之為、市立・神楽舞御免被仰付、他所人入込、売買等も相応ニ仕、所賑々敷、一統競ニ相成申候間、此度之儀も先例之通、市立・神楽舞、七月中旬夕日和十八日之間」（天明五年「

御窺申上控」）許されているが、「請元之ものより年寄手元迄銀五百目出銀、市中仕置銀ニ致置、追而者船入掘方之吟味仕」（同上）ののだといっている。

天明六年には通津浦でも、渡世方の困難の外に「来春ニ至候而ハ、惣市中寄集、中洲之場相堀方之企仕度。左候へバ他地之諸船潮先ニも出入相成、第一難風之節、助ニ相成、且者浦方之景氣ニも可相成ニ付、（中略）<sup>(天明六)</sup>来二月下旬夕日和廿日之間、立市・神楽舞」（同上）が行なわれている。

更に文化六年には「浦方船入波戸之内常々商船漁船等数十艘繫方仕候得共、浮湊ニ無之故此度内掘致し、浮湊ニ仕猶波戸築添」するため「年々銀六百目出銀仕」（『御伺申上』）る目的を前面に出して「五穀成就・漁祭として十ヶ年之間、柳井市立之通ニシテ神楽舞・市立」（同上）をしている。

以上の幾つかの事例からもわかるように、ここで行なわれた神楽はすべて請元があつて、他所から<sup>(注32)</sup>専門家をやつてきて舞わせ、いくらかの銀をその地域に還元させる形がとられた。地域では、渡世向をよくするために、商売繁昌が最大の目的であり、そのために市を立てて、これに人を集めるための一つの手段として神楽が撰ばれただけであり、従つて内容も見ばえのする派手なものであつたと思われるし、極端にいえば、神楽である必要もなかつた。天明五年に堅ヶ浜村で臨時に八月下旬から興行することにしていた神楽舞が、「芝居もの倩込不得仕、漸此頃あやつり座倩込、<sup>(九)</sup>来月十二日夕興行」（『御窺申上控』）するはめになつても別に支障はなかつた。翌年に柳井津町で興行された軽業と、その役目は同じなのである。

#### 7 その他各地の神楽

日積村の松ヶ段（諏訪ノ原ともいう）にある諏訪大明神は『玖珂郡志』によると

「元禄十三年辰春、牛馬流行病ニテ大死。此時難病消除ノ御祈禱仕、牛馬安全也。享保十七、虫枯ニ付、悪虫消除・雨乞御祈禱仕、十分ノ雨降り、虫自然ト消除。安永三年六月廿七日、毎年五穀豊饒神楽執行。」

この諏訪大明神は、難病消除・悪虫消除・雨乞に靈験があり、そうした過去の実績の上に、時の藩主の神楽に対する熱意も影響してか、五穀成就を祈願して安永三年六月廿七日から神楽の奉納が始まったのである。

坂上の岸根村の丸尾にある白龍八幡宮では「夏一度、九月十八日、湯立神楽」（『玖珂郡志』）があり、同村の中津にある河内大明神でも「八月、湯立神楽」（同上）をした。

洪前の金郷八幡宮では、明治二年の『社記』によると

「当社例祭八月十四日ヨリ十五日迄、神幸・流鏑馬有之成就。九月八日ヨリ九日迄、祝詞・御湯立ニテ成就。」

とあり、湯立神楽が毎年行なわれていたことがわかる。

瀬戸内村には「面荒神」という荒神が鎮座していたが、これは「神舞之面、焼失して落たる所に祭之」（『玖珂郡志』）った神で、神楽の面そのものを荒神として祀った珍しい神といえよう。

祖生村の新宮大明神は大内氏滅亡後中絶していたのを、元禄七年に再興したものである。『社記』には

「例年祭礼定日三度。三月十五日十六日、祓式・奉幣奉納祭。

九月十五日十六日、前夜、祓式・湯立。当日、祓式・御神幸。但シ、御休所ニ而神楽並ニ獅子舞。終而還御。次、安座。右外、毎月限有日、祓式・神楽執行。」

とあり、しきりに神楽が奉納されていたことがわかるが、『寺社記』に二間三間の舞殿があり、元禄頃から始まっていたことが推測される。

玖珂村の野口にある上之宮大明神では「祭日例歳当月十三日二

而、同晩湯立神楽執行仕来候処、下地心持之筋も有之、已来当月十一日二祭日相改度申出」（明和二年『御窺申上控』）て認可されており、明和以前から湯立神楽が奉納されていたことがわかる。

川下地区では、文化十四年「十一月二日、向今津榎本荒神ニテ神舞有之。」（『岩邑年代記』）安政四年「十月廿二日、小今津荒神、年忌神舞有之。」（『春田日記』）同年「十一月八日、中津村

二年忌舞有之。」（同上）文久元年「十一月七日、中津二神舞有之。」（同上）というのを、藩制時代に見ることができる。少なくとも、藩制期の川下では、向今津と中津の荒神で年忌神楽が奉納されており、『春田日記』の明治六年のところに「十二月八日、中津神舞」とあるから、中津の荒神の神楽は、廃藩後も存続していたようである。又、『社一件記録』に、明治五年十一月「車村、向

今津村大歳社、来ル四日例年祭事ニ付、右両所ニおるて為火伏祈禱、海土路村・藤生村之農子供神楽舞執行仕度」旨を岩国支庁へ願ひ出て許されていることがあり、ここでの大歳社は藩制期の榎本荒神であり、やはり、向今津の荒神の神楽も、廃藩後も続いたようであるが、廃藩後に、社人から村人への伝授はなかつたようである。

今津には鎌倉時代から連続と続く白崎八幡があり、大内氏の時代には岩国の領主であった弘中氏の氏神でもあり、早くから神楽が奉納されていたと推測できるが、史料裏付けはない。『諸證

文帳』の文化六年の項に

「椎尾八幡宮、白崎八幡宮、榊八幡宮千五百回年祭ニ付、御湯立料俵子壹荷、御初穂壹匁二分宛被差上候事」

とあり、何かの折にふれては湯立神楽が奉納されていたようである。時代が下って、安政六年には「三月十七日、十九日、廿二日まで五日之間、白崎八幡宮ニテ御年祭。廿三日廿四日両日大神楽有之

」（『岩邑年代記』）とあり、慶応四年には「十月廿五日、昼

九

今津八幡参ル。夜、白卯神舞見ニ行」(『春田日記』)とある。

更に下つて明治廿一年「一月四日、今津八幡ニ於コケラ払神殿タツ四年前ニ。

去ル二日ヨリ三日之間、八関ノ舞ヲスル下村ノ者トカ。入費拾余円トカ云。

米百余上ルヨシ。至テ賑ハ、シヨシ」(『藤田日記』)とある。

定期的に神楽が奉納されていたとは考え難い。又、明治廿一年の時の八関ノ舞は、人の噂では下村ノ者らしいとのことであるが、これは行波の者と考えられる。

又、すぐ隣の室木村の権現では、例年の通り十二舞を奉納した旨が『岩邑年代記』の文久三年十一月十七日の条にみえ、ここでは幕末頃には毎年神楽が奉納されていたようである。

愛宕では、嘉永五年「十月廿八日、牛野谷中之荒神、十二之舞有之」(『岩邑年代記』)や明治八年「四月十九日、三ツヨリア(ママ時)タグ山工行。角力・神舞有之」(『春田日記』)などがあり、中之荒神の神楽は癡藩以後は止み、愛宕社の神楽は、相当後まで続いたようである。

柳井白濁の春日大明神は「祭日、九月十七日。神幸無之、湯立神楽・獅子舞・流鏑馬ニテ相済申候」(『社記』)とあるように、獅子舞などと共に湯立神楽があつた。

多田村においては本庄八幡と諏訪神社で神楽が奉納されているが、本庄八幡の神楽は嘉永七年「十月十八日、多田八幡ニて年忌舞七年振りニ有之候由」(『岩邑年代記』)とあるように、七年毎の年忌舞で、ここの神官は千石原の鷺神社の神楽を舞つた宮地氏である。

諏訪神社のは、明治五年十一月「三日、初午例祭ニ付、当村賑ひとシテ、海土路村舞子相雇、舞方仕らせ」(『社寺一件記録』)と、臨時の神楽であつた。又、同年、本庄八幡の境内末社の愛宕社でも「此内七年廻り火伏執行仕来候処、当年番ニ付、当村賑ひとして、海土路村舞子相雇、舞方仕らせ」(同上)ており、こ

この神楽も、人寄せのための臨時のものであつたようだ。

角村の椎尾八幡宮では「御祭日、九月十四日十五日。右十四日夜、御湯立釜ニツ也。一ツ者御上之分、一ツ者氏子中之分。十五日御神楽執行二座、社家中連席格式。一座者御上之分、一座者氏子中之分。是ヲ朝座之式ト申候」(『社記』)

社家中が連席して神楽を二座、朝までかかつて奉納するが、一座は藩主のため、一座は氏子中のために奉納するものであるといふ。

社家中とは、長田、黒杭(二家)、三上、長井といった椎尾八幡の社家を中心と考えられる。

又、椎尾神社の境内末社である天満宮では「例年十月十五日御祭日ニ付、社人中召集、舞方仕来候処、暫ク延引相成り居候処、(明治五年)当年之義ハ為賑御管内西畑村農民工舞方仕らせ」(『社寺一件記録』)ている。

玖珂の岩隈八幡には、『社記』によると、「社家七軒神人六軒」があり、神事は彼らがとりしきつていた。その社家神人とは

大宮司従五位下 原田越中守

祠官神楽家 清弘礼三郎

右右脚本領高森市住居二面、明和年中已来不動仕候ニ付、掛り相ニ相成り来り、未夕道行無御座候

祠官神楽家 清弘主膳

祠官神楽家 玉井因幡

祠官横笛家 栗栖織衛

神官御旅所神楽家 玉井静之輔

神人六軒

柳井田村住居 歳永

瀬田村、当時町住居 土器家

御本領高森ノ下中曾根村住居 実近

御本領宗本村住居 和泉

祖生山田村、只今ハ中絶

成就

柳井田村、右同断

末友

右六軒之神人ハ代々吉田家之不得御免許、社役手伝仕候

この神社は、社家・神人の家が、他の神社と比べて圧倒的に多く、一切の神事を他の神社の社家などに頼ることなく遂行できる、藩内唯一の神社である。家筋によつて、神事の分担が決まっているが、殊に、神楽について顕著である。

又、玉井静之輔の家筋は御旅所・御中休所での神楽を奉納する家であり、前出の祖生の新宮大明神と同じような神幸があり、同じ神楽が奉納されていたように考えられる。そして、新宮大明神の神楽は、岩隈八幡の神楽家が舞つたものと思われる。

社家の内の清弘礼三郎の家は本藩領の高森にあり、明和年中以後神楽家としての任務を果しておらず、それが内部的にも本藩との間でも問題となつて解決をみておらず、又、神人の内二家が中絶しており、この七社家六神人の家ができてから、相当年数がたつていられると思われる。

以上、各地各時代の神社で奉納された神楽を書き出して見たが、岩隈八幡のように多くの社家や神人を抱えて、それだけで神楽を奉納できるのは例外であり、角村の椎尾八幡の境内末社の天満宮のところにあつたように、「社人中召集舞方仕」るのが、藩制時代においては一般的であつた。社家は原則として皆、神楽の中の何らかの役割を果すことができる芸を体得していたものと思われる。

岩国藩には二十八社という一種の神社の格式があつたが、これは藩の草創期に社家を持つ神社であつたように思われる。又、文化七年の社家は家族を含めて百六人おり、神幸に携わる社人は三十人ばかりいたものと考えられる。これらの社人が各地の神楽に五六人くらいの単位で参加したようである。それも、千石原の鷲

神社の六人の社人による神楽や、瀬田村の「神舞トテ近里ノ社人常ニ興行スル舞楽ヲ備ヘ」る山神祭りの例などからも推測されるように、特定の社人と特定の神社との結びつきがあつたようである。従つて、同じ社人によつて奉納されれば、神社は異なつても神楽は同じといえよう。

又、『寺社記』にみえる、たとえば須通村の三嶋大明神（方二間の舞殿）や伊陸村の并八幡宮（二間一尺に三間半の舞殿）、通津村の八幡宮（二間半に三間の舞殿）などのように、多くの村に、氏神に相当する舞殿のある神社があり、元禄の頃には、こうした神社を中心にして神楽が奉納されていたと思われる。それが、明和から寛政にかけての藩主吉川経倫による度重なる神楽の奉納などの影響もあつて、各地の小さな神社にも広まつていったようであるが、全体的に盛んになつたのは文化以後と思われる。農業生産力の向上と、農民を中心とする庶民の生活にある程度の余裕ができたことが、神楽を広く盛んにさせた大きな要因であつたと考えられる。行波の神楽も、そうした波に乗つて始められたものと考えられ、癡藩までは近くの社人を召集めて舞方仕来たものであろう。そして癡藩を境に、里人が神楽をうけ継いできた、数少ないものである。次に行波の神楽を少し詳しくとりあげてみる。

#### 8 行波村の神楽

行波村で神楽を奉納する対象は「荒玉神社」であるが、この神社は幾つかの疑問点を持つている。

行波村における神社は、『古村記』には貞清の諏訪大明神と同所の聖神と、立垣と谷口にある河内神の計四社があるが、これらは社をもつ神で、森などのような、社を持たない神は除かれていようである。『享保増補村記』では、野路の諏訪大明神だけあげて、外に「荒神等委敷ハ寺社記ニ見ヘタリ」として省いている。前述したように、『寺社記』は藤谷・河内組の部が欠失しており、

詳しいことは不明である。『玖珂郡志』には貞清野路の諏訪大明神・河内神二社、便行の荒神をはじめ十六の神をあげている。この『玖珂郡志』の記述は、著者が直接現地調査をして書いたものではなく、何かの書物から引用したもので、出典は不明であるが、おそらく同じ著者の『神社追遠記』ではないかと思われる。この記述の内容は寛政三年以前のものであるが、行波の神社の中に「下村ノ内いおう木」にある荒神と天厄神とを含んでいる。『古村記』の下村のところには

一、エラニ典葉神御座。十月中ノ西ノ日祭之。

一、エラニ聖神御座。祭右同。

一、平原ト云所ニ山ノ神御座。祭日右同。

一、イヲ、ギニ荒神ノ社アリ。五月吉日次第祭之。

右四筆ハ行波村ヨリ祭之

という記述がある。この中の荒神と典葉神（天疫神）とは、往古より行波村の鎮守とされてきた。行波村の鎮守が何故、隣りの下村に鎮座しているのか不明であるが、あるいは、行波地区は、下村に住んでいた人々の一部が拓いて住みついた土地で、後に行波村として独立した行政単位になったものかも知れない。ともあれ、荒玉社に残存している棟札によると、寛政三年九月に、もともとあった諏訪大明神に、下村にあった荒神と典葉神を移して合祀し、神殿を新しく建てかえて「荒神社」と改称している。その後文化八年八月に荒神社が再建されているが、その時、神主の長田房用が神意をうかがって「荒玉大権現」と社号を改めた。そして天保十年三月には拜殿が建てられ、ここに現在の「荒玉神社」の形ができあがった。

ところで、神楽がいつ頃から奉納されるようになったかは不明であるが、『古村記』や『享保増補村記』は勿論、『玖珂郡志』にも行波で神楽があったことは記述していない。勿論、千石原の

驚神社の例でもわかるように、記録がないから存在しなかったとは必ずしも言えないが、すぐ隣りの川尻の「七年ニ一度ノ神楽」は記述されており、少なくとも享和年間には、広く知られていなかったか、存在しなかったかどちらかというべきであろう。殊に八閔の舞（見た目には「行波ノ者神舞、かるわざも居候事」と写る、目立つ松上り）の存在は、もし奉納されていたら耳目を驚かせ、相当広く知られてもよい筈である。

神楽が奉納されるに際しては、何らかの契機があった筈である。それは、寛政三年の「荒神社御新造立」の時、文化八年の「荒玉大権現御神殿再建」の時、あるいは疫病の流行や災害の発生の時などが考えられる。

まず、寛政三年に「荒神社」が新しくできたこと、即ち、寛政三年に何故、下村から村内へ荒神と天疫神を移して、諏訪神社に合祀し、もとの祭神である諏訪神社を左殿に押しやり、荒神を中殿に据えて「荒神社」と改称したのか、ということが問題となる。その点を解明する手がかりはないが、寛政三年という年には、春から疱瘡が流行して夏に終息している。あるいは、疱瘡除けを荒神・典葉神に祈願し、疱瘡終息後に感謝の意を表わし、今後の村民の疫病除けを祈願するために、村内へ移し、神楽を奉納した可能性もあるし、単に諏訪神社の社屋が古くなったので再建するに際して、鎮守を村内へ移したにすぎないのかも知れない。

荒神・天疫神移鎮の要因に疑問は残るものの、前述した文献上の理由から、寛政三年には合祀改称はあったものの、まだ神楽は奉納されてはいなかったと考えるべきと思われる。

次に文化八年の「荒神社」の再建に際し、神意によって「荒玉大権現」と社号を改めたこと、即ち、何故社号を云々する必要があったのか、が問題となる。勿論、この疑問にも答えてくれる文献資料はない。

文化七年の暮から、寛政三年以上に疱瘡が大流行し、文化八年の春には猛威をふるい、正月の年頭の廻礼が禁止されたのは勿論、疱瘡取退処置の変更を余儀なくされ、夏に至ってやっと終息している。

(注43)

二十一年目の神殿の再建は、自然風化による破損にしては早すぎるように思え、神の加護に報いるためだったのかも知れないし、社号の改替について御神意をうかがったのも、疱瘡から村民を護ってもらった感謝と、今後とも疫病から守ってもらい、併せて五穀豊饒を祈願するために新しい神事、即ち神楽を奉納するためではなかったのだろうか。しかし、文化八年に神楽が奉納されたのではなく、奉納することを決め、そのための費用を数年かけて集め、文化十二年に初めて奉納できた、と推測することができよう。

『日本庶民文化史料集成』に収めてある「周防行波神楽本」にみえる「所務分謂 一冊」の表紙の裏に「昭和十年三月五日(唯今時文化十一年甲戌ノ歳九月中旬 黒杭棠往)古書写ス 金森光行」とあり、このもとの本が近延村の社家黒杭棠往によって文化十一年に成されているが、その必要性も行波で初めて神楽を奉納するためであったのではあるまいか。

その後の神楽奉納の契機となりそうなのは、疫病が流行し、早魘のあった文政元年であるが、神社そのものの動きがなく、又、七年忌に相当しないので可能性はほとんどない。

行波の両隣りの下村と川尻村でも神楽は行なわれたが、下村の神楽は行波の神楽と同じ所から、同じ頃伝えられたもののように思える。一方、川尻の松崎荒神の神楽は、前述の如く享保以前から、行波に神楽が始まる頃まで奉納され続けてきた。

又、近延の社人黒杭大和は文化九年に小瀬村の疫神社で神楽(薙刀を使う)をしており、その外にも神楽に参加できる社人(松崎荒神は角村の椎尾八幡の末社であり、椎尾八幡の社家もこの松

崎荒神の神楽に参加したものとと思われる)がいたし、神楽を奉納する神社もあった筈である。それらの社人により、外の神社の影響によって、行波でも奉納されるようになったと考えるのが自然である。そしてこのことは、前掲の『日本庶民文化史料集成』の

「周防行波神楽本」に、「行波神楽台本」の外に、現存する行波の神楽と関係のないものを含む「神道神楽目録次第」や、別系統の「無題本」が伝えられていることから十分考えられるし、殊に「行波神楽台本」そのものが、享保六年の書写本によっていることから、享保以前に行なわれていた神楽を行波に伝えたと考えられる訳である。更に想像を逞しくすれば、先に松崎荒神の所で述べたが、享保年中には、松崎荒神は「社」よりも「荒神松」が神の依代となっていた。そして、この荒神松で、後に行波で見られる松登りが行なわれていたのではないかと、ということであり、それが行波に伝えられたと推測もできる。それは、松崎の荒神が廃絶した理由とも関係がありそうである。天尾四か村から祭られた荒神が、ある時点から消えてしまうということは、普通では考えられない。社屋が壊れれば修復されるであろう。この荒神が消滅したのは、修復が不可能であったからだと考えられる。それは、松崎の荒神が、松そのものとなっていて、この松が枯死してしまつたためであろう。それで神楽が奉納できないことは勿論、荒神そのものが消滅せざるをえなかつたのである。

ともあれ、松崎荒神で神楽を奉納していた社人によって、松崎荒神に奉納していた神楽が、行波に伝えられたものと思われる。登り松は、かつての松崎の荒神の依代を模したものであるまいか。

行波に残存している神楽に関する史料は、明治二十年十二月六日の『御神楽諸損』が最も古いが、その「雑費買物記」の所に、「大山へ面損料」「甘木へ同断」「ふえ損料、大光寺」というの



があり、又、大正十二年四月二十一日の『御神楽諸費扱』の「買物扱」の中に、「大山面御借用御札」とあり、更に昭和四年四月二十一日の『御神楽諸扱』の「支払」の中に「大山へ舞道具御札」「甘木へ前全」「下村へ前全」「持国へ舞道具御札」などというのがある。明治の初めの頃の記録がないので即断はできないが、藩制時代には、前出の大山、甘木、下などの社家が神楽の道具を持ち寄って神楽を奉納していたが、癩藩後、里人が神楽を舞うようになってからも、社家から荒玉社に譲られた諸道具で不足する分は、以前の慣例によって、以前に關係のあつたところから道具を借りたのではあるまいか。これらの事から考えて、行波の神楽は、松の舞という特殊なものを除けば、かつて広くこのあたりに行なわれていた神楽と共通のものであるといえよう。

又、『御神楽諸扱』の「火納備物」の中に「一、米六合、火のつび式包ノ事」というのがある。これは前夜祭の湯立の火を納める時、紙に包んだ米を火の上に供えるものであるが、瀬田村の山神祭のところでも述べたように、瀬田の黄幡社でも「六合宛ヲ二二分ケ、三合宛紙ニ包テ火ノ上ニ置。此時、火ノ祝詞アリ。是ヲ火ノ飛ト云」（『玖珂郡志』）とあるように、行波と瀬田と同じ神事が行なわれていたことを推測させる。これは湯立神楽であるが、このことから、行波の神楽が、このあたりに流布していた神楽の一つであつたことを知る事ができよう。

次に行波の神楽に關係のある、現地に存在する資料は、前にふれた諸控（史料編の四以下）と、神楽を奉納する時に神社に奉納する「木札」（史料編の三）である。この二つを並べてみると、明治二十年から昭和五十二年まで六年毎に神楽が奉納されてきてゐることがわかるが、明治二十六年と同四十四年は、「木札」も「諸控」も存在せず、この両年に確実に神楽が奉納されたという証拠はないようだ。

又、諸控を詳しくみると、明治二十年のものは神殿の図をはじめ、切飾りや貸付米金利など、おおよそのことが盛りこまれ、一つの標本的な存在となつてゐる。次に昭和四年のものが、他の年の諸控とちがつて、神殿の図の外に、神殿の方位、八神幡の下げ方、八閔ノ裏の幡の下げ方、七段飾の作法、天蓋や白蓋の作り方などを図示し、又、幡に書く神の名すべてを書き留めるなどしてゐる。

明治二十年の諸控の神殿の図の中に「木札ハ先例ノ分ヨリ不残荒玉社御神殿ニ備置候ニ付」とあり、木札は明治二十年以前から奉納されてゐたことがわかり、又、同じ帳にある「元米貸附」「貸附米金利請方」「貸付米金利」などから、明治二十年以前から、恐らくは、村人が神楽を自主的に運営するようになった時、米金を村民の希望者に貸して、その利息を神楽の費用に廻す制度が確立してゐたこともわかる。

明治二十年と昭和四年の諸控のもつ特異性（標本性）の持つ意味は重大である。

明治二十年より少し前に、神楽が完全に里人のものとなつた、即ち、それまでは、癩藩後、神楽の主体は農民に移つたが、なお指導などはもとの神官によつてなされてゐたのが、明治十年代の後半になつて、神官の指導を必要としなくなり、農民の手ですべてを遂行することが可能となり、それが明治二十年の神楽奉納の時の帳に反映されたと考えられる。そして、その頃育成された指導者の存在の人が死に絶えてしまふのが昭和四年頃と思われる。それまでは、幡の作り方、下げ方、七段飾の作法、天蓋や白蓋の作り方などは書きとどめなくても、多くの人が知つてゐたが、世代の交代が進むにつれて、そうした事柄も混乱をきたし、指導者としての知識を有する人も減つてゆき、すべてのことを書き残しておく必要が出てきたのが、昭和四年だと思われる。そのことは、

幡に書く神の名に混乱がみられ、殊に六十四神は二十五神しか名前があがっておらず、後年、<sup>(注14)</sup>通津舞子帳で三十一神を書き足しているが、その三十一神にしても大部分が重複しており、六十四神には程遠く、半分以上が不明という状態からも知ることができよう。

注1 広瀬喜運(一七六一—一八三三)の著書。喜運は岩国藩士で国学者。特に故実の学にすぐれ、国史を探り、古典を涉猟し、古学や神道を修めた。著書に、『玖珂郡志』の外に『岩邑若干集』『岩邑事跡考』『岩邑怪談録』などがある。

注2 坂上とは藤谷組の内、長谷村・百合谷村・岸根村・釜ヶ原村・上駄床村・下駄床村・瀬戸内村・中垣内村・黒沢村・滑村・大根川村・日宛村・佐坂村・洪前村・西畑村の十五ヶ村をさす。

注3 田中明神というが、「実ハ厳島大明神」で、神体は赤石、長五寸。祭日は毎年十月初亥。相撲の儀式や芝居興行がある。

注4 「祭日九月十三日。神体木像、五山祇命。脇立烏ノ像アリ。」

注5 行事の名称が不明なので便宜上「花籠」とした。

注6 祭神大山祇命・中山祇命・羽山祇命・荒神。「当社ハ筑紫国袖垣山ヨリ勧請之御神ニテ、大同元年ヨリノ宮作ト申伝フ。」も

と瀬戸内村にあつたものを、宝永二年にここへ社替したという。

注7 海上交通の守護神であるとともに、雨乞いの祈禱の対象となる神でもあり、藩の紙や米を大坂へ廻送する御用船の海上安全の祈禱を命ぜられている。そして又、雨乞いのため、正保三年・天和二年に神田を藩から寄進された。

注8 「両所ニ有リ。一釜ハ当村上ヶ原西北ノ隅、大井手ノ河中ニ在。川中巨石多ク此釜モ一大石ニシテ、馬ノ鞍ノ形也。石ノ半腹東南ニ二穴アリ。渡リ一尺ニ不滿、深サ二尺程、如白穿テリ。水モ八分ニ盈テ有リ。此水何ナル早霖ニモ増減ナシ。此内ニ御

寶石トモ申候小石、凡三升位モ御座候。右ノ石、色黄鼠色、四角石、釜ノ内ニ御座候。蓋石ハ水精、釜ノフタ石ノヤウニテ色ハ同ジ。今一釜ハ、当釜ヲ去ルコト六丁、村ノ東、芸州地栗林村大蛇ヶ谷尾ノ下ヲ流出、河中ニ平野川ト云。此所水中・水辺トモ一大石ノ滑ニテ、水其上ヲ流ル。浅所ハ足ヲ不湿。其石ヲ穿テ、深キ所ハ長ケテ可超。如此所幾所モアリ。是ヲ郷人蛇食ト名ク。イニ蛇クリト云。又、広サ一二尺、深サ三四尺程ノ円穴幾所モアリ。都テ釜トス。彼神釜ハ石ノ奇大ナル所、水ヲ離ルコト四五尺、南方ノ上ニ在リ。渡リ一尺、深サ二尺程。水盈コト前ノ釜ノ如シ。此両ノ神釜、神靈アリ。早魃ニ祭之。」(『玖珂郡志』)

注9 岩国藩の家老の一人である宮庄親輔の著書で、享保三年の序文がある。『玖珂郡志』にも、この本からとられている部分が多い。「山神祭り」は『玖珂郡志』にも、これからそのまま引用されている。

注10 享保以前のもので、後述する項に属するものは除いてある。

注11 岩国領内の寺社を六下代と五ヶ寺などに分けて元禄八年十月晦日に、十冊に編集したものであるが、残存しているのは「由字組」「大島組」「柳井組」「玖珂組」と「五ヶ寺」の部で、「藤谷組」「河内組」などが欠失していて、全体的なこととはわからない。

注12 明治十三年の『神社明細書』には、神殿桁九尺梁一間とあり、文政五年十一月に、南の荒神と一緒に再建されている。

注13 寛文八年に藩庁が編集したもので、岩国領内の村毎の概容を記述。

注14 明治十三年に、玖珂郡内の各村の神社の概容を各村の戸長に提出させ、とりまとめたもの。

注15 吉川家の古くからの氏神で、榊八幡と合祀してある。

注16

『古村記』『寺社記』『享保増補村記』には「八幡」又は「八幡宮」となっており、『玖珂郡志』『神社明細書』では「大帯媛八幡」となっている。『古村記』『寺社記』では、祭神は阿弥陀仏で、『玖珂志』では大帯媛尊・仲哀天皇・応神天皇となっており、途中で八幡宮としての祭神を整理したことがわかる。

注17

『古村記』を改訂増補したもので、所収の人口は享保十一年六月のものであるので、享保の末年頃完成したものであると思われる。藩庁の編集した公式なものである。

注18

『玖珂郡志』によると「往昔、雲州富田城主吉川公ノ家臣、楠正成弟正時ヨリ七代ノ後胤、若林宗甫入道ト云仁アリ。寵愛ノ男子痘疾ニ罹リ、甚危シ。此故ニ、諸社ニ祈ルコト尤切ナリ。時ニ鷲大明神、枕上ニ立セ玉ヒ、告テ宣ク。汝、我ヲ尊信セバ、子息必平安ナラン。且、汝子孫ノ疱瘡ヲ守護セント。靈夢ヲ蒙リ、信心胆ニ命ジ、信仰他ニ異ナリ、依テ子孫痘疾安全ナリ。コレニ依テ、雲州一國聞伝テ、敬拜スルモノ少カラズ。四方ノ國マデ御徳聞ヘ、歩ヲ運ブ輩数ヲシラズ。是皆、若林ノ靈夢ニ依リ」。去ニ依テ、周防國御打入以來、千石原ノ下屋敷ニ建立シテ、渴仰渴然ナリ。(中略)若林武右エ門尉信之、又彼疾ニ伏シテ、又右エ門(若林の家臣)が宅ニ退ク。然ニ、病ヒ日ヲ追テ危カリケレバ、皆々一心ニ鷲大明神エ丹誠ヲ抽デ、祈誓シ侍リケレバ、奇ナル哉、妙ナル哉、白鷲一羽飛来リテ、又家ノ内ニ入。各奇異ノ思ヲナセシガ、サホドニ重キ病モ、朝ノ露ノ消ルガ如ク平愈セシトカヤ。(以下略)」

注19

鷲神社に伝来する神楽面が四面(翁・抵悟・鬼・姫)あるが、姫面以外の三面は寛政十二年に、姫面は弘化二年に千石原に住んでいた福屋弥惣左エ門が奉納したものである。従って「鬼之頭」以外にも、面がいくつかあったといえよう。

注20

『玖珂郡志』は、熊が助命を乞うにもかかわらず射殺して、疫病が流行し、熊社として祭った旨を伝える。そして後に黄幡社として祭ったという。

注21

吉香神社は治功社の後身で「明治七年四月、創テ吉川家有名ナル諸公」を合祀したもので、それ以後、白山神社にとって代る存在となった。

注22

錦川上流地域の人をさす。具体的には、行波や下の農民。

注23

『岩邑歳記』では同じことを「今日白山比咩神社例祭。今年居祭りニ付、舞子在方・両組罷越候事」とあり、行波と下から二組出たものと思われる。

注24

海岸地域の人をさし、具体的には藤生か海土路の人。

注25

伊勢神楽はもともと代参を立てて、伊勢神社で奉納するものであったようだ。享保五年八月十四日に御裏から伊勢へ綿貫三郎右エ門が代参に立てられ、大々神楽、大神楽、小神楽が奉納され、料物として銀十三貫三百二十匁が供えられている。

注26

藤生では、今も土屋根地区に舞子集団が存続し、神楽を続けている。

注27

『神社明細書』には桁一間三尺、梁二間の神楽殿がある。明治二年の『社記』には神楽殿は見えず、明治三年から十三年の間にできたものと考えられる。

注28

資料には本町一丁目と二丁目しか出てこないが、四丁目まで町毎に神楽の集団があつて、それぞれ競いあつて舞っていたように考えられる。町には魚町と玖珂町に恵美須社があつたが、本町の集団は、玖珂町の恵美須社に奉納することを本来の目的としたと思われる。恵美須社の祭りは、各町が一年毎に当番で行なっていた。

注29

錦帯橋のたもとで、この場合は錦見側。

注30

これより先、文化元年「十二月廿日頃、京都吉田殿・役人下

筋・登り懸ケ、川西町滞留。中国神楽風儀不宜由相聞、已来一向被差留候。尤、湯立神楽等ハ被差免候。御領内社人悉く召出し、達し有之候」(『岩邑年代記』)とあるように、華美になりすぎ、見物化しすぎて、宗教行事を脱逸することは以前からあり、町における神楽が留められたのも、この文化元年の禁止令と関係もあるように思える。

注31 藩主の居所のある横山。万谷と千石原の門で囲われていた。

注32 前述の由宇村の福嶋平太夫の座や、「九州辺小芝居者」、その他。

注33 『古村記』には、祭日は「八月十五日、十一月吉日次第」とある。祭神について『玖珂郡志』は「神像三座」としているが、『神社明細書』は「菅田別尊大姫」一つをあげている。

注34 『古村記』には「九月吉日次第祭之」とある。祭神は『神社明細書』によると「三山祇神」。

注35 『玖珂郡志』には「此神ノ鳥井木ナリトテ、往還北側ニ並松ノ内ニ青木二本有之、俗ニ青木ノ明神トモ」とある。

注36 『神社明細書』には、中津村に荒神はない。瑞光寺跡という所に大歳社があり、癩藩後、荒神が大歳社に改称されたようである。

注37 『神社明細書』には荒神はなく、榎本という所に、「大歳社」があり、このあたりでは、癩藩後に、荒神を大歳社と改称したものが多くある。

注38 同じことを『春田日記』は「三月廿四日、今津ニ神舞有之。参詣人多シ」とかいている。

注39 室木村字本谷(庄屋谷ともいう)にある地主権現社のことで、『神社明細書』によると、祭神は「殖安姫命」である。

注40 牛野谷村には、迫、和田、牛ノ谷という所に三つの荒神があった。ここでいう中之荒神は和田にあったもの。

注41 愛宕社は牛野谷と門前の村境である沖山の山頂に鎮座し、もとと門前村に属していたが、明治六年の地租改正の時、その地が牛野谷村となった。『神社明細書』には、桁九尺三寸五歩・梁一丈二尺六寸の神楽殿がある。

注42 個々の農民についてみれば余裕のほとんどない場合も多い。

年限祭は、吉数にあやかっ七年とか五年に一度行なわれるが、費用を負担する氏子の方からすれば、毎年はできないので、何年間かかけて、費用を拠出する、という意味もあるようである。

注43 錦川の上にかかり、常に湿気の変化をうけている錦帯橋は約三十年に一度の割で修覆されている。

注44 通津の矛八幡の「年番神楽」は、通津の七つの部落によって、一年おきに順に担当してゆき、十四年で一順するようになってくる。当番にあたる部落は、どこからか神楽団を雇ってきて、神楽を奉納しさえすればよく、内容は問われないらしい。行波からも行ったことがあったようだ。

### 三 行波神舞の祭地

行波村を錦川に沿って上下から挟んでいる天尾・下の両村を含めて、明治十三年の『神社明細書』で祭地をみると次の通りである。

#### 1 行波村

○荒玉社 字貞清

祭神、速須佐男命・大己貴命・建御名方命。

神殿一間一尺、幣殿三間二間

○河内社 字立垣

祭神、弥都波能女命。神殿五尺四尺

『古村記』に「立垣二河内神御座、中ノ酉ニ祭之」とある。

○雲霞社 字雲霞山

祭神、市杵嶋姫命。神殿五尺五尺

『岩邑志』に「雲霞峯、村ノ上ノ高山也。峯ニ雲霞明神トテ大石有。毎歳五六月ノ頃、里近キ山ヲ長サ四間程ノ大蛇、同一二間程ノ蛇イクラモ附屬シテ往来ス。郷人、是、明神通玉フト云伝フ」とある。

○河内社 字荒瀬谷

祭神、岡象女命・五山祇命。神殿五尺五寸四尺

幣殿二間半一間半

○弥山社 字大島

祭神、大山祇命・猿田彦神。神殿三尺

#### 2 天尾村

○河内社 字赤谷堂ノ窪

祭神、岡象女命・五山祇命。神殿三間

○河内社 字家廻

祭神、岡象女命・五山祇命。神殿一間半

○河内社 字上垣内

祭神、岡象女命・五山祇命。神殿三間

○巖嶋社 字古屋敷

祭神、市杵嶋姫命。神殿二間半

○御崎社 字姥ヶ懐

祭神、速須佐之男命。神殿二尺

『玖珂郡志』には神体は鏡としてある。

○巖嶋社 字小浜

祭神、市杵嶋姫命。神殿五尺四尺

『古村記』に「小浜ニ虫大明神ノ社アリ、六月十一月吉日次第祭之。神体船乗御座。巖島ノ末社ト云」とある。

『玖珂郡志』には「御神体、船ニ乗玉フ尊像也。巖島明神ノ船頭ノ神也。此社ハ天尾四ヶ村ノ鎮守ナルニ依テ、社取繕ハ四ヶ村ノツナギニテ相調也。祭日、六月九月両月ニ祭也。十七日ヨリ内ニ祭ル。小浜ハ川尻ノ□ナルニ依テ也。古老ノ云ヘルハ、昔鳥居ナドモアリシニ、イツノ頃カ破壊セシト也。今モ其所ヲ鳥居原トイヘリ」とあり、更に、小浜という地名の由来について「小浜トハ虫大明神御鎮座之節、潮満テ大波小波打寄シ故、小浜ト云」とある。これに関連して行波の地名もできており「往古、虫大明神、小浜へ御着船ノ砌、大波小波打行シ所也」という。

虫大明神がもとのからの名で、巖嶋社は明治になつてからの名である。

○五所社 字荒瀬

祭神、五山祇命。神殿二間半

『古村記』に「荒瀬二河内神ノ森アリ、六月十一月吉日次第祭之」とあり、『玖珂郡志』によると、五所大明神と改称されており、神体は石で年に二度祭るとなつてゐる。

○鷺社 字森ヶ浴

祭神、稻背脛命。神殿三間

『古村記』に「森カ隘ニ鷺大明神ノ社アリ、十一月吉日次第祭之」とある。そして、ここに「河内神ノ社」「チャク神社」が並べて祭つてあつた。『岩邑志』では、「河内神」と「着明神」は「鷺大明神」の相殿となつてゐる。

○河内社 字小郷

祭神、岡象女命・五山祇命。神殿二間九尺

○荒神社 字松崎

『神社明細書』には勿論載つていない。文化

頃に消滅したと思われる。

#### 3 下村

○須賀社 字古城寺

祭神、速須佐之男命。神殿一間

幣殿二間半一間半

『古村記』に「カウ神谷ニ古城寺ト云寺跡アリ。此外荒神ノ社アリ、六月廿八日・十月廿八日二度祭之」とある。

○愛宕社 字壇ノ原

祭神、軻遇突知命。神殿 二間半

この神社は「下村度々火難有之、同所段ノ原与申所江愛宕勸請、小社建立之儀申出、其分被仰付」（『諸證文帳』）て、明和五年に創建されたものである。

『玖珂郡志』は次のように云える。

（注1）

「愛宕勸請コトハ、正平廿一年、大内義弘、此壇村へ押寄せ焼払シ時、当地城主江良弾正定乗ト云、防ギケルガ、此城焼失ハ狐ノ所為ナル由ヲ知りテ、其悪狐ヲ殺セリ。此所ヲ狐石ト云。此石ニ狐ノ靈魂留リ、折フシ火災ヲ起ルコトアリ。依之、此石ヲ割シニ、血流レタリ。依之、割ルコトヲ止タリ。其後、弘治元年、毛利隆元公、大内義長退治ノ時、コ、ニ宿陣アリシニ、火災ノコトアリ。是皆狐靈修験者ト化シテ、我靈魂ヲ祭ルベシト告ケル故、天正九年ニ其靈ヲ収テ石ヲ立祭り、定乗ノ五輪モ一同ニ立ケレドモ、誰祭ル者モナシ。時ニ明和七年、二百年ニ当、火災ノ告アリ。依之、愛宕神ヲ勸請シ奉ケルニ、安永十年、彼所ヲ汚シ者アリケレバ、其所ヨリ火ノ玉出テ、大ニ火災起リ、止コトヲ得ズ。依之、巖島大元へ占ニカ、リケレバ、是ハ井戸ヲ掘タル時、其石垣セシ故、其崇ト云コトアリ。夫故、弥愛宕社を改テ尊信し奉りて火災鎮リヌ。」

これは、『玖珂郡志』を編纂した後に、脚色して書き加えたもので、愛宕社の靈験を強調するために、この周辺の伝説等の一つにまとめあげたものである。もとの説は『玖珂郡志』の次の記述であるが、年代的には、実年代と少々ずれている。

「安永年、毎日毎夜火災有之。巖島ノ大元ニテト占ヲ頼ケレバ、是ハ井戸ヲ掘リシニ、其石垣へ山伏ノ石塔ヲ築シ崇ト云。故ニ尋ケレバハタシテ有之。今ハ其石ヲ築キテ香華ヲ手向。夫ヨリ火災止ム也。」

○須賀社 字宮風呂

祭神、速須佐之男命。神殿 二間半

○大歳社 字大谷

祭神、大歳神。神殿 一間

『古村記』には「シモカジヤニ大歳ノ森アリ」とある。大谷と下鍛冶屋とは隣接地であり、所在地名に混乱があるが、寛文年間には、まだ社はなく森であったようだ。

### 3 荒玉社

神樂を奉納する神社は行波地区の鎮守である荒玉社で、雲霞山の麓に近い地区のほぼ中央に位置する。明治十三年の『神社明細書』によると、桁間一間一尺、梁一間の神殿と桁行三間、梁二間の幣殿とからなり、三十坪の境内をもつ。祭神は前述の如く「速須佐之男命・大己貴命・建御名方命」であり、この地にもとから鎮座していた「諏訪大明神」に、下村のイオウギにあつた荒神と天疫神とを合祀して改称したものであるが、その詳細は「文献資料にみる神樂」の「8 行波の神樂」の項に譲るとして、右の三神はもともとの「荒神」「天疫神」「諏訪大明神」の祭神であることがわかる。

毎年「小祭」と称して神樂の内のいくつか、この狭い境内に、むしろを十五枚敷いて神殿を作つて奉納されるが、七年期（六年目）には、荒玉社から見降せる、すぐ下の川原に四間四方の神殿、その他の設備を設けて、村をあげて神樂全曲を奉納する。

当初から川原で奉納されたか否かは不明であるが、この川原の位置は、川尻と下とで川の流れが大きく変わる中間の、ゆるいS字形の下半分の部分の左側に相当し、川原のできやすところといえる。

注1 下村の古い村名

## VII 行波神舞行事の民俗学的意義

玖珂郡志の行波村の項には次のように見えている。

下村西二当り、荒瀬ノ向、水村也。東西十五丁、南北十六丁。

岩國ヨリ二里半。往古昔大明神、小浜へ御着ノ砌、大波小波打

行シ所也

この虫大明神とは蛇であろうか。全郡志には次のように見えている。

食ケ谷、雲霞大明神。御神、長六尺、大石也。九月十七日。

松三本アリ。五六月ノ頃、行波の家ノ上、又倉谷辺ヲ、長

四間程ノ大蛇ニ、二間九尺、一寸程ノ蛇付属シテ通レルコト

アリ。行波ノ者ニ、其蛇ヲ見タル者多シ。是雲霞明神ノ通り玉

フト申伝。

その他、水神、御神柳、牛森、馬森、荒神、河内神、諏訪明神、

惣ノ御前森、天道森、ヨナ荒神、天厄神、宮利森、聖神社等多数の

聖森や祭地があげられている。

神舞の行われるのは、荒神を中心に諏訪神社、天疫社、雲霞社、

河内社を合祀した荒玉社であるが、神舞は荒神に捧げられ、最後

には荒神そのものが祭場に立てられた松をよじて、人界に降り下

る形がとられる。そのためにその神舞は「荒神舞」ともよばれて

いる。それを願舞ともいうのは、里人たちの霜月の祭に際しての

祈願が本来はこめられていたことを意味していたことを語って

いるとよからう。

式年神楽の奉納に際し、神殿や楽屋の舗設する所は数える位し

かなくなっている中で、特に大がかりなそれらの舗設が行波では

なされてきたのは、濃密な民俗的世界を支えてきた地理的環境に

よるものであらうと考へてもよからう。然し最も基本的には、祭

事を支える村のしぐみが、しつかりしていたことであらう。本来は双分的しぐみであることが想定されているが、明治四十一年の村有文書では上、中、下の三つの組となっている。然し現在は中屋組が登場して四分構成となっている。

伊藤彰氏の「行波の地理的環境と社会」には組について次のように述べられている。

組はシウジ（小路）とも呼ばれ、村落組織の最小単位となる。組は伝統的には葬式と荒玉社の小祭や大祭としての神舞の執行単位であり、行政的には班と読みかえられて、班長各一が置かれている。かつては早乙女の手間換えも組内でおこなわれていた。

祭事や行事を支えているものが組であり、神舞行事のような式年の祭事は組が交互に受けては、渡していく形式がとられることが祭事の永続を支えているものとも考えられよう。渡された組はなおざりにするわけにはいかないからである。それにもかかわらず、神舞の楽師と舞子の組織が小祭の組制と当屋制による維持を離れて、保存会の会長を中心とする村民の熱意を文化財行政が側面的に支援することによって、今日は維持されていることは、やはり、趣勢というものである。行波の生業は今日では農業が62パーセント、その中でも専業農家は一戸に過ぎず、あとは兼業に過ぎないという戦後の変貌が民俗慣行を維持する基盤を弱体化させたためであるとしてよからう。

行波の神舞行事が近世後葉以降に登場したらしく思われることについては、宮田伊津美氏による文献学的考察が明らかにしている。

行波の向にあたる川尻の松崎荒神の神楽は享保以前から行われていた。この松崎荒神の神楽がその後、ある時点から消えてしまふのである。それは松崎荒神の依代の松が枯死したためであらう

と宮田氏は想定している。一方、寛政三年と文化八年には抱瘡の大流行が見られた。この時期に、松を依代とする松崎荒神から行波の荒神社―下村にあった荒神と典葉神（天疫神）を移したものとされる―に登松の行事を伴って移行したものであろうとするのが宮田氏の見通しである。

古村記によると行波の鎮守はかつて下村にあったことがわかる。その下村にあった荒神と典葉神（天疫神）を合祀して社が造営され、荒神社と称されたのが寛政三年九月であるとされるから、その頃から行波地区は錦川水運の要地として形を成してきたものとしてよからう。荒神を祀る祭地が登場したなら、荒神をめぐる祭事が行われることになるのは当然であろう。松を依代とする松崎荒神に「登り松」の行事があったとするなら、その行事が移されたことは十分に考えられてよからう。

行波の荒神舞行事の中心をなすものは湯立の神事と神楽と八閔をめぐって後に行われる「登り松」の神事である。

「登り松」の神事は松崎の荒神松に由来するとしても、湯立の神事は、玖珂郡の山間地方に広く行われてきたといつてよいようである。湯立神事には神楽（神舞）を伴うことも少からず見出される。行波の荒神祭にくみこまれている行事には、この地域の祭事慣行から見て特別な要素があるわけではないのである。然し詳細に見ると、民俗学的に興味深い問題がかくれているようにも思われる。その一、二にふれておきたい。

湯立神事に伴う神楽は、襖祓の行事である湯立てに神楽の要素が結びついたものである。全国的に見ると湯立神楽は霜月（旧十一月）に行われることが多いが、行波の七年一度の年限神楽は今日では四月の二日から三日に行われている。然しかつての霜月の祭事であったことは、明治二十年の年限神楽は十二月六日に行われたことが記録にのこされている。年々の小祭は今日でも、春季

にはなく、十月十四日に行われている。

神舞の技術保存者加藤宝氏の報告によると例年荒玉社の境内に設けられる神殿、七年毎に錦河原に設けられる神殿を囲んで吊されるものに四神の旗がある。加藤氏の記載によると、次のようになる。

東の座（太鼓の位置）（左）青龍神  
西の座（右）白虎神  
南の座（前）朱雀神  
北の座（後）玄武神

この四神の思想は古代中国の天文の思想に由来している。天を四宮にわけ、東・西・南・北に、蒼（青）龍・白虎・朱雀・玄武の四神を配するのである。

神楽の曲目の中に「莊嚴」という曲目がある。青衣をつけた神人（集来）は、風折烏帽子を着用する。その唱えごととして加藤宝氏があげている文句を再引しておく。

来皆謹請東方青序青龍木神竜王  
来皆謹請南方赤帝赤龍王火神竜王  
来皆謹請西方白帝白龍王金神竜王  
北方黒帝黒龍王水神竜王

中央黄帝黄龍王土神竜王

謹請たつてようごうせしめ給え。ぎしよう再拝再拝

天が下一万三千七百余神の神がみ降り給う神殿を百浦の潮をもつて清めに喜余目奉る。哀愁納受をたれ給え。ぎしよう再拝再拝。当社荒玉社のうずの広前に捧げ奉るもの、香語山の真神をもちて、はらい給え清め給えとまうさく。

ここで集来が唱えかけるのは四神に加えるに中央の黄龍をもつてする五神であるが、それら五神は木・火・金・水・土の五行とくみあわされている。陰陽五行の思想は早く古代に登場日本神話



の成立に影を落していることは吉野裕子博士によつて説かれている。霜月祭に奉納される神楽をめぐつて神殿の施設の上に、唱えごとの上に、陰陽五行思想にもとづく思想のかけを見出しうることは興味深い。陰陽五行の思想が神社信仰の中にどのように登場し、祭事における施設にどのように形をあらわしていくかは興味深い問題であるが、ここでは問題の外におく。要素的には芸能史の古い伝統につながるものをもちつつも、現存の祭事風俗が行波に出現したのは近世後葉のことと考えられた。そして難解な陰陽五行的思想を受けとめえたのは、教養人としての神官であつたと思われる。陰陽五行的思想が導入されても、行事の中に色濃く影をおとしているのは記紀神話の影響であろう。その上に、なお影を落しているように思われるのは修験道の信仰であろう。この点については牛尾三千夫氏が「行波の神舞」において指摘されている。

牛尾氏は行波の神舞の舞人の黒紋付、黒袴、齋糲をかける舟型烏帽子の出立ちは修験山伏の姿であると述べられている。なお次のように述べられた。

神道神楽目録次第に見える神楽演目は修験道などから得た知識である。又荒平・王子・將軍の曲目を有し、柱松の神事Ⅱ八関の松登りの曲芸などははげしい鍛錬なしでは到底到達することとは不可能のことである。恐らく中世期以来伝受伝承してきたものであらう。

全国に広く分布する習俗に「柱松」とよばれる習俗がある。七夕や盆の時に、広場に身の丈に倍する高さの、二抱えほどの太さの柱を柴草でつくり立て、その頂上に御幣やサカキを挿し、これに点火する習俗がある。その火の早く燃えつく度合をはかつて勝敗を争い、年占いとすることもある。

以上は和歌森太郎氏の解説による（大塚民俗学会編『日本民俗

学事典』一九七二）。この柱松の行事が修験道の影響をうけていることも和歌森氏によつて説かれている。即ち二基の柱松に山伏が駆け登り、火打石で発火させると解説されている。とするなら、行波の登り松の行事には、たしかに修験道の影響があるといつてよからう。荒神の乗りうつった白衣の神役は山伏が柱松に登るように、登り松に登らなくてはならないものであらう。その際、日・月・星に点火することが如何なる意味をもつか不明であるが、山伏が柱松に点火することに対応するものと見られないこともない。最も興味深いのは松の梢の枝をおとした上で、荒玉社の仮殿でもらうけた籤の方向指示に従つて登り松の頂きから、その方向の繩を伝つて人界に降りるのである。荒神が落した松の枝を拾つた者は好運だとされ、荒神の降る方向に当る村は好運であるとされるのは、一種の年占いを意味するものであらう。

附篇 行波神舞関係史料集成

1. 棟札三枚

刀柵 安村新藏  
吉谷村 藤七

周防國玖珂郡河内郷行波村  
棟上 荒神社御新造立普請一字

時于寛政三亥歲九月吉祥日  
遷宮行事 神主 長田信濃守藤原房康再拜

刀柵 山近茂兵衛  
千石原村 福屋彌三左工門

周防國玖珂郡河内郷行波村  
棟上 荒玉大權現御神殿再建一字

時于文化八未歲八月吉祥日  
遷宮行事 神主 長田和泉守藤原房用再拜

刀柵 安村平兵衛  
川西町 棟梁 長十郎

周防國玖珂郡河内郷行波村  
棟上 荒玉大權現拜殿建立一字

時于天保十亥歲二月吉祥日  
社頭行事 神主 長田上総介大江房亮再拜

2. 棟札の裏  
(注1)

抑此ノ中殿荒神社并右殿天疫神社  
者往古ヨリ當村中ノ鎮守ニテ祭り  
左殿諏訪神社キタレドモ下村之内地名乎イヲ、  
當社祭神三殿 中殿荒神社 ギト云所ニ小社有之ヨシ此ノイヲ  
右殿天疫神社、キヨリ去ル寛政年中只今ノ社地  
へ遷坐シ給也其時ノ棟札無之事乎  
ナゲク仁有之ニ依而荒増誌之

文久三亥歲三月朔日  
神主 長田陸奥守藤原高房謹書  
行波村 當木札願主 中屋清兵衛

此度御神殿再建成就ノ年代ヨリ荒神社乎  
荒玉大權現ト社号乎和泉守藤原房用事  
御神意乎ウカヅヒ改替スト傳來也

神主 長田陸奥守藤原高房謹書  
行波村 當木札願主 中屋清兵衛

文久三年亥三月朔日

神主 長田陸奥守藤原高房謹書  
行波村 當木札願主 中屋清兵衛

3. (注2) 木札

(表) 須賀宮段日八雲立出雲八重垣妻請諸疫鬼鎮矣阿波禮々々々々々々々々々

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

源清淨神代之古風崇敬正真元歸服曲邪末法棄今崇源妙行願

者也 天地人三才變通力乾元亨利貞天道常具給也 天下泰

平國家安全諸宅豐饒五穀成就元元入初初本任本心 漸耳

明治參拾貳年十二月三日執行

(裏) (左下に) 松上り 中塚早藏

(表) (本文右同)

明治三十八年十二月十日 導師真江木健輔

(裏) (下に) 莊嚴導師 長田高房

長田清房謹書

松上り 中津早藏

(表) (本文右同)

大正六年四月一日執行

(裏) (なし)

(表) (本文右同)

大正十二年四月二十二日 導師末廣誠一

(裏) (下に) 齋主 長田清房

副齋主 三上從壽

齋員 岡田新吉

松上り 藤野長一

(表) (本文右同)

昭和四年四月貳拾壹日執行

(裏) (なし)

(表) (本文右同)

昭和拾年四月貳拾八日執行

(裏) (下に) 齋主 長田清房

副齋主 三上從壽

齋員 岡田新吉

導師 末廣誠一

松上り 富弘義知

(表) (本文右同)

昭和二十二年四月二十七日執行

(裏) 齋主 長田正彦

副齋主 三上從壽

齋員 三上從正

導師 片山國雄

松上り 中都義人

(表) (本文右同)

昭和貳拾八年四月貳拾九日執行

(裏) (下に) 齋主 長田敬房

副齋主 市木正彦

齋員 三上從正

導師 片山國雄

松上り 村重一二三

(表) (本文右同)

昭和三十四年三月二十九日執行

(裏) (下に)

齋主 市木正彦  
副齋主 三上從正  
齋員 岡田一穂  
導師 片山國雄  
松上り 真江木潔

(表) (本文右同)

昭和四十年四月四日執行

(下に)

齋主 市木正彦  
副齋主 長田和房  
齋員 岡田一穂  
導師 片山國雄  
松上り 真江木潔

(表) (本文右同)

昭和四十六年四月四日執行

齋主 市木正彦  
祭員 長田和房  
祭員 岡田一穂  
松上り 安村品生

奉

(表) (本文右同)

昭和五十二年四月三日執行

齋主 市木正彦  
祭員 長田和房  
祭員 三上從正  
祭員 岡田一穂  
松上り 真江木潔

4. 明治二十年の祭事記録

明治二十年十二月六日 當宿江木甚右工門  
旧十月二十二日  
御神樂諸摺  
勘定 谷新  
安村直次郎  
安村京一  
中岡儀左工門  
山近權二郎

記

當宿 勘定 江木甚右工門  
勘定 谷新

米酒勘定 中岡儀左衛門  
幣勘定 山近權二郎  
弘高仲次郎  
金森富太郎  
村上權左衛門

舞子取締 宮本清槌  
切飾り方 中元忠次郎  
江木品次郎  
田中兵藏

江木要次郎  
田中重右工門

舞衣方

料理手子

休仕  
(コマ給)

借物方

飯奠

膳立

町行

他村借物

酒買

宮掃除

風呂焚

警察行

提灯張替ニ付聞合

神官

江木皆藏

樋口藤太

江木友次郎

江木礒之助

江木栄藏

金重菊三郎

江木又次郎

富弘徳次郎

平岩作次郎

片山和一

森本音藏

山近八百藏

安村儀作

江木甚右工門

江木勝藏

末廣惣左衛門

山近栄槌

田中富藏

廣中新之允

藤野吉太郎

植松六左衛門

三浦奎次郎

廣中民之助

山下勘次郎

木村熊藏

山近源兵衛

江木歌藏

祠官長田清房

祠掌三上任道

舞子役割

集来

六職幸文祭

眞江木健助

村重治助

江木寿一

村上高次郎

藤重幸槌

植松多三郎

木村林槌

植松多三郎

村重治助

江木寿一

村上高次郎

宮本力松

木村林槌

植松多三郎

藤重幸槌

三浦彦太郎

片山仙次郎

江木百助

山近金槌

重岡伊三郎

重岡伊三郎

山近金槌

藤重幸槌

木村林槌

宮本力松

諸神勸請

注連灑水

荒靈豊鎮

神種

靈釵

敷太刀

眞榊對應内外

柴鬼神

奉吏

愛宕八幡

江木百助

片山仙次郎

三浦彦太郎

重岡伊三郎

八関作法  
案内

祭祀文撰

重岡伊三郎

日本記

天津岩戸

惣神楽

山近金槌

片山仙次郎

江木百助

植松多三郎

村重治助

重岡伊三郎

村上高次郎

江木百助

重岡伊三郎

植松多三郎

宮本力松

江木寿一

村重治助

三浦彦太郎

片山仙次郎

江木百助

片山仙次郎

宮本力松

木村林槌

藤重幸槌

村上高次郎

三浦彦太郎

山近金槌

操出シ

第一

第二

第三

第四

第五

第六

第七

第八

神楽

松上り

谷 佐一

善岡文次郎

加藤慶太郎

眞江木健助

安村利吉

中元孫太郎

山近金槌

重岡伊三郎

藤重幸槌

片山久太郎

江木寿一

江木伊三郎

村重福槌

宮本力松

木村林槌

植松多三郎

村上高次郎

村重治助

江木百助

片山仙次郎

眞江木健助

谷 佐一

三浦彦太郎

中都早藏

三宝鬼神

神明

手力雄

劔女

弓箭將軍

一童

二童

五龍地鎮

兒童

部眷僕

黄龍王

神殿木  
松木 八本

内  
中柱  
但三間半  
江木栄藏

全  
江木勝藏

角柱 式本  
尾川禅昇

但老丈六尺  
江木藏次郎

宮本清槌

間柱  
中岡弥三郎

金重菊三郎

松上り木  
江木甚右衛門

但十三尋

神殿ヨリ松上りノ処マデ長サ式拾間ノ事

但八間ノ義ハ神殿ヨリ式間除キ、夫ヨリ九尺宛除ノコト

松上り木ノ処ハ式間四方

大綱三本

但シ下タナイ四十ヒロノコト

是ハ三組ヨリ老本宛出し方コト

神殿ノ義ハ四間四方ノ事

一、仕出シ場ノ義ハ三間半四方ノ事

一、神殿屋椽竹之義ハ村中藪持ヨリ出シ合ノ事。

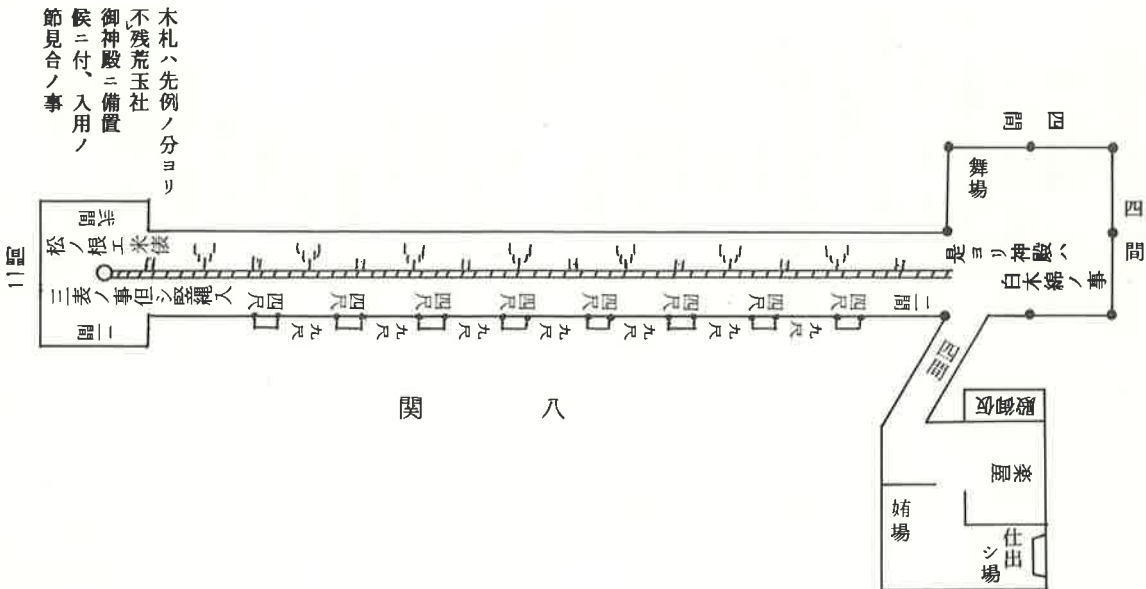
尤も相済次第各人エ戻し方、又ハ買上ゲニテ賣拂可致方、

其節村中申談ノ上適宜ノ事

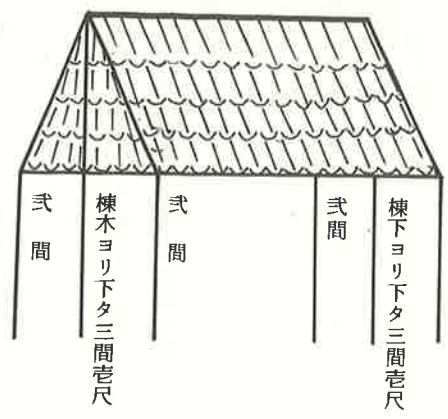
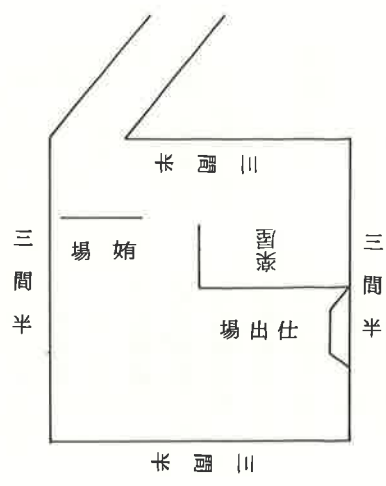
一、コモハ村中軒別三枚ヅ、出し方ノ事

むしろ式枚

木札ハ先例ノ分ヨリ  
不残荒玉社  
御神殿ニ備置  
候ニ付、入用ノ  
節見合ノ事



但シ大木板圍イ村中  
出し合ノ事



中柱四尺五寸廻リ  
角柱三尺廻リ  
間柱貳尺廻リ  
但シ柱留メハ貳尺五寸余リノ事

- 皿 見合
- 汁 小にしめ
- 汁 大根
- 汁 青ミ
- 汁 あられ魚
- 廿二日朝
- 夜喰 茶漬
- 夜喰 にしめ
- 三盃付
- 大盆 里芋
- 井 たご桜煎
- 大平 半弁
- 大平 午房
- 酒肴 人じん
- 酒肴 れん根
- 酒肴 背切肴見合
- 酒肴 吸物ひれ見合
- 皿 平人じん
- 皿 れん根
- 皿 大根置合
- 皿 同そぼろ
- 皿 鯛重ね
- 皿 さしミ
- 汁 青ミ
- 汁 セん午房
- あなご
- 五日晩
- 献立



酒肴 見合

中人

豆腐

汁 ねぎ

魚

こんにやく

れん根

皿 午房

里芋

半弁

酒 重箱肴 但し式重ノ事

見合

同晩

魚切味

汁 豆腐

ねぎ

大根

皿 人じん

肴すあへ

焼豆腐

平 ねぎ

肴見合

酒肴

鯛重ね

鉢肴 そぼろ

大根置合

井 ぬたあへ

御棚備物(ママ供)

一、御初穂 拾式文

一、祝餅 式重

一、但シ差渡し五寸ノ事

一、御酒 壺升

一、但シ新樽之事

一、懸鯛 壺懸ケ

一、但シ壺枚ニ付長壺尺六寸、目方六百目位イ

一、米壺升式合

一、御棚組膳十二膳之事

一、御水 新たご壺ツ

一、五穀俵 拾式俵

右、村中寄進ノ事。尤も閏月有之年ハ十三  
俵ノ事。相談ノ節ニ出候人取極メ置候事。  
但し寸法長サ壺尺、廻り式尺ノ事

御仮御殿備物(ママ供)

一、祝餅 壺重

一、但シ差渡し五寸

一、さん米 三合

一、御酒

御湯立備物(ママ供)

一、御初穂 式拾四文

釜本御初穂(注4)

一、さん米 壺升

一、湯こし木綿 四尺

一、祝餅 壺重

但し差渡し四寸

一、御酒 壺徳

一、ひよたん杓 壺ツ

一、清キ処ノ赤土 少し

一、セリ 少し

火納備物 (ママ供)

一、米壺升 火ノさん米

一、米六合 火のとび式包ノ事

一、餅四ツ 右入用

一、式拾四文 右入用

一、祝餅壺重 但し差渡し四寸

一、御酒壺徳 火の天外式包 (ママ蓋)

一、米六合 右入用

一、餅四ツ 右入用

一、式拾四文 右入用

吞立入用

一、御初穂 拾式文

一、さん米 三合

一、酒式升入 壺丁

一、肴代 式拾銭

切餅り

一、玉幡 十六

一、銭幡 十六

一、十二ノエトノ幡

一、四季造花 式段

但シ壺段ハ花、壺段ハ字。尤も字繪ハ春ハ梅

二鶯、夏ハ浪ニ鯛、秋ハ垣ニひよたん、冬

ハ水仙。字ハ春ハ霞ノ空、夏ハ白雨、秋ハ

月桂、冬ハあられ。

但シ雛形ハ別ニ袋入ニシテ相添ル

一、八神幡

是ハ神殿ノ内へ四処ヅリナリ。長サ半紙豎四

枚継ノ事

一、御はけ竹 四本

四神幡

但シ二方注連繩ニ十二神幡有之事

但シ長サ見合之事

切餅り紙入用

一、こん紙 八枚

一、かいた 七枚

一、よしの紙 三状

一、片折 式状

一、色紙 六百ニ拾枚

但シ赤黄青ニツわりノ事

一、半紙 拾束

但シ舞幣共ニ

一、色紙 式百枚

是ハ青紙ニテ村中ニ於テ桜花式百本別段相調

候ニ付入用ノ事

但し先例、切筋ノ外ニテ臨時之分ナリ

一、半紙 八状

右同断

借物おぼへ

一、御棚組膳 十二

内六ツ 金森富太郎

六ツ 金重菊三郎

一、膳碗 三十人前

是ハ當度ハ村中ニテ借方致候へ共、差岡ノ節  
ハ買方之事

一、小膳 三十人前

是ハ買方之事

一、茶碗 三十

是ハ買方之事

一、茶吞茶碗 三十

是ハ同断

一、盃 三十

右同断

一、壺升徳 三ツ

右同断

一、手塩皿 六十

右同断

一、大皿 三十

是ハなます皿、右同断

一、かよひ盆 三ツ

是ハ村中ニテ借り方、但し無レ之時ハ買方之事

一、飯鉢

是ハ村中ニテ借り方

一、どびん 二ツ

是ハ買方之分。是し葉かけノ分

一、疊 拾式枚

是ハ買方之事

一、うすへり 六枚

是ハ見合ニテ借方

一、火鉢 五ツ

是ハ買方之事

一、屏風

是ハ村中ニテ借り方。是ハ盤戸舞ノ節入用

一、くつがた

一、釜杓子

一、水たご

一、かゞつ 式ツ

一、鍋 四ツ

右何れも見合ニテ借方

雑費・買物記

一、金三拾九銭 大口壺枚

一、五拾六銭 鯛式枚

一、拾五銭 小鯛

一、拾六銭 もさ

一、三拾銭 たこ

一、三拾三銭 鯛壺枚

一、式拾三銭 いな二十

- 一、〃拾銭 半弁五丁
- 一、〃式拾三銭 あなご
- 一、〃八拾五銭 はまぐり
- 一、〃四拾七銭 鯛老枚
- 一、〃三拾三銭 はも・たい
- 一、〃老銭五厘 ようじ
- 一、〃七銭八厘 墨老丁・筆六本
- 一、〃老円拾九銭 膳三十
- 一、〃七拾五銭 醬油老斗五升
- 一、〃三円 烏帽子十二
- 一、〃拾五銭 米搗賃□□
- 一、〃拾四銭 扇子十六本
- 一、〃式銭 みかん十
- 一、〃老銭七厘 繩百六十五尋代
- 一、〃五銭 湯立せん米代
- 一、〃五厘 繩老房
- 一、〃拾七銭四厘 餅米代
- 一、〃老円七拾銭 半紙老
- 一、〃四拾銭 色紙老束
- 一、〃四銭五厘 吉野紙三状
- 一、〃三銭五厘 こん紙七枚
- 一、〃四銭 かいした紙八枚
- 一、〃拾五銭 色紙百五十枚
- 一、〃七銭 同 四十枚
- 一、〃九銭 片折式状

- 一、〃式拾銭 吞立入用着代
- 一、〃老銭式厘 同 御初穂
- 一、〃老銭七厘 同 さん米三合
- 一、〃式拾老銭 同 酒式升入
- 一、〃式拾銭 色紙式百枚
- 一、〃六拾八銭 手拍子五寸一ツ・神楽鈴一本
- 一、〃老円五拾六銭 提灯代
- 一、〃三円 太鼓代
- 一、〃拾円 幟代
- 一、〃式円四十五銭 幟竿代
- 一、〃三拾五銭 川尻ノ嘉右エ門へ祝銭出ス
- 一、〃三拾五銭 苧染代、眞江木健助
- 一、〃式拾式銭四厘 むしろ八枚・田中富藏
- 一、〃八拾七銭四厘 苧代、三浦奎次郎
- 一、〃式拾四銭 (ママ鈴) 幟錫二ツ、山近権二郎
- 一、〃式拾銭 大山へ面損料
- 一、〃拾銭 甘木へ同断
- 一、〃拾銭 ふえ損料、大光寺 (注5)
- 一、〃七銭 色紙代、江木歌藏
- 一、〃老円三拾銭 長田二人御初穂
- 一、〃五拾銭 内老円祠官、三十銭老人
- 一、〃七銭八厘 三上へ御初穂
- 一、〃六銭 餅米老升三合、江木甚右エ門
- 一、〃拾式銭 同 老升、江木儀之助
- 一、〃老銭 白じゅばん老枚、三浦彦二郎
- 一、〃四円九拾式銭四厘酒代、□□□□
- 一、〃老銭 へにも、同人

一、〃四拾錢三厘 酒式升六合、江木勝藏

一、〃四拾錢三厘 同式升六合、宮本清槌

一、〃三拾錢 舞錫、下村かじや

一、〃六拾錢 幟ワクエ、四人存、大山ノ倉

本分

一、〃式拾六錢貳厘 木綿老反、宮本清槌

一、〃五錢 幟竿取之節舟賃、田中重右工

門

一、〃五拾四錢 半紙三束、広中新之允

一、〃五拾錢 竹安吉三郎、料理方三日分

一、〃拾錢 ほうてう二本、同人

一、〃貳錢 釘代、村重安之助

一、〃老円五拾錢 米三斗、中都早藏

一、〃式円四錢 足袋代、舞子中

一、〃拾六錢 ず四升、久可廣吉

一、〃六拾七錢五厘 酒四升五合、同人

一、〃六拾九錢八厘 酒四升五合、江木甚左工門

一、〃拾五錢五厘 酒老升長田行、右同人

一、〃老錢 へに料、同人

一、〃拾錢 舞錫老ツ、谷佐一

一、〃八拾老錢五厘 松六ブ板五間、廣中民助

一、〃式円七拾錢四厘竹廿四束五合八勺二才、村中

ヨリ出し方分

一、〃五錢 松ノ舞入用ガク板、金重菊三

郎

拂物記

一、金七錢三厘 くづ竹代、有馬正八

一、〃六錢六厘 木引繩代、江木皆藏

一、〃拾七錢 大綱老本、廣中民之助

一、〃拾六錢 同 老本、江木皆藏

一、〃拾三錢九厘 同 老本、山近權次郎

一、〃拾六錢 菊皿十、宮本清槌

一、〃拾六錢 同 十、安村利吉

一、〃三錢老厘 火鉢老ツ、右同人

一、〃拾六錢三厘 菊皿十、平岩作次郎

一、〃式拾四錢 茶碗二十、金重菊三郎

一、〃八錢六厘 茶吞茶碗、右同人

一、〃七錢六厘 手塩十、右同人

一、〃六錢五厘 德利老ツ、右同人

一、〃七錢五厘 手塩十、右同人

一、〃拾貳錢 茶碗十、廣中新之允

一、〃式拾老錢 茶吞茶碗二十、江木勝藏

一、〃七錢三厘 手塩十、村重安之助

一、〃六錢七厘 盃十、右同人

一、〃式錢七厘 火鉢一ツ、右同人

一、〃六厘 飯杓子二本、右同人

一、〃式拾六錢五厘 天外綱、右同人

一、〃三円式拾貳錢貳厘疊十二枚、右同人

一、〃七錢三厘 手塩十、金森富太郎

一、〃六錢八厘 盃十、右同人

一、〃七錢四厘 手塩十、廣中民之助

一、〃拾八錢七厘 薪残り、右同人

一、〃七錢三厘 手塩十、山近權次郎

一、〃三錢五厘 木綿切、右同人

一、〃六錢七厘 盃十、藤重幸槌

一、〃五錢八厘 德利一ツ、右同人

一、〃五錢九厘 同 一ツ、右同人

一、〃四拾錢 膳十、右同人

一、〃式錢九厘 火鉢一ツ、片山彦四郎

一、〃三錢 同 一ツ、山下勘次郎

一、〃式錢四厘 杓耆本、谷佐一

一、〃耆錢八厘 木綿切、右同人

一、〃式錢六厘 杓耆本、江木皆藏

一、〃五錢九厘 金ノ綱、江木皆藏

一、〃式錢 かゆ杓子五本、木村熊藏

一、〃三厘 飯杓子一ツ、山近八百藏

一、〃三拾五錢 膳十、安村直七郎

一、〃三拾七錢九厘 同十、善岡文次郎

一、〃拾錢 擔桶一ツ、藤野吉太郎

一、〃六錢三厘 木綿切、用田ノ文次郎

一、〃三錢一厘 木綿切、片山仙次郎

一、〃拾三錢六厘 松板一間、右同人

一、〃式拾六錢九厘 同 式間、江木品次郎

一、〃三錢耆厘 天外綱、山近源兵衛

一、〃拾四錢五厘 松板一間、金森富太郎

一、〃拾錢 ぬか、宮本清槌

一、〃七錢耆厘 油残り、徳共二、江木勝藏

一、〃耆錢六厘 ようじ、山下勘次郎

一、〃三錢九厘 ほうてう一本、宮本清槌

一、〃四錢六厘 同 耆本、森本音藏

一、〃八拾三錢七厘 白米耆斗五升五合、江木勝藏

一、〃式四三拾四錢耆厘竹式拾耆束五合五勺五才。但九寸。一本新竹二付右直段。

但シ耆束二付拾耆錢宛。

山近權次郎

ハ拂

廣中民之助

元米貸附

一、米四斗五升 ○田中富藏

一、米六斗七升五合 富弘徳次郎

一、米耆斗耆升式合五勺 山近源兵衛

一、米耆斗式升耆合五勺 安村儀作

一、米四斗五升 森本音藏

一、米四斗五升 安村房藏

一、米式斗式升五合 片山彦四郎

一、米四斗五升 廣中民之助

一、米式斗式升五合 江木友次郎

一、米耆斗耆升式合五勺 弘高仲次郎

一、金六拾七錢八厘 田中富藏

廿二年旧正月五日、元利返納済

一、〃式円 村上新次郎

金拾八錢六厘、廿年十一月ヨリ廿一年十二月迄

一、〃九拾三錢 谷新

一、〃九拾五錢三厘 眞江木貞七

貸附米金利請方記

一、リ米式斗耆升六合受取

一、利金三拾式錢五厘 田中富藏

一、リ米三斗式升四合受取 富弘徳次郎

一、リ米五升四合

代式拾七錢 受取 山近源兵衛

一、リ米五升八合三勺式才

代式拾九錢式厘受取 安村儀作

一、リ金壹円四十四錢受取

一、リ金四拾四錢六厘受取 村上新次郎

一、リ米式斗五升五合四勺五才

代式円貳拾七錢七厘 谷 新

一、リ金四拾五錢七厘受取

一、リ米式斗壹升六合 右同人 眞江木貞七

一、リ米式斗壹升六合

代式円八錢 受取 森本音藏

一、リ米式斗壹升六合受取

一、リ米壹斗八合 受取 安村利吉

一、リ米式斗壹升六合

代式円八錢 受取 廣中民之助

一、リ米五升四合

代式拾七錢 弘高仲次郎

米壹石八斗式升五合七勺七才

金式円六拾六錢八厘

貸付米金利

一、米式斗壹升六合

一、金三拾式錢五厘

一、米三斗式升四合

代式円七十八錢六厘 富弘徳次郎

一、五升四合

一、五升八合三勺式才

山近源兵衛

○田中富藏

代五十錢式厘

○安村儀作  
○弘高仲次郎

一、五升四合

谷 佐一

一、式拾五錢受取

源兵衛

一、式斗壹升六合

代式円八十五錢七厘 廣中民之助

5. 大正十二年の祭事記録

大正十二年四月二十二日

御神樂諸費損

中岡寿一

勘定 江木藏次郎

安村 忠

記

一、本年神樂ハ舞子中ヨリ奉納ニ付、村中役附。但シ將來村中引受ニシテ神樂舞ノ節ハ、明治二十年ノ帳ヲ見合セ、役附可レ致候事

神殿木

中柱 村上才助

金森光行

中岡寿一

角柱 田中周太郎

藤重長一

善岡文次郎

間柱 片山為次郎

村上才助

登松 中岡義雄

五穀俵 二、中都利作

一、三浦彦太郎

一、中岡寿一

一、片山和一

一、樋口柳助

一、大谷吉藏

一、金重春吉

一、山近金槌

一、宮本力松

一、江木彦一

一、椿 治三郎

一、神殿及仕出場之間敷・屋根竹・コモ・縄等ノ儀ハ先年ノ帳ヲ見合セノ事。(尤)最モ、八閔ニ付、壹戸分コモ六尺長參枚、繩五十尋參房。

一、神殿其他御備物等ハ明治參拾八年ノ帳ヲ見合ノ事

一、切筋ノ儀ハ先年帳通りニ付略ス

一、十二ノ神楽舞

一、八閔ノ事。但シ松登リ

神職

長田清房

三上從寿

岡田新吉

(買物扣・売払・米及金利入・貸付記は省略)

6. 昭和四年の祭事記録

昭和四年四月貳拾壹日

御 神 樂 諸 扱

藤重長一

勘定 金森光行

江木藏次郎

記

当宿

勘定

江木藏次郎

江木藏次郎

江木寿一

藤重長一

金森光行

谷 佐一

末廣誠一

谷 佐市

長田清房

三上從寿

岡田新吉

賀屋

集来 六職奉文祭

舞子役割

片山頼男

安村信明

田中 忠

田中 護

田中 忠



諸神勘定 (ママ讀)

江木勝馬  
植松克己

神明  
手力雄

田中 護  
藤重 稔

加藤元助  
江木勝馬

三寶鬼神  
劔女

金森秀男  
片山頼男

注連瀧水

富弘義知  
片山國男

全奉吏

田中 豊

荒靈豊鎮

山根福男  
田中 豊

弓箭將軍

加藤元男

金森秀男  
片山頼男

一童

富弘義知  
山根福男

藤重 稔  
山近棟生

二童

山近棟生  
山根福男

神種

末廣正人  
重岡伊三郎

五龍地鎮

片山國男

真榊對應内外

山近棟生  
片山國雄

兒童

田中 豊

敷太刀

末廣正人  
片山國雄

部眷僕

田中 護

柴鬼神

藤重 稔  
末廣正人

黃龍王

山近棟生  
藤重 稔

奉吏

末廣正人  
田中 豊

祭祀文撰

田中 忠

愛宕八幡

八関作法  
案内

靈劔

田中 忠

日本記

重岡伊三郎

操出

山近棟生

天津岩戸

田中 忠

第一

片山國雄

惣神楽

安村信明  
江木勝間

鬼

末廣誠一  
安村喜一  
中元軍一

第二鬼

植松 幾  
田中 豊

第三鬼

木村精作

第四鬼

加藤元男  
廣中縫之助

第五鬼

山根福男  
富弘類知

第六鬼

金森秀男  
藤重長一

第七鬼

末廣正人  
重岡伊三郎

第八鬼

藤重 稔  
山近金槌

神樂

富弘義知  
江木勝馬  
田中 護

松上り

植松克己  
安村信明  
藤野長一

松木八本

神殿木

中柱

中岡寿一

全

藤重長一

角柱

外六名  
田中周太郎  
江木又次郎  
片瀬才市

間柱

右全人

松登り木

廣中二郎

但し十三尋

片瀬才市

江木品次郎

神殿ヨリ松上リノ処マデ、長サ式拾間ノ事。

但シ八間ノ義ハ神殿ヨリ式間除キ、夫ヨリ九尺宛除ク事

松登リ木ノ所ハ式間四方

大綱參本。但シ、下ナイ四十尋ノ事。下ナイ二十四本ニツ合

セノ事

一、神殿ノ義ハ四間四方ノ事

一、仕出場ノ義ハ參間半四方ノ事

一、神殿屋根竹之義ハ村中藪持ヨリ出シ合ノ事。但シ、時價ニテ

買上ゲ、相濟次第賣拂ヒノ事

一、コモハ村中戸別參枚ツツ出ス事

一、繩ハ戸別參房宛出シ合セノ事

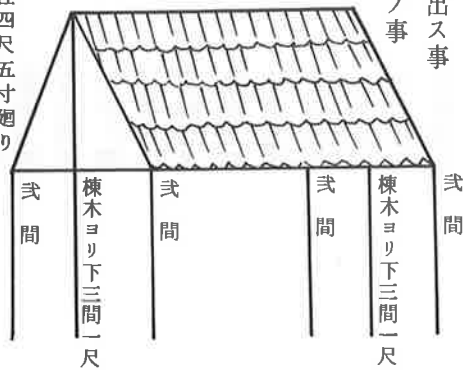
一、むしろは百式拾枚

一、疊拾式枚

一、板六分、八間

右買上ゲノ事

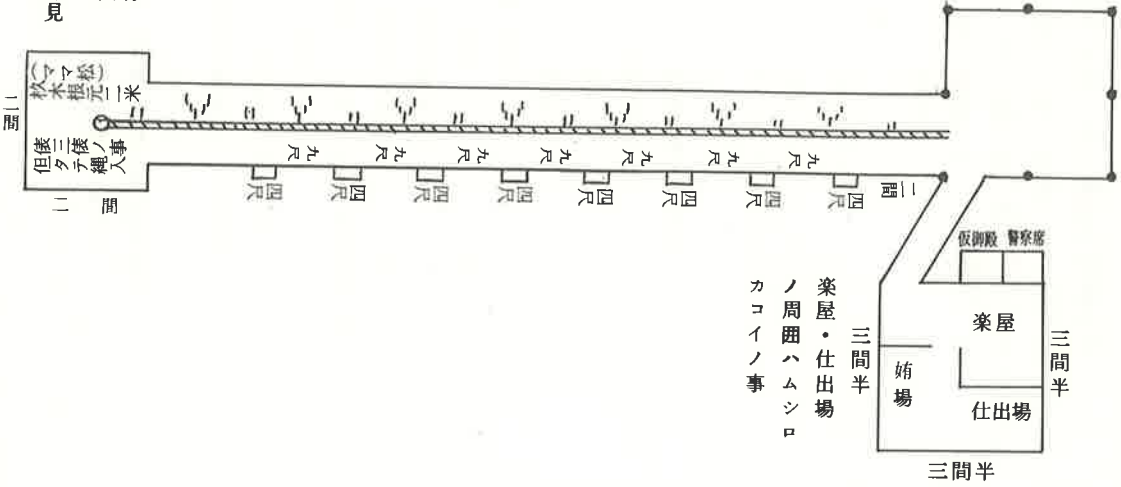
一、神殿其他左之図式ノ通り



事ノ余寸五尺二ハ島柱

中柱四尺五寸廻リ  
角柱三尺廻リ  
間柱二尺廻リ

木札ハ先例ノ分  
ヨリ不残荒玉社  
御殿ニ備置候  
ニ付、入用ノ節見  
合セノ事



献立

(省略)

御棚備物  
(ママ供)

一、御初穂 拾式文

一、祝餅 式重

一、御酒 壺升

一、掛鯛 式尾

但シ老枚ニ付老尺二寸、目方四百匁

一、米老升式合 御棚組繕拾貳繕ノ事。  
(ママ膳)

一、御水 新たご壺ツ

一、五穀俵 拾式俵

一、白木綿 壺反

御飯御殿備物  
(ママ供)

一、祝餅 壺重。但シ差渡し五寸

一、さん米 参合

一、御酒 壺徳

御湯立備物  
(ママ供)

一、御初穂 式拾四文、釜本御初穂

一、さん米 壺升

一、湯こし木綿 四尺

一、祝餅 壺重。但差渡し四寸

一、御酒 壺徳

一、ひうたん杓 壺ツ

一、清き所の赤土 少シ

一、セリ 少シ

(ママ供)  
火納備物

- 一、米壹升 火の散米
- 一、米六合 火のとび式包の事
- 一、餅四ツ 右入用
- 一、式拾四文 右入用
- 一、祝餅壹重
- 一、御酒
- 一、米六合 火の天外式包
- 一、餅四ツ 右入用
- 一、貳拾四文 右入用

吞立入用

- 一、御初穂 拾式文
- 一、散米 参合
- 一、酒 式升入壹丁
- 一、肴代 式拾銭

切飾

- 一、玉幡 拾六
- 一、錢幡 拾六
- 一、十二ノエトノ幡 貳組
- 一、四季造花

但シ壹組ハ花、壹組ハ字。尤モ絵ハ、春ハ  
柳ニツバメ、夏ハ浪ニ鯛、秋ハ垣ニひようたん、  
冬ハ水仙。字ハ、春ハ梅花、夏ハ卯ノ花、秋  
ハ明月、冬ハ玉笹。但シ雛形ハ別袋入

一、八神幡

是ハ神殿ノ内ヘ四処ツツ也。長サ半紙縦四枚

繼ノ事

- 一、御はけ竹 四本、四神幡
- 一、六十四神幡
- 一、鳥居 二十四枚

切飾り紙入用

- 一、こん紙 拾枚
  - 一、赤大 五拾枚
  - 一、金紙金紙 三枚
  - 一、銀紙銀紙 三枚、八閔鏡用
  - 一、浅黄 一束
  - 一、黄 四帖
  - 一、青 一束六帖
  - 一、赤 一束七帖
  - 一、半紙半紙 七帖
- 但シ舞幣共、<sup>一束五帖</sup>及諸帳簿其他一切

外入用品

- 一、墨汁 サイダピン一本
- 一、ノリ 三十銭
- 一、香梅 五十銭
- 一、麻オ 四十銭
- 一、フ糸 二十銭
- 一、釘一半 百匁
- 一、釘金瓦止ニ使用位 二百匁
- 一、オ 百六十匁
- 一、染粉 二十銭

収入

- 金八拾貳円六拾參錢 売上代
- 金拾円 松本御祝儀
- 金壹円也 さい錢神樂料共
- 金貳拾七円七拾七錢 貸附米利子
- 金貳拾壹円 日役賃
- 金九拾五円 共有金
- 二百三十七円四十錢
- 一、八拾八円四拾錢也 一戸ニ付一円七十錢宛出金、  
五十二戸分
- 収入金參百貳拾五円八拾錢

神樂ニ付諸品賣拂記

(省略)

支払

(省略)

- 金五拾錢 大山へ舞道具御礼
- 金五拾錢 甘木へ前全
- 金五拾錢 下村へ前全
- 金拾錢 持国へ舞道具御礼

(略)

- 支出ノ參百円五拾壹錢
- 差引貳拾五円貳拾九錢

貸附金

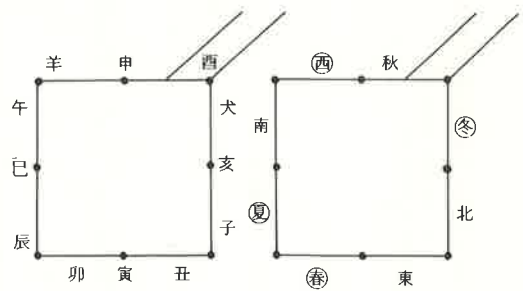
昭和四年四月貳拾壹日改  
(略・八人)

米貳石七升五合

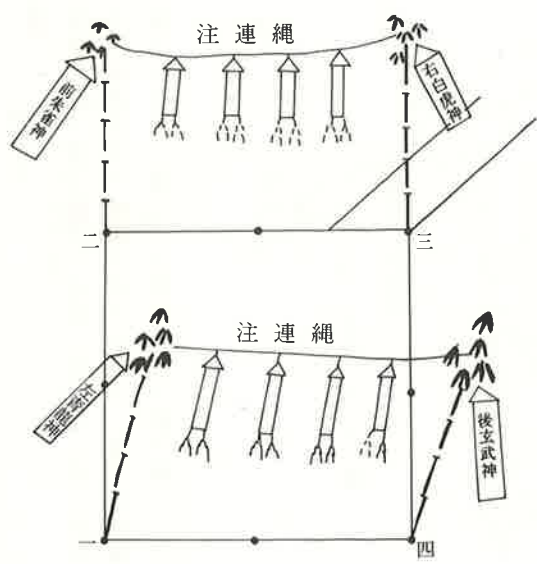
金九拾五錢參厘  
右米金利子、年八朱ノ事

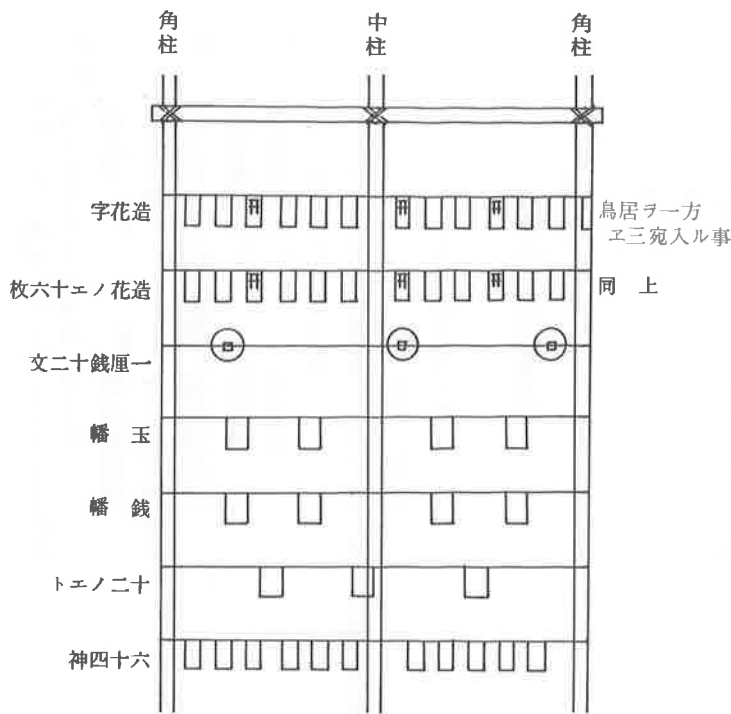
切飾作法

左記神殿ノ図ニヨリ心得ベキ事

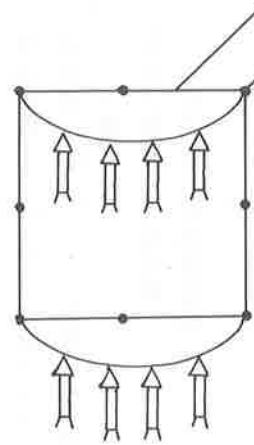


左記図ノ通、オハケ竹四本、小屋外部ニ立テ、東方ト西方ニ図之通、注連繩ヲ引キ、八神幡ヲサゲル事

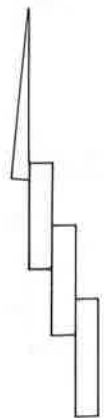
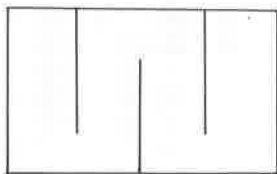




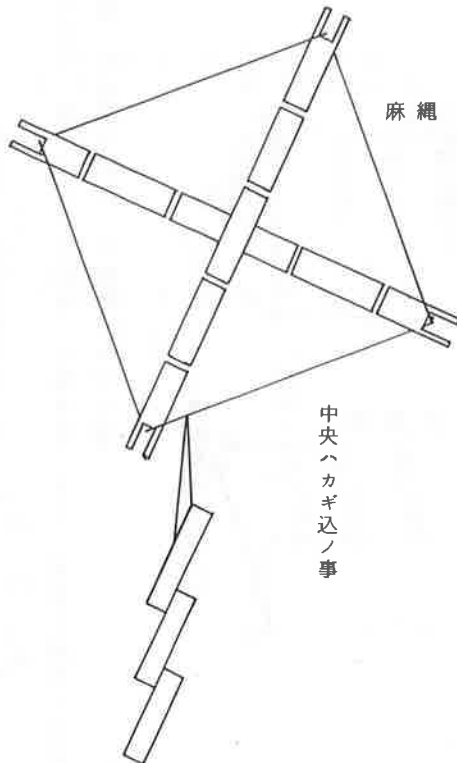
七段飾ノ作法ハ左記図面ト心得ベシ



八関ノ裏ノ幡ハ、小屋ノ内へ、東方ト西方ニ注連繩ヲ引キテ下ル

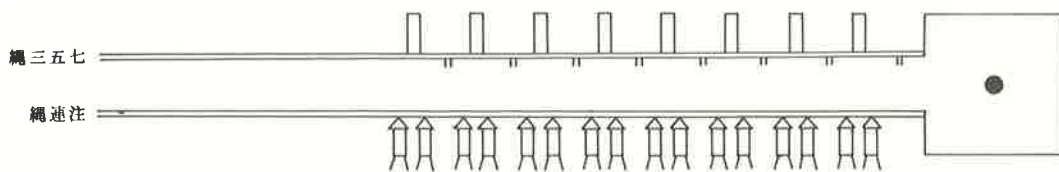


麻繩ニ取附ケル幣ハ、一個ニ付半紙五帖入用ニシテ、左記図ノ通り切り、一方ヲヨリテク、ル事



天蓋  
天蓋ハ左記図面ノ通、直径一寸位ノ竹ヲ尺二寸ニ切り、組合セ、両ハシヲカギ込ミテ、麻繩ヲ以テシバリ、幣ヲ下ル事。米三合及賽銭・餅ヲ白木綿ニ包ミ、中央ニククリ置ク事

八関ノ幡ハ左記図面通り、鬼小屋ノ前ニ七五三繩ヲ引キ、向側ニ  
注連ヲ引キテ八関ノ幡（十六）ヲ下ル事

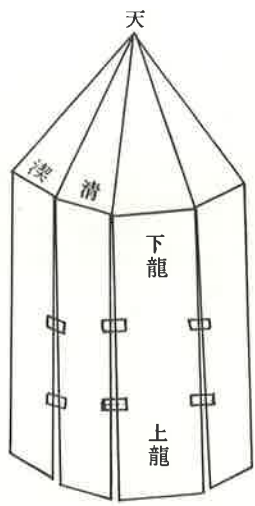


びやつかい  
掘物ハ、上リ龍・下リ龍。但シカンタンノ場合ハ字ニテモ可。其  
場合ハ左記ト知ルベシ

天神地祇八百万神

白蓋

びやつかいの屋根ハ図面の如く、竹ニテ八角ヲ調製シテ屋根形ヲ  
作り、各々角ニハ色紙ヲ以テ長キ幣ヲサゲ、所々五六分、中ノ色  
紙ヲ以テ裏表両方ヨリノリ止トスル事



神樂舞廼諸神

四神ノ幡

前朱雀神二

後玄武神四

左青龍神一

右白虎神三

八関ノ幡

伊久牟須日命

多磨牟須日命

美遺都命

右□路主命

多留牟須日命

大美屋本命

堂加美尤須日命

乾天金神

允澤神

離宮感神

震木神

巽風神

坎辰神

艮山神

坤土神

八閔之裏

國弘加利尊初閔

天潜尾尊才二閔

七法神尊才三

天香山鼻才四

天日尾尊才五

天活玉尊才七

天糖戸尊才六

天背計女才八

八神之幡

神皇產靈尊

高皇產靈尊

足產靈尊

生產靈尊

玉產靈尊

大宮賣尊

御食洋尊

事代主尊

三十二神供奉神

天香語山命

天櫛玉命

天糖戸命

天御蔭命

天背男命

天三降命

天活玉命

天下春命

天鈿賣命

天道根命

天明玉命

天造日女命

天玉櫛彦命

天日神命

天少彦根命

天月神命

天太玉命

天牟良靈命

(注6) 天巴牛命

天斗麻耨命

天湯津彦命

天乳速日命

天伊左布菟命



天兒屋根命

天榎野命

天野立命

天神菟命

天八坂彦命

天表春命

天伊岐志爾保命

六十四神（神名数不足二付、後頁参照ノ事）

天潜尾命

木潜尾命

天日尾命

天破塔命

國加利命

愛護尾命

下法神命

百白神命

水潜尾命

土潜尾命

天日尾命

天破法命

國加寶命

國加國命

解法尾命

地子尾命

天破神命

愛鬘尾命

上法神命

地鏡神命

荒玉神命

河内神命

愛宕神命

明劔神命

八幡神命

六十四神

（前頁三十二神ヲ合シテ、  
通津舞子帳ニ依ル）

天潜尾命

水潜尾命

地潜尾命

木潜尾命

火潜尾命

土潜尾命

石潜尾命

金潜尾命

天日尾命

天月尾命

天子尾命

地子尾命

天破法命

天破仁命

天破神命

國加利命

國加寶命

國加國命

愛鬘尾命

愛護尾命

解法尾命

覺耳尾命

上法神尊

下法神尊

言神中尊

天鏡神尊

地鏡神尊

百百神尊

千千神尊

万万神尊

(より) 從レ是不時ニ飾ル可キ旗

天氣順行風雨順時

家内安全五穀成就

村中繁昌子孫長久

天下泰平国家安全

びやつかい(白蓋)

謹請天神地祇八百萬神降靈此座

東日光神

西月光神

武鎮ノ幡

天穗日命

大背飯三熊大人

武甕槌命

經津玉神

神代

天之御中主大神、開闢元始ノ神ナリ

高皇彥靈神

神皇彥靈神

伊弉諾神

伊弉冊神

天照太神神

產土大神

7、昭和十年の祭事記録

昭和拾年四月二十八日

御神樂諸扱

勘定 江木藏次郎

外

記

當宿

勘定

江木藏次郎

江木藏次郎

江木又次郎

藤重長一

安村喜一

江木寿一

金森光行

山近金槌

植松秋次郎

田中卯一

藤野長一

末廣誠一

山近一人

真江木一郎

富弘類知

切節主任

助手

舞子世話方

末廣誠一

藤野長一

植松秋次郎

江木寿一

江木藏次郎

神官賄料理方當宿持

但シ料理人ハ多田亀次郎

神官

長田正彦

三上從壽

岡田新吉

舞子役割

集来

末廣誠一

六職幸文祭四

植松哲夫

村重一二三

金森富行

善岡 泉

田中 萬

藤重 真

金重 幸

江木 實

中元善之

中都恒人

富弘善知

田中 忠

田中忠男

田中 護

加藤 宝

荒靈豊鎮

注連灑水

諸神勸定  
(ママ請)

神種

靈劔

敷太刀

真榊對應内外

柴鬼神

奉吏

愛宕八幡

日本記

天津岩戸

惣神樂

田中 豊

田中 忠

藤重 稔

金森秀男

金森秀男

加藤 宝

加藤 宝

田中忠男

藤重 稔

富弘義知

田中忠男

富弘義知

金森秀男

藤重 真

植松哲夫

江木 實

中都恒人

中元善之

藤重 稔

金森秀夫

田中 忠

田中忠夫

富弘義知

松本義人

田中 護

金重 幸

田中 豊

全奉吏

三寶鬼神

手力雄

神明(ダイジン)

手力雄

劔女

弓箭將軍

五龍地鎮

一童 加藤 宝  
二童 金森秀男

金重 幸

江木 實

松本義人

田中 護

植松哲夫

片山國男

田中 忠

所務分省略ニ付役割無シ

八関作法

案内

松本義人

江木 稔

金森秀男

藤野長一

末廣誠一

加藤 實

中元軍一

田中 護

重岡伊三郎

田中忠夫

藤重 稔

金重 幸

片山國男

植松克己

田中 豊

山根福男

藤重長一

才七奉吏

鬼

才八奉吏

鬼

神楽

木村猪作

善岡茂一

田中 忠

富弘類知

金森富行

田中 萬

善岡 泉

村重一二三

富弘義知 二十一才

松登ハ

神殿木

松木八本

中岡義男

中岡寿一

藤重長一

廣中セキ

江木又次郎

森角宗栢

安村利吉

江木寿一

登り松 (但シ十六尋半) 江木 亀

神殿ヨリ松登ノ所迄長サ貳拾間ノ事

但シ八関ノ義ハ神殿ヨリ貳間除キ夫ヨリ四尺ノ小屋ヲ設ケ九尺  
ヲキノ事

登り松ノ所ハ貳間四方ノ事

大綱(登り松用) 参本

但シ下ナヒ四十尋ノ事 下ナヒ二十四本三ツ合セノ事

一、神殿ノ義ハ四間四方ノ事

一、仕出場ノ義ハ參間半四方ノ事

本年ハ特ニ天氣ノ都合上、半分程天幕張トス

一、神殿用屋根竹ノ義ハ金森三束五合、藤重長一三束、下組共有竹六束、時價ニテ買上ゲ(束五十錢)

一、登リ松用大竹ハ江木藏次郎ヨリ六本(二束五合)買上ゲノ事

神殿用桁棟木ハ木村万藏買入ノ杉丸太ヲ借用ス

一、コモハ村中戸別參枚宛出ス事

一、繩ハ戸別一束(御宮屋根葺用一ボー共)出シ合セノ事

一、ムシロ百貳拾枚、江木彦一、中都利作ヨリ買入

一、疊拾貳枚(一枚二円二十錢也)、田原朝枝ヨリ買入

一、松八分板、八坪。一坪一円五十錢。同六分板、貳坪。一坪八十錢。片溼市次ヨリ買入

一、松出シ用大綱三本、各組ヨリ出シノ事

一、神殿其他ノ圖ハ昭和四年及明治二十年ノ帳見合セノ事。本年ハ記載省略ス。

肴 はず

にぞみ

酒 汁

以下見合セ

二十八日ノ晝食ハ

酒肴持出シノ事

御棚供物

一、御初穂 拾貳文

一、祝餅 貳重

一、御酒 新樽貳升入

一、掛鯛 貳尾

但シ一枚ニ付壹尺六寸、目方八百匁。普通、

一、米 一尺二寸ニテ四百匁位ニテヨシ

一、 壹升貳合

一、 御棚組繕十二繕ノ事。一膳ニ付一合宛

一、 御水 新タゴーツ

一、 五穀俵 拾貳俵

一、 白木綿 壹反

一、 七五三繩 一本

一、 榊 一本

一、 御仮御殿ソナヘ物

一、 祝餅 壹重

一、 但差渡シ五寸

一、 散米 參合

一、 御神酒 一徳

一、 七五三繩 一本

まかなひ

二十八日晚

引受 江木藏次郎

藤重長一

金森光行

吸物 肴切身

椎茸

皿 鯛さしみ

青み きうど

平 大めばる

中ちよこ (肴あられ身 青味うど)

- 一、榊
- 一、小鯛 一尾

御湯立供物

- 一、御初穂 二十四文

釜本御初穂

- 一、散米 壹升

- 一、湯こし木綿 四尺

- 一、祝餅 壹重

さし渡し四寸

- 一、御酒 壹徳

- 一、ひようたん杓 壹ツ

- 一、清き所の赤土 少シ

- 一、セリ 少シ

- 一、藁スボ 壹ツ

差渡し六寸、廻り五寸位。釜ノ中ニ浮べ、弊

ヲ立テル

- 一、八ツ足入用

火納供物

- 一、米壹升 火の散米

- 一、米六合 火のとび・貳包の事

- 一、餅四ツ 右入用

- 一、貳拾四文 右入用

- 一、祝餅壹重

- 一、神酒

- 一、米六合 火の天外貳包

- 一、餅四ツ 右入用品

- 一、金貳拾四文 右入用

吞立入用

是ハ以前、切節の始めに当り、御頼み方々丁場確めとして持参せしものなれど、本年度に於ては是に相當するものなけれど、先例に依り茲に記載ス

- 一、御初穂 拾貳文

- 一、散米 参合

- 一、酒貳升入 壹丁

- 一、肴代 貳拾銭

切節

- 一、玉幡 拾六

- 一、錢幡 拾六

- 一、十二のエトの幡

- 一、四季造花貳組

但シ壹組ハ字、壹組ハ花

繪ハ、春、柳につばめ。夏、浪に鯛。秋、垣

にひようたん。冬、水仙

字ハ、春、櫻花。夏、卯の花。秋、明月。冬、玉笹

- 一、八神の幡

是ハ神殿の内へ四処ツル也。長サ、半紙縦四

枚継の事

- 一、御はけ竹四本

四神幡

- 一、六十四神の幡

- 一、鳥居 二十四枚

切飾紙入用

- 一、こん紙 拾枚
- 一、赤大 五拾枚
- 一、金紙 三枚
- 一、銀紙 三枚、八関鏡用
- 一、浅黄 一束
- 一、黄 四帖
- 一、青 一束六帖
- 一、赤 束七帖
- 同きずき七帖

一、半紙 壹メ  
但シ舞弊諸帳簿其他一切共

外入用品

- 一、墨汁 サイダビン老本
- 一、のり 参拾銭
- 一、香梅 五十銭
- 一、麻才 四十銭 (百六十匁)
- 一、ふ糸 二十銭
- 一、釘 壹半百匁
- 一、針金瓦止に使用 貳百匁
- 一、染粉 二十銭

貸附記

昭和拾年四月二十八日改

- 一、米壹斗壹升貳合五勺 植松秋次郎
- 一、米壹斗壹升貳合五勺 安村儀作

一、米四斗五升

森本奈津

一、米四斗五升

支拂済 安村利市

一、米貳斗貳升五合

支拂済 元利九百八十銭 十四年旧正月五日入 片山彦四郎

一、米貳斗貳升五合

支拂済 江木和十

一、米五斗

支拂済 谷 正生

一、金九拾五銭参厘

支拂済 眞江木十郎

右米金利息年八朱の事

一切飾作法

右ハ昭和四年度ノ帳簿に記載シアレバ、本帳ニハ省略ス。入用の場合ハ右帳簿見合セノ事

賣拂

- 参田参拾銭 ムシロ二十 藤本長槌
- 参田六拾老銭ムシロ二十 中都利作
- 老田八拾老銭ムシロ十 尾崎梅之進
- 老田八拾五銭ムシロ十 中元郡一
- 老田九拾銭 ムシロ十 尾崎梅之進
- 五円七拾七銭ムシロ三十 江木又次郎
- 老田七拾五銭ムシロ十 富弘類知
- 老田八拾八銭ムシロ十 岡崎宗男
- 五拾老銭 白木綿 貴船 守
- 拾参銭 フ糸残 田中周太郎
- 参拾五銭 皿 椿 治三郎
- 参拾銭 盃 重岡伊三郎
- 貳銭 大綱 江木百助
- 拾銭 大ツナ 片山庄一

四円六拾八錢タ、ミ三枚 藤野長一  
 四円六拾六錢タタミ三枚 中元郡一  
 四円八拾錢 タタミ三枚 中元郡一  
 参円貳拾錢 疊二枚 藤野長一

参拾錢 竹 片山  
 八拾錢 板 片山庄一

六拾五錢 板 樋口柳助  
 八拾錢 板 村重伊作

壹円参拾錢 板 樋口柳助  
 壹円参拾錢 板 安村儀作

老円参拾錢 板 江木彦一  
 貳円六拾錢 板二坪 岡崎宗男

貳円六拾錢 板二坪 金森光行  
 拾老錢 才 江木丈太郎

貳拾老錢 トク 樋口柳助  
 貳拾老錢 トク 片山庄一

六拾錢 タゴ 村重伊作  
 金参円六拾錢竹十二束代 片山仁一

金六拾錢 米貳升 江木丈太郎  
 金拾五錢 シヤク

金五拾錢 チャワン  
 計六拾円〇五錢

金参拾五円参錢 貸附米利息元共  
 金九拾貳円 戸別割出金

内訳  
 八拾八円也 四十戸分。一戸二付二円二十

四円也 錢  
 四戸分。一戸一円

金壹円四拾錢 貸附金元利 眞江木分八  
 金四拾参円 共有金出金  
 收入 合計金貳百参拾壹円四拾八錢

支拂

一、金貳拾参円拾老錢 江木店

一、金九円 鯛代

一、金貳拾六円四拾錢 疊代 (マヤ朝) 浅枝

一、金拾参円七拾錢 板代 片漕

一、金拾五円七拾五錢 ムシロ七十五枚 中都

一、金拾貳円 ムシロ六十枚 江木彦一

一、金拾参円 御初穂

一、金参円 エト書代 岩重

一、金五拾錢 大山御礼

一、金五拾錢 甘木御礼

一、金貳拾錢 持國御礼

一、金貳円 谷正生御礼

一、金八円 メン塗替 金森

一、金貳拾円 舞子御礼

一、金四円 富弘松のぼり御礼

一、金五円 八関連中御礼

一、金拾五円 當屋御礼

一、金参円 竹六束代 下組共有

一、金壹円五拾錢 竹三束 藤重長一

一、金壹円七拾五錢 竹三束五合 金森光行

一、金壹円五拾錢 竹三束 江木藏次郎

一、金貳円 神樂當日手傳二人役代



昭和拾六年四月三日  
御神樂諸損  
勘定 藤重長一  
外九名

記

當宿 藤重長一  
勘定 江木又次郎  
藤重長一  
安村喜一  
江木寿一  
金森光行  
山近一人  
重岡伊三郎  
田中卯一  
片山庄一  
藤野長一  
末廣誠一  
山近一人  
藤重 稔  
片山國夫  
富弘類知  
末廣誠一  
藤野長一  
重岡伊三郎  
江木寿一

切飾 主任

助手

舞子世話方

舞子世話方  
江木寿一

- 一、金四円貳拾四銭 電燈料
- 一、金拾円八拾銭 御殿フキ替
- 一、金八銭 小銭取替
- 一、金七拾五銭 御殿修理大工賃
- 一、金八円五拾銭 神服代
- 一、金貳拾円六拾五銭 末廣店拂
- 一、金拾八円五拾六銭 紙代一切 末廣誠一
- 一、金壹円八拾六銭 米六升代 片山庄一
- 一、金參拾貳銭 アゲ四丁代 片山庄一
- 一、金拾五銭 トーフ六丁 江木本家
- 一、金五銭 トーフ二丁代 江木本家
- 一、金貳拾五銭 木代 片山
- 一、金貳拾壹円 切飾人役代 末廣誠一
- 但シ切飾人役ハ參拾貳人役。其内神殿掛人役差引貳拾壹人役
- 一、金五拾銭 ヨーラク修理、金物買入代
- 一、金壹円七拾銭 酒二本 藤重長一
- 一、金四拾五銭 カンヅメ三ツ 末廣店
- 一、金參円參拾八銭 江木勉強店
- 内訳
  - 八十銭 茶碗二十
  - 九十銭 炭壹俵
  - 十三銭 箸
  - 壹円五十五銭白米五升
- 一、金拾九銭 繩一束一房 森本奈津
- メ貳百七拾四円參拾四銭
- 差引參拾七円四拾六銭不足

神官 神官 當宿持。但シ料理人ハ多田亀次郎  
片山庄一  
長田正彦

三上從壽  
三上從正

舞子役割

集来

六職 幸文祭

片山國男

金森隆美

安村政人

江木壽男

中都茂人

田中 勲

安村正人

中元善之

善岡 泉

中都恒人

田中 萬

中元善之

樋口義人

田中 薰

中都恒人

田中 豊

片山國男

中都恒人

樋口善人

金重 幸

金重 幸

荒靈豊鎮

神種

靈釵

敷太刀

眞神對應内外

樋口義人

中元善之

藤重 稔

金重 幸

樋口義人

中都恒人

重岡一三

愛宕八幡

奉吏

日本記

天津岩戸

惣神樂

金森隆美

江木壽男

中都義人

田中 勲

安村正人

藤重 稔

金森秀夫

田中 萬

中都恒人

田中 薰

中都義人

江木壽夫

田中 豊

樋口義人

片山國男

田中 萬

田中 薰

善岡 泉

神明(ダイジン)

手力雄

釵女

三寶鬼神

全奉吏

弓箭將軍

一童

二童

五龍地鎮

五龍地鎮

五龍地鎮

五龍地鎮

五龍地鎮

五龍地鎮

五龍地鎮

兒童

部眷僕

黃龍

祭祀文撰

八関作方

案内

靈劔

操出

才一奉吏

鬼

才二奉吏

鬼

才三奉吏

鬼

才四奉吏

鬼

才五奉吏

鬼

才六奉吏

鬼

才七奉吏

鬼

才八奉吏

神樂

中元善之

中都恒人

片山國男

所務分省略ニ付役割無シ

善岡 泉

重岡 一三

藤野長一

末廣誠一

中都恒人

中元郡一

中元義之

重岡伊三郎

田中 萬

片山國男

樋口義人

江木幾一

植松哲夫

山近棟生

金重 幸

善岡義一

金森富行

藤重長一

田中 薫

田中 豊

金森隆美

江木壽男

松登

藤重 稔

神殿木

松八本

右ハ江木龜氏所有貞清墓地岡松山、木村万吉氏買受

ケラレタル内ヨリ借用ス

登り松

杉材(楡及棟木)

片瀨氏ヨリ借用

中岡義雄

神殿ヨリ登松ノ所迄、長サ式拾間ノ事。但シ八関ノ義ハ神殿ヨリ

二間除キ、夫ヨリ四尺ノ小屋ヲ設ケ、九尺オキノ事

大綱(登り松用)三本。但シ下ナヒ四十尋ノ事。下ナヒ二十四本、

三ツ合セノ事

一、神殿ノ義ハ四間四方ノ事

一、仕出場ノ義ハ参間半四方ノ事

一、神殿用屋根竹ノ義ハ十五束買入(単・八五〇)外モ一ツ竹

三本

右江木村一ヨリ八束三合、江木又次郎ヨリ六束六合、村上

才助ヨリモ一ツ竹

一、登り松用大竹ハ藤野長一ヨリ参本尺一巻本、尺式本、代二円三十銭

一、コモハ村中戸別参枚宛出ス事。但シ本年度ハ不足勝ニ付、四

十戸標準トスル折ハ、一戸四枚宛必用ニ付附記ス

一、縄ハ戸別一束(御宮屋根フキ用一ポー共出シ合セノ事)。但

シ本年度分不足ニ付、四十戸標準トスル時ハ一束一ポー必要

ニ付附記ス  
一、ムシロ百二十枚、江木彦一・中都利作ヨリ買入

- 一、疊拾式枚（一枚五・五〇）。田原朝枝ヨリ買入
  - 一、松八分板、八坪（坪當三・六〇）買入
  - 一、並六分板、二坪（坪當三・〇〇）買入
  - 一、松出シ用大綱、各組ヨリ三本宛出ス
  - 一、神殿其他ノ圖ハ昭和四年ノ帳見合せノ事。
- 本年ハ記載省略ス

神官賄ヒ

四月式日晚

引受

- 藤重長一
- 藤野長一
- 安村喜一
- 金森光行

肴切身  
吸物  
椎茸

皿  
ニベ鯛さしみ

青み  
うど

平  
肴切身  
芋

中ちよこ  
貝

肴  
はす  
にごみ

汁

すし

酒

以下見合せ

三日晝食ハ酒肴持出しノ事

御棚供物

- 一、御初穂 十二文
- 一、祝餅 二重
- 一、御酒 新樽二升入壺升
- 一、掛鯛 弍尾
- 一、米 但シ一枚二付一尺 一升式合

御棚組膳十二膳ノ事。一膳二付一合宛

一、御水 新タゴ一ツ

一、五穀俵 拾式俵

一、白木綿 壺反

一、七五三繩 一本

一、榊

一、御仮御殿供物

一、祝餅 一重

一、散米 但差渡シ五寸 三合

一、御神酒 壺徳


一、七五三繩 一本

一、榊

一、小鯛 一尾

御湯立供物

- 一、御初穂二十四文 釜本御初穂
- 一、散米壺升
- 一、湯コシ木綿四尺
- 一、祝餅壺重 差渡シ四寸

- 一、御神酒壹徳
- 一、ひようたん杓壹ツ
- 一、清き所ノ赤土少シ
- 一、セリ少シ
- 一、藁スボ  壹ツ
- 差渡シ六寸、廻リ五寸位。釜ノ中ニ浮べ、弊ヲ立テル
- 一、八ツ足壹ツ

火納供物

- 一、米壹升 火ノ散米
- 一、米六合 火のとび式包
- 一、餅四ツ 右入用
- 一、金式拾四文 右入用
- 一、祝餅壹重
- 一、神酒
- 一、米六合 火ノ天外式包
- 一、餅四ツ 右入用
- 一、金式拾四文 右入用

吞立入用

是ハ以前切飾ノ始メニ當リ、御頼ミ方々丁場確メトシテ持參セシモノナレド、本年度ニ於テハ是ニ相當スルモノナケド、先例ニ依リ、茲ニ記載ス

- 一、御初穂拾式文
- 一、散米參合
- 一、酒式升入壹丁
- 一、肴代式拾錢

9、昭和二十二年の祭事記録

- 切飾 (省略)
- 切飾紙入用 (省略)
- 外入用品 (省略)
- 貸附記 (省略)
- 切飾作法 (省略)
- 賣拂 (省略)
- 収入 (省略)
- 支拂 (省略)
- 舞子ケイコ入費 (省略)
- 紙代 (省略)
- 神樂買物 (省略)

昭和式拾貳年四月式拾七日

御神樂諸控帳

勘定 金森光行

外七名

本年度ハ七年期神樂舞舉行ノ年ニ相當スル為、旧正月五日、是ニ對スル協議ヲ為シタル所、許可申請手續六ツケ敷、為ニ後日一協議研究スルコトトナリ、駐在巡查ニ問合セシ所、神樂ノ却本ヲ作製、福岡進駐軍係官ニ提出、許可ナクテハ出来ザル由ニ付、其ノ儘トナリ居レリ。三月初期、定期道作りノ折、一應是ガ研究ヲ岩國警察署ニテスルコトナリ、金森光行、岩國警察ニ出頭、公安課ニテ研究ノ結果、神樂舞ニ限り、集會届ノ形式ニテ届出デ、執行シテモ可ナル由ニテ、直チニ部落信者集合ノ上、之ガ舉行ニ関スル協議ノ結果、本年度ハ物資不足ノ折柄トテ松ノ舞（八閔）ハ取止メ、至極簡單ニ取行フ事ニ決定、四月二十日ニ舉行スルコトニ取シタル所、參議院議員投票日ナルヲ以テ、四月二十七日變更。尚四月二十日頃、青年團ヨリノ希望ニヨリ、松ノ舞八閔モ取行フコトナリ、茲ニ例年通り本格的段界ニ入り、青年諸氏ノ應援ノ下ニ、僅力三日間ニテ木取柱立小屋掛、其他ノ準備全ク終了。毎日ノ好天氣續キニテ、當日ノ天氣ガ非常ニ懸念サレ居タリシガ、古ヨリ行波神樂舞ニ雨無シト確信。當日ハ朝ヨリ照ラズ降ラズノ好天氣ニテ、見物人モ萬ヲ算シ、午後五時、松ノ舞頃ニハ雨模様スラナカリシニ、日没、神樂終了頃ヨリ降雨アリシモ、小時間ニテ無レ滞終了セシハ、全ク神助トモ言フベシ。

記

當宿  
勘定

- 廣中セキ
- 金森光行
- 植松克巳
- 中元軍一
- 江木 龜
- 田中卯一

切飾

主任  
助手

- 樋口柳助
- 藤重長一
- 藤重 稔
- 末廣誠一
- 片山國夫
- 藤重 稔
- 山近一人
- 富弘類知
- 田中 薰

舞子世話方

後全手傳

- 末廣誠一（但シ病氣）
- 片山庄一
- 藤野長一
- 藤重 稔

神官賄

當宿持。但シ時局柄、酒肴等ハ勘定方ヨリ供給。給仕人等附ノ事。

料理人、廣中セキ、吉本愛子、金森光行。給仕、二十六日晚 吉本愛子、二十七日吉本とみ子

神官

- 長田正彦
- 三上從壽
- 三上從正

集来

舞子役割

六職幸文祭

- 片山國男
- 櫻井章泰
- 末廣悦男
- 安村昭人
- 眞江木 潔

諸神勘定  
(ママ勘)

藤重 仁  
田中 弘

神明

櫻井章泰  
末廣悦男

安村正人

手力男

中都常人

眞江木 潔

三寶鬼人

江木壽男

藤重 仁

劍女

善岡 泉

田中 弘

全奉吏

田中 薰

注連瀧水

善岡 泉

田中 勲

弓箭將軍

中都常人

江木壽夫

一童

安村正人

安村正人

二童

中都常人

荒靈豊鎮

田中 豊

五龍地鎮

安村正人

藤重 稔

小童

眞江木 潔

善岡 泉

部眷僕

田中 薰

田中 薰

黄龍

田中 薰

江木幾一

文撰

善岡 泉

金重 幸

八関作法

田中 薰

中都常人

案内

眞江木 潔

田中 勲

靈劍

安村昭人

江木壽夫

同鬼

田中 薰

藤重 稔

第一奉吏

田中 薰

中都常人

操出

善岡 泉

田中 薰

八関作法

省略二付役割無シ

中都常人

案内

植松克己

江木幾市

靈劍

江木幾市

日本記

眞江木 潔

豊島棟生

天津岩戸

藤重 仁

同鬼

田中 弘

第一奉吏

安村正人

田中 弘

同鬼

藤重 稔

第二奉吏

田中 勲

同 鬼

片山 國男

第三奉吏

善岡 泉

同 鬼

中元 善之

第四奉吏

藤重 眞

全 鬼

田中 薫

第五奉吏

中都 常人

全 鬼

富弘 義知

第六奉吏

中都 茂人

全 鬼

善岡 茂一

第七奉吏

樋口 義人

全 鬼

富弘 類知

第八奉吏

江木 壽夫

全 鬼

田中 豊

松神樂

眞江木 潔

藤重 仁

田中 弘

櫻井 章泰

中都 義人

松上り

神殿木

中柱 式本

中岡 義雄

角柱、中柱六本

二本 金森 光行

二本 金重 春吉

一本 安村 喜一

一本 中岡 義雄

登り松 江木一男

杉材料（桁及棟木） 金森光行

神殿用屋根竹十五束、須山柳助氏ヨリ借受

（中岡義雄ヨリ買入分）

登り松用竹三本 江木一男出シ

一、オハケ竹六本 金森光行出シ

一、モーソー竹三本、神殿手スリ用。三本、村上章ヨリ買

一、菰ハ村中農家ヨリ二枚宛借受ケ。五コク俵出シノ者ハ一枚宛

借受ケ。但シ本年度ハ楽屋・舞子仕度場ニ農業會ヨリ天幕借

用使用、並ニ各戸一枚宛ムシロ持出ノ為、普通四十戸標準四

枚宛必要ノ所、二枚借受ニ付附記ス

一、繩ハ戸別三ボー宛、及ビ宮屋根葺用二十尋持出シノ所不足ニ

付、今後ハ屋根葺用ハ三十尋ト心得ベシ

一、ムシロ

拾五枚 植松克己ヨリ買

拾枚 安村喜一ヨリ借

拾枚 江木彦一ヨリ借

普通百二十枚必要ノ所、天幕借受ケノ為各戸一枚宛持出シ充

當ス

一、疊

是迄ハ拾式枚新調買入ノ所、買入困難ノ為三柱教會所用六枚

借入テ済ス

一、松板 正六四坪

中元軍一・耕地整理組合ヨリ借入テ済ス

一、並六分 約四坪

中岡義雄外中組ヨリ借用シテ済ス

一、桁及棟木締付用大綱十本

藁持寄り製作



一、大綱(登り松用) 参本

但シボー繩一ボーヲ八本合セシモノヲ三ツヨリトセルモノ製  
作

一、小麥藁

神社屋根替用麥藁、農家信者ヨリ六メ宛寄附願フ。但シ小量  
不足ニ付今後ハ約三百貫必要ト心得ベシ

一、神殿其他ノ圖ハ昭和四年ノ帳見合セノコトニ付、本帳ニハ記  
載省略ス

神官賄ヒ

四月二十六日晚

引受

金森光行

藤重長一

給仕

吉本トミ子

鶏肉

吸物 椎茸

青身

皿 ぶり刺身

青みちしや

平 かまぶこ

中ちよこ 酢貝

小皿 煮込 芋の子

こんにやく

ひとつもじなます

すし 盛附

酒

四月二十七日朝

汁 貝 とうふ

煮込 芋 竹乃子

こんにやく

香の物 いろ附

めし

四月二十七日晝

皿 ぶり刺身

あおみ

吸物 肴切身

椎茸

平 かまぶこ

中ちよこ す貝

すし 盛附

酒

四月二十七日晚

金森光行

樋口柳助

吸物 鯛切身

とうふ

皿 ぶり刺身

青みちしや

中ちよこ 貝

小皿 煮込 芋の子

こんにやく いろ附

なます わかめ

すし 盛附

酒

御棚供物

一、御初穂 五銭(十二文ノ所)

一、祝餅 二重

一、御酒 新樽二升入、極少量入

一、甘酒 コーシ半枚分

一、掛鯛 貳尾

一、米 但シ八寸位百匁内外

一、御水 壺升貳合

一、五穀俵 御棚組膳十二膳ノコト。一膳ニ付一合宛

一、白木綿 新タゴ一ツ

一、七五三繩 拾参俵(十二俵ノ所ウルウ年

一、榊 二付)

一、白木綿 一本

一、祝餅 壺重

一、散米 但差渡シ五寸

一、御神酒 参合

一、七五三繩 壺徳

一、榊 壺本

一、小鯛 壺尾

長サ七寸(六十匁)

御湯立供物

一、御初穂 五銭(釜本御初穂二十四文ノ

所)

一、散米 壺升

一、湯コシ木綿 四尺

一、祝餅 壺重

一、御神酒 差渡シ四寸

一、杓ひうたん 壺徳

一、清き所の赤土 壺個(加工せざるもの)

一、セリ 少シ

一、藁スボ 少シ

一、八ツ足 壺個

一、塩 少シ(清メル折使用)

一、米壺升 火の散米

一、米六合 火のとび二包

一、餅四ツ 火のとび使用

一、金五銭二十四文ノ所 右入用

一、祝餅 壺重

一、御神酒 壺徳

一、米六合 火の天蓋式包

一、餅四ツ 右入用

一、御初穂金五銭二十四文ノ所 右入用

切飾

一、玉幡 十六

一、錢幡 十六

一、十二ノエト 字ニテ略ス

一、四神幡 御ハケ竹四本エツルス

一、八神ノ幡 神殿ノ内ヘ四ヶ所エツルス

一、六十四神幡 神殿内ヘ四方ツルス

一、一厘銭十二文 糸ニ通シテ神殿四方ヘツルス

一、八関ノ幡 裏表 神殿東南ト西北ヘツルス

一、びやつかい 壹ツ

一、天蓋 貳ツ

切節紙入用

一、半紙 五束

一、色紙 貳百枚

本年度ハ物資不足ニ付、以上ヲ以テ間ニ合ス

其他墨汁、糊、麻オ、ふ糸等入用ナレドモ寄贈

又ハ借用シテ済ス

収支計算書

収入之部

金壹百円 江木章ヨリ寄附

金貳拾円 安村寿雄ヨリ全

金貳百円 岩国鉦山ヨリ全

金貳拾円 河岡利一ヨリ全

金貳百円 須山柳助ヨリ全

金貳百円 宮脇良一ヨリ全

金貳百円 行波青年團ヨリ全

金参千円 部落内信者ヨリ全

金参円 モチ米代トシテ三浦栄作ヨリ

全

金拾五円

金貳百円

金貳百五円

金貳百拾円

金貳百五十円

金百三十二円五十銭

金六拾五円

金七拾参円

金参百参拾参円

合計五千四百貳拾六円五拾銭

外

式升入壹個 廣中氏ヨリ寄附

支拂之部

金貳百円 長田御礼

金壹百円 三上從寿御礼

金壹百円 三上從正御礼

金五拾円 當宿御礼

金四拾円 吉本御礼

金参拾六円 神官賄用カマボコ三ツ

金四拾五円 全 鯛(七寸)一尾

金四拾五円 全 アケ貝三百匁

金七円 全 ワカメ一把

金七拾五円 全 ブリ八分ノ一切

金五拾貳円五十銭 全 酒一升五合

金拾八円貳拾七銭 醬油代

金百貳拾円 長田参り持参、酒壹升代

供物用

金百四拾円

掛鯛二尾

モーソー竹三本賣拂中都ヨリ

ムシロ五枚賣拂三浦栄作

全 櫻井梅人

全 江木丈太郎

木綿ニヤール藤重眞

桶一コ賣拂中元軍一

二升入一ヶ賣拂善岡小一

サイ銭

金四拾五円  
 假御殿用供鯛一尾  
 金参拾円  
 コージ半枚  
 金百参拾五円  
 白木綿二ヤール  
 金拾貳円九十五銭  
 桶一ヶ(広中)  
 御神酒三合七勺  
 金拾五銭  
 御初穂  
 其他  
 金九百八拾円  
 御宮屋根葺七人一分、祝儀共  
 金四百参拾五円  
 全手傳人夫賃及松切り人夫賃  
 金拾九円貳拾銭  
 三柱教会所戸修理ノ為製材賃  
 金参拾九円貳拾銭  
 全釘代  
 金参拾七円  
 ローソク代  
 電氣料  
 金参拾七円  
 モーソー竹二本代、村上トミ  
 ヨ拂  
 金六百円  
 半紙色紙代、江木幾一  
 金六百七拾五円  
 ムシロ拾五枚、植松克己  
 金貳拾四円  
 半紙二帖(帳簿用) 江木幾一  
 面借用御礼、大山区  
 金参拾円  
 面・神服御礼、下区  
 金拾五円  
 神服修繕、山根トシ子  
 金拾円  
 登り松用竹破損礼、江木一男  
 金参拾円  
 ムシロ借賃、江木彦一  
 金四拾五円  
 ムシロ一枚代、右全人  
 金参拾円  
 ムシロ借賃、安村喜一  
 金五拾円  
 板破損礼、中元郡一  
 金貳百円  
 松登り御礼、中都義人  
 舞子御礼、片山国男方へ

金壹百貳拾円  
 舞子へ酒一升、舞子世話係  
 金参拾円五拾銭  
 木炭一俵代、湯立火納用  
 金拾円  
 鈴修理代、藤重 稔  
 金四円四拾銭  
 登り松用俵代、二俵。但シ尠  
 金貳拾円  
 俵ハ一枚俵。金森  
 金貳拾円  
 天神ノ折服借礼、保木区  
 金拾貳円五拾銭  
 天神ノ折馬具礼、小郷口  
 合計金五千百貳拾八円六拾七銭  
 天神ノ折旗紙・草履ハナ才用  
 金四拾円  
 紙、藤重 稔  
 小麥藁七メ代、江木彦一  
 差引貳百九拾七円八拾参銭  
 賞附記  
 昭和二十二年四月二十七日  
 一、米五斗 谷 正生  
 一、金百貳拾円  
 昭和十六年四月ヨリ全貳拾貳年四月迄、右貸附  
 米五斗ニ対スル利息金。但シ一斗金五拾円ニシ  
 テ利息八年八朱ノ計算、六ヶ年分  
 宮屋根フキ傳人夫賃  
 一、金参拾円一日分 植松克己  
 一、金 全 村重伊作  
 一、金 全 金森光行  
 一、金 全 山根岩槌  
 一、金 全 中都宇恵夫  
 一、金六拾円 江木一男

一、金參拾円  
 一、金 全  
 一、金六拾円  
 一、金參拾円  
 一、金參拾円  
 一、金拾五円  
 一、金參拾円  
 合計四百參拾五円

田中 護  
 江木 稔  
 樋口義夫  
 藤重 眞  
 安村喜一  
 眞江木眞一  
 松切り人夫賃、藤野長一

五穀俵割當  
 樋口柳助  
 片山庄一  
 三浦栄作  
 山近一人  
 眞江木眞一  
 江木彦一  
 椿 治三郎  
 中都利作  
 安村郡一  
 藤重長一  
 金重春吉  
 善岡茂一  
 村重伊作  
 以上拾參俵

10、昭和二十八年の祭事記録

昭和二十八年四月二十二日  
 御神樂諸控帳  
 勘定 金森光行  
 外名

記

當宿  
 勘定 廣中増男  
 金森光行  
 植松克己  
 中元軍一  
 田中 護  
 樋口柳助  
 藤重長一  
 江木 稔  
 重岡正己  
 重岡正己  
 片山國男  
 山近一人  
 富弘類知  
 江木幾一  
 金重春吉  
 加藤 寶  
 片山庄一  
 藤野長一  
 江木幾一

部落長  
 切飾

舞子世話方

神官賄 當宿持。但シ酒肴ハ勘定方ヨリ支給。給仕

人附

料理人

金森光行  
廣中セキ

靈劔

敷太刀

眞神對應内外

眞江木 潔  
田中 博  
安村 寿雄

給仕二十六日晚

二十七日

重岡ユキ子  
江木ユキ子  
重岡初枝

柴鬼人

藤重 仁

奉吏

安村 寿雄

愛宕八幡

藤重 仁

神官

長田 敬房

一木 正彦

三上 從正

日本記

江木 幾一

天津岩戸

惣神樂

末廣健一

集来

舞子役割

片山 國男

六職幸文祭

片山 享幹 タカヨシ

安村 厚

藤重 文也

田中 明人

江木 義明

山根 輝行

末廣 健一

木村 一郎

片山 享幹

安村 厚

安村 壽雄

藤重 仁

眞江木 潔

田中 博

江木 幾一

諸神勸定 (ママ勸請)

全奉吏

末廣健一

木村 一郎

片山 享幹

安村 寿雄

善岡 泉

眞江木 潔

安村 寿雄

眞江木 潔

注連灑水

弓箭將軍

一童

二童

五龍地鎮

神種

八閩作法

文選

所務分ケ省略ニ付役割無シ

黄龍

善岡 泉

部眷僕

江木幾一

小童

安村 厚

藤重 仁

田中 博

案内

植松克己

靈鈕

眞江木 潔

操出

江木幾一

第一鬼

片山國雄

第二鬼

善岡 泉

第三鬼

藤重 仁

第四鬼

江木 稔

奉吏

中都恒人

奉吏

松本義登

奉吏

末廣健一

奉吏

富弘義知

奉吏

木村一郎

奉吏

田中 豊

奉吏

片山享幹

奉吏

善岡幾一

奉吏

安村寿雄

奉吏

中元軍一

奉吏

田中 博

奉吏

椿 操

松神楽

片山國雄

藤重文也

田中明人

江木義明

山根輝行

村重一二三

收支決算書

収入

一、金六万四千参百円

是ハ部落各戸寄附金、四十六戸分

一、金参千五拾五円

是ハ願舞當日渡賃。外五千円、青年団へ礼五百円、村上へ礼

一、金壹千参百七拾参円八拾参銭

是ハ當日御賽銭

一、金壹万八仟五百拾円

是ハ他部落ヨリ寄附金

一、金五千六百七拾円

是ハ後始末賣り上金

合計金九萬貳千九百八円八拾参銭

支出

舞子(マヤ世)施話方帳場カタメ用トシテ

金百貳拾円

金参百円

金参拾五円

金五百七拾円

金壹百円

金七百円

金参百円

金四百六円

トーフ十丁

木炭代

醬油代

菓子代

アゲハン

酒二升

木炭代

電氣料、二ヶ月分

金千七百四拾八円 酒肴菓子代、中棟上用  
金参百円 ケイコ用部屋借賃  
合計金四千五百七拾九円

切飾

金千貳百貳拾五円 舞幣紙代

金千四百八拾円 色紙代

金貳拾五円 ツナ代、江木店拂

金参拾円 色粉

金百円 棟上雑費

金四千九百円 切飾手間賃、十四人役

合計七千七百六拾円

荒玉杜修理(上塗)

金参百貳拾五円 カキ灰二俵半

金貳百四拾円 中ヌリスサ一俵半

金百六拾五円 玉スサ代

金貳百四拾円 フノリ代

金壹千百六拾円 左官賃、安永玉助

金参百円 棟上雑費

金六拾円 材料運賃

金百拾貳円 油代

合計金貳千六百貳円

御宮屋根フキ

金貳千七百円 屋根フキ四人五分、眞江木眞

金五千百円 一 手傳人夫賃、男十四人役、女

金八百円 一人役

金百五拾円 棟上雑費

竹代、金森

金五拾円 針金、椿  
金貳百円 杉皮、善岡  
金貳百円 ナワ、中元  
合計金九千貳百円

祭典神樂舞

金参拾円 御弊其他祭典用半紙三帖

金五拾円 全 障子紙一帖

金四拾円 〃 十枚、広中増男

金九百七拾円 御神酒、神官マカナイ用

金七拾貳円 神酒徳利、二本代

金四拾八円 コン紙四枚、御弊用

金九拾円 封筒二百枚

金参拾五円 湯コシ用白木綿三尺、村重

金参百円 八関舞錢ノツナ用白木綿一反

金五百七拾円 (金重)

金六百拾円 御供物用モチ米三升八合、藤

金参百九拾円 重長一

金貳千円 米四升七合、供用。中都

金貳千円 米三升、重岡正己

金壹千円 長田御礼

金壹千円 市木御礼

金四百八拾五円 三上御礼

金貳百円 長田持参酒一升代

金参百円 大山へ面ノ御礼

金壹百円 下へ 〃

金参拾円 滝山へ 〃

金四拾貳百円 古俵代、広中増男

金四拾貳百円 タタミ六枚、農協



金貳千四百円  
 金四百円  
 金七拾円  
 金壹百円  
 金壹万參千七百円  
 金五百円  
 金九百八拾円  
 金壹千七百參拾円  
 金壹千円  
 金壹千円  
 金貳阡円  
 金四百八拾五円  
 金五百円  
 金百參拾円  
 金百五拾円  
 金參百七拾円  
 一千六十円也の内  
 五〇〇円江木勝馬  
 二九〇円片山庄一  
 寄附  
 松登用シヤツ一枚  
 全 ツボン一枚  
 白木綿一反  
 千島絹二反代  
 神服ヒモ代  
 舞用刀四本  
 神官マカナヒ用魚龜肴代  
 ムシロ三十枚、杭名林  
 桶一ヶ  
 コージ一枚  
 カーバイト  
 幟老对及紐代、広島赤木  
 染工場  
 鈴二ヶ、三村  
 幟買入ノ為広島出張費、  
 二人一回分(金森・植松)  
 神殿引込電気料  
 當宿御礼  
 松登リ御礼  
 舞子御礼  
 酒一升代  
 菓子料  
 湯立用木炭二メ、金森  
 登リ松用木札尺巾、工作賃共  
 火花代

金參百円  
 金貳百円  
 金六拾円  
 金百円  
 金參百円  
 金四拾円  
 金貳拾五円  
 金六拾五円  
 金七拾円  
 金四拾円  
 金八拾円  
 金貳百円  
 金四百八拾五円  
 金百八拾円  
 金壹百円  
 金壹百五拾円  
 金貳百円  
 合計四万六千四百九拾円  
 寄附芳名  
 (省略・四十六名、六五・八〇〇円)  
 オハケ竹代、藤野長一  
 麻才代  
 カワラケ代  
 麻繩ナヒ賃、中都  
 給仕人御礼、江木ゆき子、藤  
 野千恵、重岡初枝  
 洋紙  
 インク  
 墨汁  
 ローソク代  
 半紙  
 封筒  
 神服ヌイ賃、樋口  
 勘定棟上、酒一升代  
 全 肴代  
 札状ハガキ代  
 電球三ヶ代  
 コード紙代、舞譜寫本用、三  
 上氏へ依頼

注1 本文からもわかる通り、前の棟札の裏に、文久三年に長田高房が荒玉神社の由来を書いたものである。その中で「其時ノ棟札無之事乎」とあるのは「其時ノ棟札ニ由来ノ記述無之事乎」の意味であろう。

注2 明治二十年以後、神楽を奉納した時に荒玉社に納めたもの。

注3 旧正月五日に、村民全体の寄合があり、ここでその年の村中の役など一切をきめる。神楽がある年は、神楽の当宿、勘定などもきめる。

注4 釜のもとに供える御初穂の意

注5 下村にある禅宗曹洞派の寺院

注6 原本には巴と牛の右横に（世）（午）とカッコつきで世と午とをつけている。

注7 これより後は新しい異なる質の紙に別筆で書いてある。

# 岩国行波の神舞行事

昭和五十四年三月発行

発行 岩国市教育委員会

郵便番号 七四〇

岩国市今津町一丁目一四一五一  
電話 岩国 二二一四二四二

印刷 太陽印刷株式会社